黒潮町地域防災計画

令和５年３月

黒潮町防災会議

裏白

目　　次

第１編　総　則 1
第１章　計画の趣旨 1
第１節　計画の目的 1
第２節　計画の構成 2
第３節　重点を置くべき事項 3
第４節　計画の効果的な推進 5
第５節　計画の修正 6
第６節　他の法律との関係 6
第７節　計画の習熟 7
第２章　黒潮町の特性 8
第１節　地理的条件 8
第２節　社会的条件 10
第３節　気象条件 11
第４節　地質、地層構造 12
第５節　災害の特徴 12
第６節　南海トラフ地震の特徴 13
第７節　地震及び津波被害想定結果の概要 14
第８節　海外等の遠隔地で発生した地震による被害 23
第３章　黒潮町防災会議 24
第１節　設置及び所掌事務 24
第２節　組織及び運営 24
第４章　防災関係機関 25
第１節　防災関係機関の責務 25
第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 27
第５章　町民、事業者の責務 34

第２編　災害予防対策 35
第１章　災害に強いまちづくり 35
第１節　地震及び津波災害対策への基本的な考え方 35
第２節　防災まちづくり 36
第３節　災害に強い土地利用の推進 39
第２章　予防対策の推進 43
第１節　土砂災害を予防する施設及び体制の整備 43
第２節　山地災害・農地災害を予防する施設整備 48
第３節　風水害を予防する施設整備 49
第４節　風水害予防活動 51
第５節　ライフライン等の対策 53
第６節　火災予防対策 58
第７節　林野火災予防対策 61
第８節　危険物等災害予防対策 63

第９節　道路災害予防対策 65
第 10 節　海上災害予防対策 66
第 11 節　海上における排出油等災害対策 67
第 12 節　陸上における排出油等災害対策 69
第 13 節　原子力事故災害対策 70
第 14 節　津波災害予防対策（第５編「重点的な取り組み」を参照）..... 71
第 15 節　建築物等災害予防対策（第５編「重点的な取り組み」を参照）..... 73
第 16 節　地盤災害等予防対策 75
第 17 節　公共土木施設等の災害予防対策 76
第３章　地域防災力の育成..... 79
第１節　防災知識の日常化 79
第２節　実践的な防災訓練の実施 83
第３節　自主的な防災活動への支援 87
第４節　事業者による自主防災体制の整備 91
第５節　要配慮者への対策等 93
第６節　消防団を中心とした地域の防災体制 98
第７節　自発的な支援を受け入れるための環境整備 99
第８節　帰宅困難者対策計画 101
第４章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 102
第１節　防災施設の限界と避難開始の時期 102
第２節　危険性の周知..... 104
第３節　避難を可能にするサインの整備 106
第４節　自主的な避難..... 108
第５節　避難計画..... 110
第６節　避難体制の整備 114
第５章　災害に備える体制の確立..... 119
第１節　配備動員体制（一般対策） 119
第２節　配備動員体制（震災対策） 121
第３節　災害警戒本部..... 122
第４節　災害対策本部..... 123
第５節　情報の収集・伝達体制 126
第６節　防災担当者等の人材育成 132
第７節　防災関係機関相互の連携体制 133
第８節　防災中枢機能の確保、充実 135
第６章　災害応急対策・復旧対策への備え 136
第１節　消火・救助・救急対策 136
第２節　災害時医療対策 137
第３節　緊急輸送活動対策 143
第４節　緊急物資（備蓄品等）確保対策 146
第５節　消毒・保健衛生体制の整備 149
第６節　各種データの保存 151
第７節　罹災証明書の発行体制の整備 152

第３編　災害応急対策 153
第１章　災害時応急活動 153
第１節　活動体制の確立 153
第２節　気象警報等の伝達 166
第３節　情報の収集・伝達 169
第４節　通信連絡 178
第５節　応援要請・受援体制 181
第６節　広報活動 183
第７節　警戒活動 186
第８節　避難活動等 188
第９節　災害拡大防止活動 197
第 10 節　火災及び事故災害対策 200
第 11 節　原子力事故災害応急・復旧対策 209
第 12 節　緊急輸送活動 211
第 13 節　交通確保対策 214
第 14 節　社会秩序維持活動等 216
第 15 節　地域への救援活動 217
第 16 節　物資、資機材、人員等の配備手配 234
第 17 節　ライフライン等施設の応急対策 235
第 18 節　教育対策 239
第 19 節　労務の提供 243
第 20 節　要配慮者への配慮 245
第 21 節　災害応急金融対策 247
第 22 節　災害応急融資 248
第 23 節　二次災害の防止 249
第 24 節　自発的支援の受入れ 251
第 25 節　被災者台帳の整備 252
第 26 節　安否情報の提供 253
第２章　自衛隊の災害派遣 254
第１節　災害派遣要請ができる範囲 254
第２節　災害派遣要請の手続き 256
第３節　派遣部隊の受入体制 258
第４節　派遣部隊の業務及び撤収等 259

第４編　災害復旧・復興対策 261
第１章　災害復旧対策 261
第１節　復旧・復興の基本方向の決定 261
第２節　迅速な原状復旧の進め方 262
第３節　公共施設等復旧対策 263
第２章　復興計画 264
第１節　復興計画の進め方 264
第２節　事前復興まちづくり計画 266
第３節　被災者等の生活再建等の支援 267

第４節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援 270

第５編　重点的な取り組み 271
第１章　命を守る対策 271
第１節　強い揺れから身を守る対策 271
第２節　津波から避難する対策 273
第２章　命をつなぐ対策 278
第１節　応急対策活動体制等の整備 278
第２節　広域避難体制等の整備 278
第３節　避難所等の整備 278
第４節　受援体制の強化 278
第３章　生活を立ち上げる対策 279
第１節　まちづくり 279
第２節　くらしの再建 279
第４章　南海トラフ地震臨時情報への対応 280
第１節　南海トラフ地震臨時情報 280
第２節　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 281
第５章　震災に強い人・地域づくり対策 283
第６章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 286
第７章　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 288

第１編　総　則

第１章　計画の趣旨

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、黒潮町の地域にかかる災害から、町民の生命、身体及び財産を保護するために、町において防災上必要な諸施策を、町、県、近隣市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、町民それぞれの役割を明らかにしながら定めるものであるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、町の災害に対処する能力の増強を人的・財源的範囲内で図ることを目的とします。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号。以下「特別措置法」という。)第５条第１項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

なお、本計画は、以下の性格を有しています。

○　この計画は、町の地域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画であり、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うこととします。

○　この計画により、防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合します。

○　この計画は、災害救助法に基づき、県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 30 条に基づき町長に委任された場合の計画又は県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画並びに水防法に基づき町が定める水防計画等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画に位置付けられます。

第２節　計画の構成

黒潮町地域防災計画は、総則、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策、重点的な取り組み及び資料編で構成したものです。

また、南海トラフ地震防災対策推進計画は、「震災対策編」に含むものとしていました。

しかし、平成 26 年度の計画改定で「一般対策編」と「震災対策編」を統合したため、南海トラフ地震防災対策推進計画は、黒潮町地域防災計画に含むものとします。

＊土砂災害警戒避難体制については、資料編「29 土砂災害避難体制の整備」に定めます。

○　**第１編　総則**

この計画の主旨、防災関係機関の業務など計画の基本となる事項を示します。

○　**第２編　災害予防対策**

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、町民生活の確保方策などの予防対策を示します。

○　**第３編　災害応急対策**

災害が発生した場合の応急対策を示します。

○　**第４編　災害復旧・復興対策**

災害発生後の復旧、復興対策を示します。

○　**第５編　重点的な取り組み**

災害後の復興に向け、取り組むべき重点的な対策について示します。

第３節　重点を置くべき事項

第１　一般災害

町は、災害が発生しやすい自然条件下にあり、県と共に、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきましたが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきています。

このため、町においては、自然災害の防備に対しては、自然的な立地条件などに基づく科学的な対策並びに町の社会的な災害誘因を含めた総合的な見地から、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ町民の生命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、町民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進します。

また、地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、町防災会議の委員への任命など、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。

さらに、自らの命、安全、財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進めます。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を進めます。

第２　地震及び津波災害

（１）基本的な考え方

本町は、上代の白鳳地震以来、100 年～150 年に一度南海地震という大規模自然災害との共存を余儀なくされてきました。そのような中、平成 24 年には、南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計が、内閣府及び高知県から公表されました。

その内容は、最大震度が７、最大津波高が 34m という日本一厳しい数字であり、平成 23 年３月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生以降慎重に見直してきた、本町の防災計画と対策事業をさらに見直さなければならない、極めて厳しいものでした

しかしながら、本町は、いかなる困難な状況に直面しようとも、まず町民の命を守るということを大原則とし、これからも海の恵みあふれる豊かなまちづくりを進めていきます。そして、先人から受け継いだふるさとを次の世代へしっかりと引き継いでいく営みは、これまでと少しも変わることはありません。

そのために、南海トラフ地震としっかりと向き合い、地震・津波と日本一うまく付き合う、「黒潮町の南海トラフ地震・津波防災計画の考え方」をもって、今後のまちづくりを推進していきます。

それにしても、国が公表した内容は、あまりにも衝撃的なものであり、当初は津波からの避難そのものをあきらめる、いわゆる「避難放棄者」を多く生み出すような危機感が広がりました。「あきらめる」ことからは何も生まれません。それよりも、自分たちの住んでいる町の歴史を知り、幾度となく繰り返された過去の南海地震の甚大な被害からも、決してあきらめることなく「ふるさと」を再生してきた先人の営みに思いをはせながら、現在の科学的知見による地震・津波のメカニズムをしっかりと理解し、一人の犠牲者も出さないための南海トラフ地震・津波対策を完成させることが何よりも大切であり、今を生きる私たちの責任です。

あきらめない。揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ。

本町における南海トラフ地震・津波の防災計画は、「避難放棄者」を出さないという基本理念をもって構築します。

（２）重点を置くべき事項

平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生命が失われました。

過去に発生した南海地震は、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生しています。このため、こうした可能性を考慮するとともに、被害の広域性や地域の孤立などの災害特性なども踏まえて、対策を進めていきます。

対策を進めるにあたり、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、町民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり、地域づくり対策について、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じます。

その際には、男女共同参画の視点を取り入れるとともに要配慮者対策など多様なニーズに配慮します。

町全体の防災力の向上を図るため、町をはじめとする公的機関は発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取り組みを進めるとともに、町民には自らの生命は自ら守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めていただき、県や町はその取り組みを後押しするための施策を進め、自助、共助、公助それぞれが互いに連携する取り組みを進めます。

第４節　計画の効果的な推進

１　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、地域防災計画に記述される地域の実態を踏まえ、防災業務計画に修正を加えるものとします。

２　町は、地域の自然的、社会的条件等を踏まえて、地域防災計画に記述する各事項を検討し、町地域防災計画に修正を加えるものとします。

３　防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、次の３点を実行するものとします。

○　本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領を意味します。以下同じ）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底

○　計画、アクションプランの定期的な点検結果や訓練等から得られた教訓の反映

○　他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第５節　計画の修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは防災会議において修正します。

また、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を防災会議に提出します。

第６節　他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、水防法、消防法、災害救助法、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理します。

第７節　計画の習熟

町及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとします。

［注記］本計画における用語について

町　　民	黒潮町に住所を有する方。
町 民 等	上記に加え、他県、他市町村から通学・通勤する方及び災害時に町に滞在する方等も含めます。
要 配 慮 者	災害時に配慮が必要な方で、高齢者、障がい者、難病の人、乳幼児、妊婦、外国人などが考えられる。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な方のこと。
事　　業　　者	個人、会社（法人や団体）で金銭的な利益を得るために事業を営む者。
施 設 管 理 者	施設を管理し運営・経営を行う者、又はそのような組織。
個別避難計画	災害時の避難や避難後の生活に助けが必要な方のための計画で、具体的には避難行動要支援者一人ひとりの計画
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関
関 係 機 関	防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関
県	高知県の部局、高知県警察及び出先機関、高知県教育委員会等
町	黒潮町の課室局、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防署、消防団を含めます)。
自　　衛　　隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道及び通信の事業
避 難 場 所 （指定緊急避難場所）	町が指定する、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所。
避　　難　　所 （指定避難所）	町が指定する、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設。

第２章　黒潮町の特性

第１節　地理的条件

第１　位置

黒潮町は、東経 133 度 0 分、北緯 33 度 1 分を中心とする高知県西南部に位置し、西は四万十市、北東部は高岡郡四万十町に接しています。

第２　面積

黒潮町は、南東側は太平洋に面し、町域面積 188.46 平方キロメートルあります。

（注）面積は、国土地理院「令和 4 年度全国都道府県市区町村別　面積調」より

■ 黒潮町位置図



第３　地勢

（１）山地

黒潮町の地形は、五在所ノ峰から黒塔、石見寺山に連なる標高 400～500m の山地から土佐湾に面した中起伏の海岸山地を中心に、全体として地盤の隆起運動の顕著な山地が大半を占めています。

（２）河川・水系

五在所ノ峰から黒塔、石見寺山に連なる山地から流下する伊与木川、蜷川、湊川、加持川、蛎瀬川等の中小河川は、町内を流れ海岸沿いの市街地や集落を貫流しています。

（３）海岸

沿岸部は、土佐湾が沈降して出来た直線的な古い断層海岸で、海蝕も激しく多くの海蝕崖を有し、岩礁がその全面に続くなかで、一部砂浜海岸も分布しています。

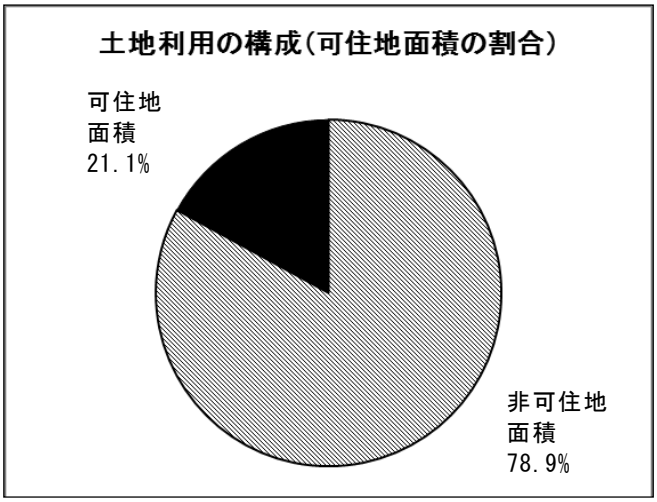
入野の浜は土佐湾沿岸でも代表的な砂浜海岸で、その砂礫は、四万十川をはじめ北側の山地より流出供給されたものが沿岸潮流によって比較的安定して堆積したことを示すものとなっており、その背後には小規模ですが、低地が広がっています。

第２節　社会的条件

第１　土地利用

黒潮町の総土地面積は 18,846ha で、このうち可住地面積は 3,974ha と全体の 21.1%で、都市計画域となっており、耕地面積は 800ha（4.2%）です。

また、林野面積は 14,872ha で、町域の 78.9%を占めています。



出典：総土地面積及び林野面積、耕地面積：農林水産省「2020 年農業センサス」
「令和 2 年面積調査」
湖沼面積：国土地理院「令和 4 年度全国都道府県市区町村別　面積調」
可住地面積は、総土地－（林野面積＋湖沼面積【黒潮町 0 ha】）である。

第２　人口・世帯

国勢調査における黒潮町の人口は、昭和 55 年時に 16,116 人（旧大方町、旧佐賀町の合計）でしたが、人口減少傾向が続き、平成 27 年に 11,217 人、令和 2 年には 10,262 人となっています。

三世代別年齢別人口の推移を見ると、昭和 55 年時点では高齢化率が 15.2%であったものが、平成 27 年度に 41.2%、令和 2 年には 45.0%と増加し、年少人口については、昭和 55 年時点では 20.8%あった構成比が、平成 27 年度に 9.2%、令和 2 年には 8.7%まで減少しており、少子高齢者化の進展が顕著となっています。

黒潮町の世帯構成を従業職種別にみると、農家数が 529 世帯（11.5%）、林家数 244 世帯（5.3%）、漁業世帯数 160 世帯（3.5%）となっており、一次産業に従事する世帯割合が全体の 20.3%を占めています。また、世帯の分布状況では、入野地区、佐賀地区に世帯が集まっており、全世帯数の 43.4%を占めています。

出典：人口、世帯構成：総務省統計局「令和 2 年国勢調査」、世帯構成：農林水産省「2020 年農林業センサス」「2018 年漁業センサス」世帯の分布状況「住民基本台帳」

第３節　気象条件

第１　概況

四国山地が黒潮町の気候に与える影響は、特に寒い冬の季節に大きく、季節風が四国山地に遮られるのに加え黒潮の影響も受け、高知気象台佐賀観測所における過去45年間（1978年から2022年）の年間平均気温は16.4℃と温暖な気候となっています。暖かい夏の季節には、黒潮上を渡る南寄りの湿った気流が四国山地に吹きつけるため、過去45年間の町の年間平均降水量は2788.0㎜と多く、過去45年間では約4,000㎜/年を記録した年もあるなど、日本では有数の多雨地帯となっています。

第２　降水量

高知気象台佐賀観測所における過去45年間（1978年から2022年）の年平均降水量は2788.0㎜/年で、最大日降水量の同期間における平均は198㎜/日となっていますが、過去の観測記録では、1998年に最大日降水量429㎜/日を記録しているほか、2003年404㎜/日、2004年300㎜/日と集中的な豪雨が記録されています。

また、最大1時間降水量の平均は54.1㎜/ｈで、過去の観測記録では、2019年に最大1時間降水量89.5㎜/ｈを記録しているほか、最大日降水量を記録した1998年には71㎜/ｈ、2003年には74㎜/ｈ、2008年には75㎜/ｈの集中豪雨を記録しています。

第４節　地質、地層構造

黒潮町の大部分の地層群は、白亜系の四万十川層群（須崎層及び野々川層）に属し、南東部の一部において、古代三系の清水層及び田ノ口層が分布しています。また、段丘堆積物（洪積統）や河川沿いの低地及び谷底平野に沖積層が分布しています。

表層地質は、泥岩がち互層が広く分布し、南東部において、一部砂岩がち互層が分布し、西部の山間地区の一部には赤色頁岩の分布が見られます。大方地区の海浜部においては、砂礫層を中心とする堆積物による表層地質が形成され、入野地区は、海岸沿いに約２㎞にわたって幅500ｍ、標高７ｍ程の砂丘があり、砂丘の北側には後背低地が帯状に分布しています。

後背低地のような軟弱地盤は、地震時に液状化及び強地震動の可能性が考えられます。特に盛土をして建てられた土木構造物は破壊されやすい傾向があります。

また、砂州や砂丘に立地する集落では、地下水位が浅いため液状化の発生が懸念されます。

段丘上に立地する住宅は、比較的しまった地盤や基盤岩上に立地しているため被害は少ないと思われますが、その中でも埋谷地にある建物は強振動によって塀や建物等に被害が発生するおそれがあります。

（資料：土地分類基本調査（土佐佐賀）国土調査 高知県 1977 年）

第５節　災害の特徴

高知県における主な気象災害は、別紙資料編のとおりです。

≪資料編：高知県の主要な災害記録年表≫

第６節　南海トラフ地震の特徴

本町に甚大な被害を及ぼしてきた土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海トラフ地震は、100 年から 150 年の間隔で発生すると言われており、次に発生する時期について文部科学省の「地震調査研究推進本部」は、令和 45 年 1 月 1 日を基準日と算定して、その発生確率は、今後 30 年以内では 70～80%程度、40 年以内では 90％程度と公表しています。

高知県の予測によると、本町では、南海トラフ地震が発生すると、沿岸に近い地域では最大震度７、その他ほとんど地域でも最大震度６強の揺れが想定され、それぞれの地域で、震度３以上の揺れは約 150 秒程度続くと想定されています。

本町では、地盤が軟弱な河川流域の沖積層の平野部に人口が集中しているため、地震動そのものの他、液状化による家屋倒壊などで大規模な被害が発生する可能性もあります。

また、国の想定では、地震発生後、最短８分程度で、海岸線に津波（100cm）が押し寄せ、その高さは最大で 34m と猛烈に高い津波高が予測されています。

・昭和 21 年の南海地震による被害

大方地域：死者・不明者 30 人，負傷者 12 人

住家全壊 261 棟，住家半壊 397 棟，住家流失 3

佐賀地域：死者・不明者 2 人，負傷者 57 人

住家全壊 38 棟，住家半壊 204 棟，住家流失 3

第７節　地震及び津波被害想定結果の概要

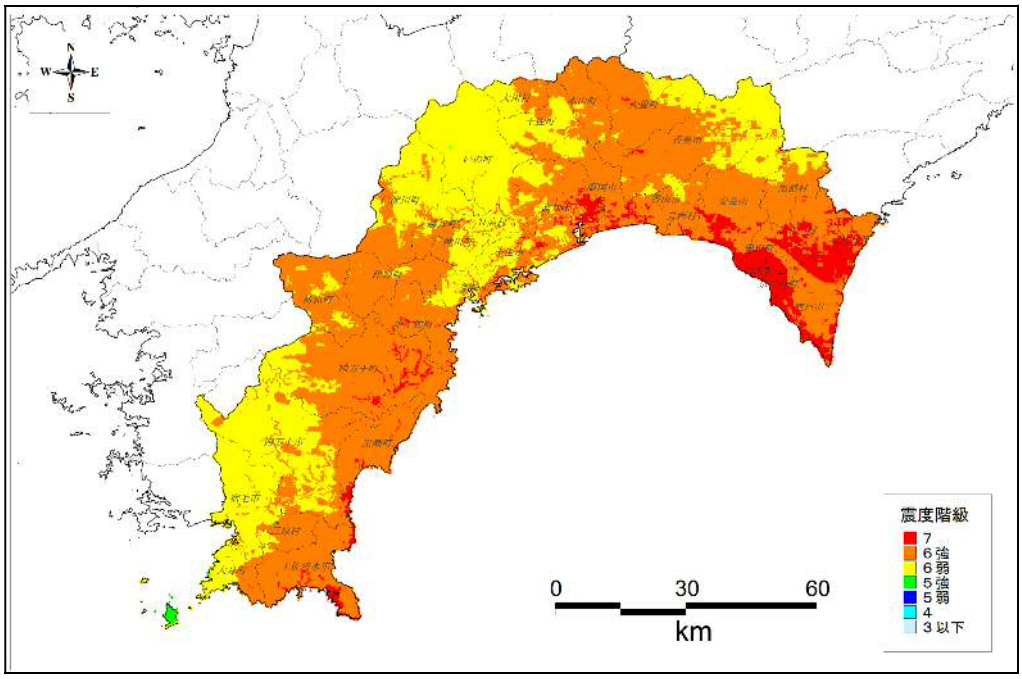
南海トラフ地震発生時の本町の被害想定を、高知県が平成 25 年 5 月に公表した「高知県版　南海トラフ巨大地震による被害想定」を基に明らかにします。

第１　想定される地震動及び津波

（１）地震動

平成 24 年 12 月 10 日に公表された「高知県版　第 2 弾震度分布・津波浸水予測」によると、黒潮町における震度階別面積割合では最大値で震度 7 が 4.11%、震度 6 強が 95.57%、震度 6 弱が 0.32%で、震度３以上の強い揺れが約 150 秒続くとされています。

■ 震度分布図（詳細震度分布）



（２）津波

同津波浸水予測について、国の想定によれば、黒潮町における海岸線での最大津波高は 34m、海岸線への 100cm の津波到達時間は最短で８分、浸水面積（1cm 以上）は 1,221.72ha（町総面積の 6.5%、可住地面積の 30.0%）であり、主要河川の遡上端は伊与木川においては佐賀藤縄集落北端付近、蜷川においては県道大方大正線小崎橋から約 500m上流、蛎瀬川においては御坊畑三頭神社付近であり、谷陵記に記録されている 1707 年の宝永地震の津波浸水痕跡と非常に似通ったものとなっています。

これによって公表された、黒潮町の各地点の最大津波浸水深と津波浸水時間（30cm の津波到達時間）の予測は次のとおりです。

■各地点の最大津波浸水深と到達時間及び浸水時間の予測

連番	名　　称	最大津波の		浸水時間
		浸水深	到達時間（約）	（30ｃｍの津波到達時間）
1	鈴漁港	16m	34 分	約 16 分
2	須賀留温泉	15m	33 分	約 32 分
3	熊野浦集会所	16m	32 分	約 17 分
4	久保浦町道	14m	34 分	約 32 分
5	藤縄集会所付近町道	2m	44 分	約 42 分
6	上分　中角バス停	7m	40 分	約 27 分
7	坂折　コミュニティー広場前町道	5m	38 分	約 35 分
8	馬地集会所前町道	9m	37 分	約 22 分
9	ＪＡ高知はた佐賀出張所	17m	35 分	約 20 分
10	佐賀郵便局	16m	35 分	約 19 分
11	黒潮町役場佐賀庁舎	11m	35 分	約 20 分
12	佐賀交流センターみらい（旧佐賀保育所）	18m	35 分	約 20 分
13	佐賀漁協　漁民研修センター	16m	36 分	約 16 分
14	黒潮一番館	15m	34 分	約 16 分
15	高知銀行佐賀支店	16m	36 分	約 19 分
16	佐賀町民館	12m	36 分	約 17 分
17	白浜集会所	20m	34 分	約 20 分
18	灘集会所	17m	32 分	約 15 分
19	伊田漁協	10m	121 分	約 18 分
20	伊田消防屯所	10m	122 分	約 24 分
21	有井川バス停付近	12m	34 分	約 22 分
22	上川口港鯨公園	13m	123 分	約 14 分
23	上川口小学校	9m	119 分	約 24 分
24	王迎　王無浜バス停付近	9m	36 分	約 22 分
25	王無集会所	1m	36 分	約 35 分
26	浮津　ひがし分橋付近	13m	37 分	約 17 分
27	道の駅ビオスおおがた	10m	118 分	約 21 分
28	口湊川　入次バス停付近	4m	128 分	約 121 分
29	国道 56 号　加持川橋付近	8m	126 分	約 26 分
30	田村バス停付近	10m	127 分	約 28 分
31	加持ふれあいセンター	6m	128 分	約 35 分
32	入野　東浜林付近	7m	126 分	約 27 分
33	浜の宮集会所	8m	126 分	約 28 分
34	入野　長泉寺	7m	127 分	約 31 分
35	入野　宮川公園	10m	36 分	約 21 分

連番	名　　称	最大津波の		浸水時間
		浸水深	到達時間（約）	（30ｃｍの津波到達時間）
36	入野 西南大規模公園ラジコン場付近	9m	125 分	約 22 分
37	旧入野消防屯所	7m	126 分	約 32 分
38	旧黒潮町役場大方庁舎付近	7m	126 分	約 29 分
39	入野児童公園	9m	126 分	約 27 分
40	旧田の口消防屯所	11m	129 分	約 20 分
41	下田の口　緑野団地前バス停付近	9m	128 分	約 28 分
42	上田の口　田の口橋バス停付近	11m	129 分	約 33 分
43	田野浦漁協	13m	36 分	約 17 分
44	ＪＡ高知はた南部出張所	14m	36 分	約 19 分
45	旧出口消防屯所	13m	36 分	約 20 分

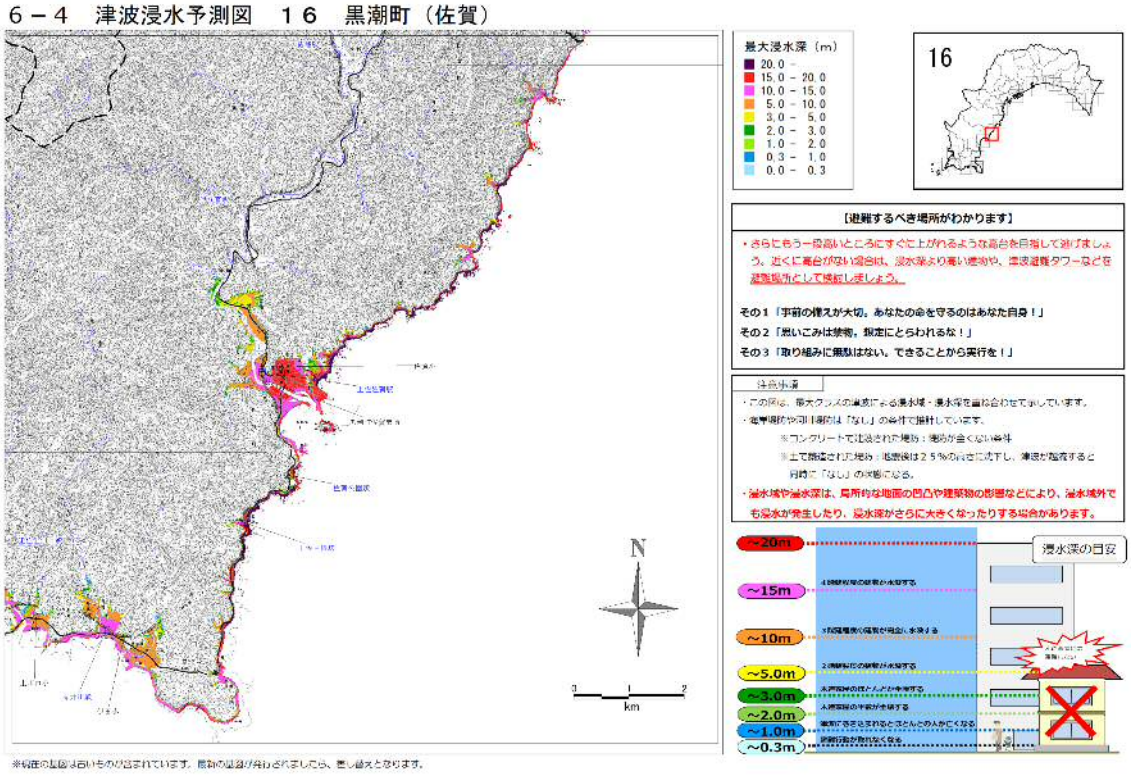
※平成 24 年 8 月 29 日に国（内閣府）より「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（10m メッシュ）が公表されました。高知県ではこの公表を受け、地質データを反映した震度分布図の作成、最新の精度の高い地形図を使用し、国（内閣府）が推計した 11 ケースのうち高知県内に与える影響が高いと考えられる 6 ケースについて、津波浸水予測図を作成し、平成 24 年 12 月 10 日に公表しました。この公表の最大クラスの津波の発生頻度は極めて低いものであり、南海トラフ沿いにおいて次に発生する地震・津波を想定したものではありません。

※浸水深は 6 ケース最大値の小数点 1 位を切り上げして記載

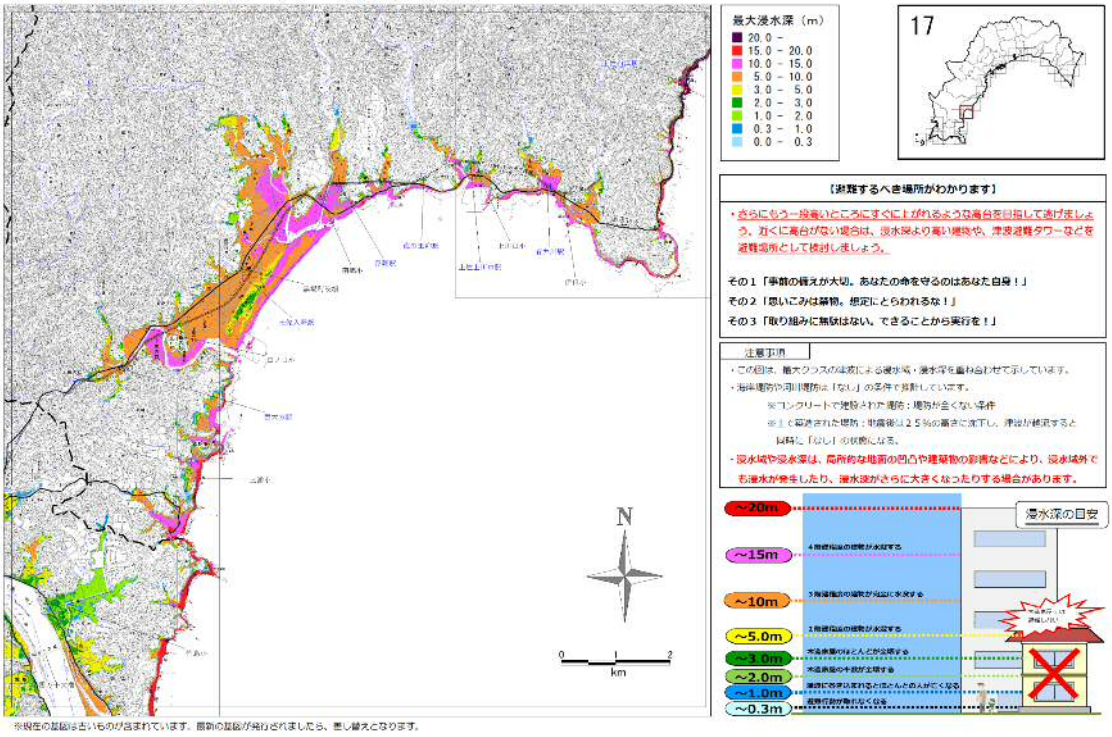
※浸水時間は、避難が困難となる 30cm の浸水時間として記載

■ 津波浸水予測図

６－４　津波浸水予測図　１６　黒潮町（佐賀）



６－４　津波浸水予測図　１７　黒潮町（大方）



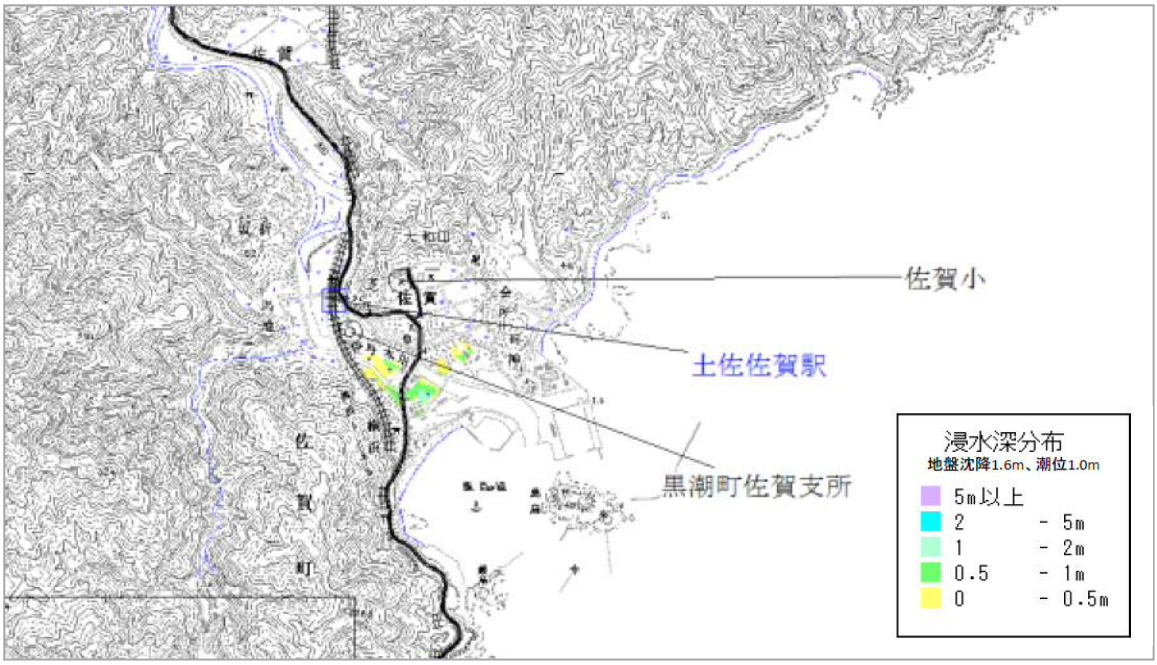
※現在の堤防は古いものが含まれています。最新の堤防が造られましたら、差し替えとなります。

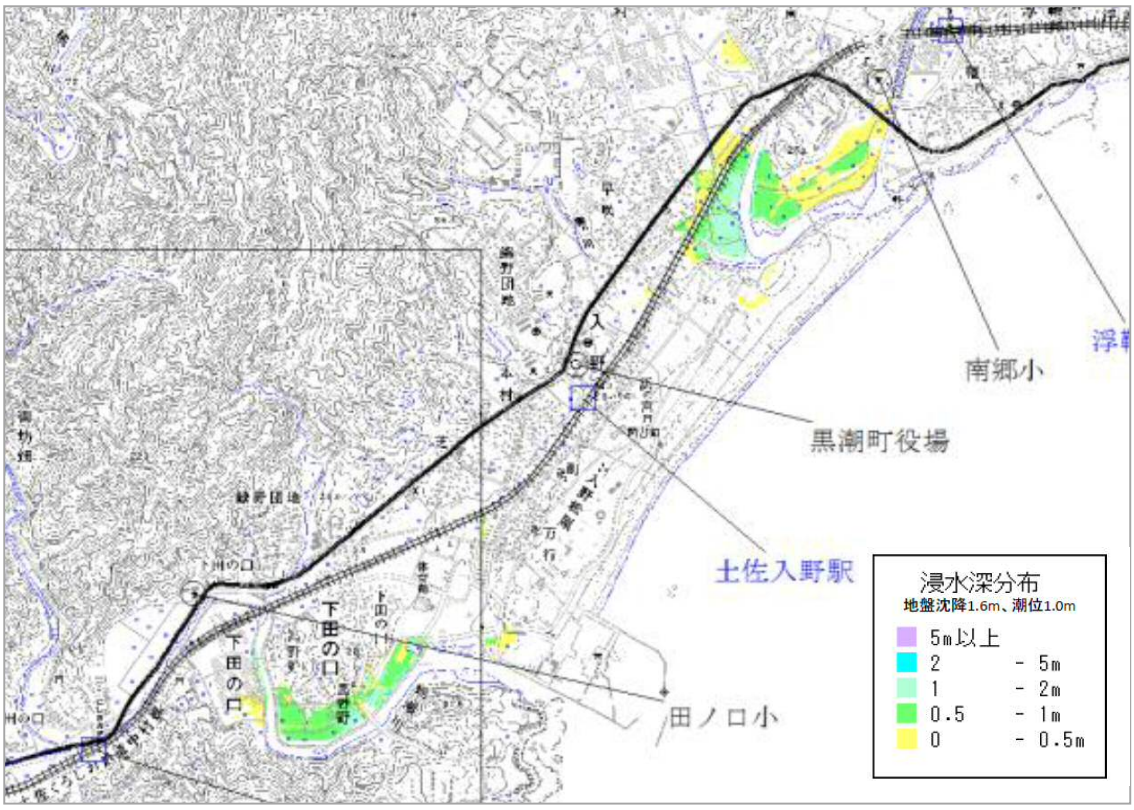
（３）長期浸水

地震が発生すると、地盤の変動により標高の低い土地が海面より低くなり、長期にわたって浸水するおそれがあります。

高知県が平成 25 年 12 月に作成した「平成 24 年度高知県南海トラフ地震被害想定調査」の報告書では、黒潮町において約 46ha が長期に浸水すると想定されています。

■ 長期浸水予測図





第２　被害想定【平成 24 年 12 月 10 日高知県公表より】

想定される地震動や津波から、次のような建物及び人的被害が想定されています。

（１）建物被害

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、木造・非木造の構成比や木造建物の密度、地域の消防力、危険度ランク等を考慮し求められています。

また、津波による建物の被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深（津波により浸水する深さ）と被害区分との関係から求られています。

地震動による建物の被害は、揺れによる被害、火災による被害、急傾斜による被害、津波による被害、液状化による被害の５つの項目について整理されています。地震動による建物被害は、その構造別、建築年代別に異なることが知られており、平成 24 年８月 29 日に内閣府より公表された過去の地震動により構築された計測震度と建物被害の関係を示す被害率を 250ｍメッシュに分配した建物データにあてはめ被害数を算出しています。

また、津波による被害は、木造、非木造の構造別で異なるため、これらを分けて予測しています。国土交通省都市局による「東日本大震災による被災現況調査データ」(国土交通省、平成 23 年 10 月時点)によると、平成 17 年における人口集中地区とそれ以外の地区とに分けて分析した結果、人口集中地区では、それ以外の地区と比較して浸水深が浅いところでも全壊率、全半壊率ともに高くなっています。これは、津波被害を受けた地域のうち、人口集中地区の方が船舶・建築物の漂流物が多く、波力の増大によって建物被害率が高くなるためです。この結果を踏まえ、人口集中地区とそれ以外の地区で異なる被害率曲線（内閣府, 2012）を採用しました。

■ 建物被害の想定結果

被害状況	津波レベル	被害の要因					合　計
		液状化	揺れ	急傾斜	津波	火災	
全壊棟数 焼失棟数	L1（冬、18 時）	10	620	10	550	110	1,300
	L2（基本、ケース⑤、冬 18 時）	20	2,800	30	3,600	200	6,600
半壊棟数	L1	80	2,300	30	1,100	―	3,500
	L2（東側、ケース⑨）	90	3,000	30	550	0	3,700

※四捨五入の関係で数字が合わない場合がある。

※L1 とは比較的発生頻度の高い津波、L2 とは、発生頻度は極めて低いものの，発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波をいいます。

※地震動については基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケースの４パターンから最大値となるケースを設定しました。津波については、国（内閣府）が推計した 11 ケースのうち高知県内に与える影響が高いと考えられる６ケースの中で最大値となるケースを設定しました。

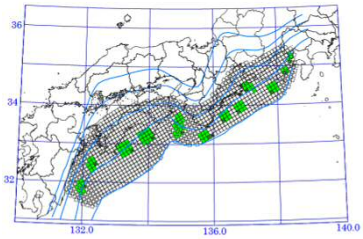
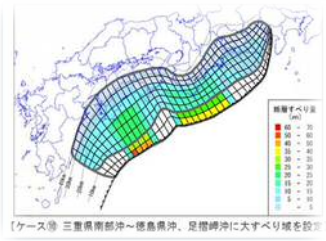


図2.5 強震動生成域の設定の検討ケース（基本ケース）



「ケース⑩ 三重県南部沖～徳島県沖、足摺岬沖に大すべり域を設定

（２）人的被害

地震動及び津波による人的被害の結果を次に示します。

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるもの、急傾斜によるもの、火災によるものが支配的です。

津波による人的被害（死者数）は甚大であり、最悪想定の場合は、全体の91.3%が津波による犠牲者であろうと想定されています。

■ 人的被害の想定結果

【想定の条件】

○冬の深夜に発生（多くの人が自宅就寝中、家屋倒壊による被災、津波からの避難が遅れる）

○避難速度は１分あたり 35m（0.58m/秒、深夜想定のため歩行困難者並みの速度に設定）

○浸水区域外への最短直線距離の 1.5 倍

○建物棟数：11,567 棟（高知県住宅課）/人口：13,338 人（H17 国勢調査）

【現状設定】

○避難開始のタイミング

・10 分後に避難開始した人が 20%

・20 分後に避難開始した人が 50%

・津波が到達してから避難開始した人が 30%

○H25 年 3 月時点の津波避難タワー・避難路等（整備率 26%）

○住宅の耐震化率（74%）・家具の転倒防止対策実施（20%）

【防災対策後の設定】

○避難開始のタイミング

・10 分後に避難開始した人が 100%

・H25 年 2 月時点で計画されている津波避難タワー・避難道等（整備率 100%）

・住宅の耐震化率（100%）・家具の転倒防止対策実施率（100%）

被害内容			人的被害（死者数）					
被害要因			建物倒壊		津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
				内 家具				
地震動・津波モデル	旧想定		72	未算定	396	29	17	514
	L1 津波	現状	40	若干数	280	若干数	若干数	330
		対策後	若干数	未算定	若干数	未算定	未算定	未算定
	L2 津波	現状	180	10	2,100	10	10	2,300
	基本ケース・ケース⑩	対策後	10	未算定	10	未算定	未算定	20～100

被害内容			人的被害（負傷者数）					
被害要因			建物倒壊等				津波	
			建物		内家具			
				内重傷者		内重傷者		内重傷者
地震動・津波モデル	旧想定		202	未設定	未設定	未設定	死亡者数に含む	
	L1 津波	現状	540	300	30	10	170	60
		対策後	40	30	未算定	未算定	0	0
	L2 津波 基本ケース・ケース⑩	現状	1,100	600	110	20	100	40
		対策後	190	110	未算定	未算定	0	0

被害内容			人的被害（負傷者数）					
被害要因			急傾斜地崩壊		火災		合計	
				内重傷者		内重傷者		内重傷者
地震動・津波モデル	旧想定		36	未算定	67	未算定	305	未算定
	L1 津波	現状	若干数	若干数	若干数	若干数	710	360
		対策後	未算定	未算定	未算定	未算定	40	30～
	L2 津波 基本ケース・ケース⑩	現状	10	若干数	若干数	若干数	1,200	640
		対策後	未算定	未算定	未算定	未算定	190～	110～

被害内容			建物被害					
被害要因			液状化	揺れ	急傾斜崩壊	津波	火災	合計
地震動・津波モデル	旧想定		59	1,148	426	3,374	319	5,326
	L1 津波	現状	10	620	10	550	70	1,300
		対策後	未算定	30	未算定	未算定	未算定	未算定
	L2 津波 基本ケース・ケース⑩	現状	20	2,800	30	3,400	110	6,300
		対策後	未算定	240	未算定	未算定	未算定	未算定

（３）罹災・避難者等の想定

地震発生直後の最悪想定では、人口 13,338 人の内 2,300 人が犠牲となり、生存者 11,038 人の内 10,500 人（95.1%）が避難生活者となることが想定されており、まさしく町全体がパニック状態に陥る危険性が指摘されています。

また、避難生活者の数は１か月後においても、あまり減少することがなく長期化することが想定されています。

「あきらめない、揺れたら逃げる、より早く、より安全なところへ。」を合言葉に、津波避難空間の整備を緊急課題とし、早期避難率の向上や建物の耐震化を全力で推進していく必要があります。

被害内容		１日後の避難生活者			１週間後の避難生活者			１か月後の避難生活者		
被害要因		避難所	避難所以外	合計	避難所	避難所以外	合計	避難所	避難所以外	合計
地震動・津波モデル	旧想定	未算定	未算定	5,538	未算定	未算定	未算定	未算定	未算定	未算定
	L1 津波 冬の深夜	2,700	1,500	4,200	2,100	1,200	3,300	1,500	3,600	5,100
	L2 津波 基本ケース・ケース⑤・冬深夜	6,900	3,600	10,500	6,900	1,800	8,700	2,900	6,800	9,700

第８節　海外等の遠隔地で発生した地震による被害

昭和 35 年のチリ地震津波では、地震の約１日後、津波が日本の各地に押し寄せ、高知県内においても、家屋が倒壊したり、床上、床下浸水が発生しました。

また、平成 22 年に発生したチリ中部沿岸の地震による津波は、日本各地に押し寄せ、高知県内においても須崎港で約１．３ｍの津波を観測しました。

さらに、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による津波も、地震発生当日に日本の各地に押し寄せ､高知県内においても須崎港で約２．８ｍの津波を観測しました。

南太平洋・トンガ沖の海底火山が令和 4 年 1 月 15 日 13 時ころ、大規模な噴火を起こしました。同日夜から 16 日午前にかけ、鹿児島県奄美大島・トカラ列島（鹿児島県）や岩手県に津波警報、ほか太平洋沿岸などにの広域に津波注意報を発表しました。気象庁は潮位変化の具体的な仕組みは不明とし、津波と呼べるか分からないものの、防災上の観点から津波警報・注意報の枠組みで避難や警戒を呼びかけました。

潮位の上昇は岩手県久慈市で１．１ｍ、土佐清水市で０．９ｍ、室戸市で０．８ｍなどを観測し、県内でも漁船の転覆があり、黒潮町でも２隻の転覆を含む５件の被害が確認されています。

そのため、このような遠地津波による被害も予想しておく必要性があります。

高知県における主な気象災害は、別紙資料編のとおりです。

≪資料編：高知県の主要な災害記録年表≫

第３章　黒潮町防災会議

第１節　設置及び所掌事務

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、黒潮町防災会議（以下「防災会議」といいます。）の所掌事務及び組織を定めます。

黒潮町防災会議条例第２条に基づき、防災会議は、次に掲げる事務をつかさどることとします。

１　黒潮町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること

２　黒潮町水防計画を調査審議すること

３　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること

４　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること

５　前各号までに掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第２節　組織及び運営

黒潮町防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第 16 条及び黒潮町防災会議条例第６条の規定に基づく黒潮町防災会議運営規則（平成 18 年３月 20 日規則第 17 号）の定めるところとします。

第４章　防災関係機関

第１節　防災関係機関の責務

防災関係機関はその責務を果たすため相互に連携・協力しながら防災にかかる事務又は業務を遂行します。

また、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図るとともに、職員の地震及び津波に関する正しい知識と行動の修得に努めます。

第１　町

町は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、町の地域にかかる防災計画を作成して防災活動を実施します。

また、黒潮町地域防災計画に、町民及び事業者から防災訓練の実施や要配慮者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、黒潮町地域防災計画に、地区防災計画を定めます。

第２　県

県は、法令及び県の計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行うため、町と緊密な連絡体制を構築します。

特に南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織［高知県南海トラフ地震対策推進本部]を設置し､南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図ります。

被災により市町村が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を市町村に代わって行います。

また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を越えた広域防災支援体制を構築します。

第３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行うこととします。

第４　指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力することとします。

第５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

漁業協同組合、農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等の公共的団体及び石油等危険物保管施設、津波避難場所として適当な空間を有する施設等の防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施します。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

黒潮町の地域に係る防災に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

第１　地方自治体

機　関　名	処理すべき事務又は業務
黒　潮　町	1　町地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 2　防災に関する組織の整備 3　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用 4　防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 5　自主防災組織の育成指導、その他町民の自発的な防災活動の促進 6　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 7　防災のための施設、設備の整備及び点検 8　災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9　避難の指示等及び避難所の開設 10　消防、水防その他応急措置 11　被災者に対する救助及び救護等の措置 12　緊急輸送の確保 13　食料、医薬品、その他物資の確保 14　災害時の保健衛生及び応急教育 15　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置 16　災害復旧・復興の実施
高　知　県 （警察含む）	1　県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 2　防災に関する組織の整備 3　防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 4　自主防災組織の育成支援、その他住民の自発的な防災活動の促進 5　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6　防災に関する施設及び設備の整備及び点検 7　災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8　市町村が実施すべき避難の指示及び避難所の開設の代行 9　水防その他の応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 10　被災者の救助及び救護活動 11　緊急輸送の確保 12　食料、医薬品、その他物資の確保 13　災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 14　防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 15　その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 16　災害復旧・復興の実施

第２　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
中国四国管区警察局 四国警察支局	1　管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導調整 2　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 3　管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 4　警察通信の確保及び統制 5　警察災害派遣隊の運用 6　管区内各県警察への気象予警報の伝達
四国財務局 高知財務事務所	1　公共土木施設災害復旧事業費査定立会 2　農林水産業施設災害復旧事業費査定立会 3　災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ①　預貯金の払戻及び中途解約 ②　手形交換、休日営業等の配慮 ③　応急資金に係る融資相談 ④　保険金の支払の迅速化及び保険料の払込み猶予 ⑤　その他非常金融措置 4　地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 5　地方公共団体に対する短期資金の貸付 6　災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
四国厚生支局	1　独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	1　海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2　農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3　農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4　農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病害虫防除及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 5　農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 6　被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 7　応急用食料・物資の供給に関する支援
四国森林管理局	1　森林治水事業の実施及びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 2　国有保安林の整備保全 3　災害応急対策用木材（国有林）の供給 4　民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1　被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 2　災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3　災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	1　災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 2　危険物等の保安の確保 3　鉱山における災害の防止 4　鉱山における災害の応急対策
四国運輸局	1　災害時における自動車による輸送の斡旋

機　関　名	処理すべき事務又は業務
高知運輸支局	2　災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達斡旋
大阪航空局 高知空港事務所	1　災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 2　航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知海上保安部	1　海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2　海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3　海上における人命救助 4　避難者、救援物資等の緊急輸送 5　係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 6　海上における排出油等事故に関する防除措置 7　船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 8　危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 9　海上治安の維持 10　海上における特異事象の調査
高知地方気象台	1　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象に関する予警報等の発表及び関係機関への伝達 2　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 3　災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 4　防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	1　各種非常通信訓練の実施及びその指導 2　高知県非常通信協議会の育成指導 3　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 4　災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 5　災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	1　事業場施設及び労働者の被災状況の把握 2　二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 3　災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 4　被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 5　労働条件の確保に向けた総合相談 6　事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 7　被災労働者に対する労災保険給付 8　労働保険料の納付に関する特例措置 9　雇用保険の失業認定に関すること 10　被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	1　直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 2　水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 3　洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 4　直轄河川の水質事故対策、通報等 5　直轄ダムの放流等通知 6　港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止 7　港湾・海岸・空港の災害応急対策 8　港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び排出油等の防除 9　災害関連情報の伝達・提供

機　関　名	処理すべき事務又は業務
	10　防災知識の普及、啓発活動及び防災訓練の実施 11　公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援 12　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
中国四国防衛局	1　災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 2　災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方 環境事務所	1　環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3　家庭動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院 四国地方測量部	1　災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2　防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 3　地理情報システム活用の支援・協力 4　国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 5　公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 6　地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

第 3　自衛隊

（自衛隊高知地方協力本部、陸上自衛隊高知駐屯地（第 50 普通科連隊　第 2 中隊））

機関名	処理すべき事務又は業務
自衛隊	1　災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 2　県、市町村が実施する防災訓練への協力 3　災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） 4　防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

第４　指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話 株　式　会　社	1　電話通信設備の保全及びその災害復旧 2　災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達
株式会社 ＮＴＴドコモ四国	1　電話通信設備の保全及びその災害復旧 2　災害非常通話の確保
ＫＤＤＩ株式会社	1　電話通信設備の保全及びその災害復旧 2　災害時における通信の疎通確保
ソフトバンク 株式会社	1　電話通信設備の保全及びその災害復旧 2　災害時における通信の疎通確保
楽天モバイル	1　電話通信設備の保全及びその災害復旧 2　災害時における通信の疎通確保
日本郵便株式会社	1　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2　被災者が差し出す郵便物の料金免除 3　被災地あて救助用郵便物の料金免除 4　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5　被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 6　為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7　逓信病院の医療救護活動 8　簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 9　被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日　本　銀　行	1　現金の確保及び決済機能の維持 2　金融機関の業務運営の確保 3　非常金融措置の実施
日本赤十字社	1　災害時における医療救護及び助産 2　こころのケア 3　遺体の処理 4　血液製剤の確保及び供給のための措置 5　被災地応援救護班の編成、派遣の措置 6　被災者に対する救援物資の配布 7　義援金の募集受付 8　防災ボランティア活動体制の整備
日本放送協会	1　県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2　災害時における広報活動及び被害状況等の速報 3　生活情報、安否情報の提供 4　社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路 株　式　会　社	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道 株　式　会　社	1　鉄道施設等の保全 2　救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力株式会社 四国電力送配電㈱	1　電力施設等の保全、保安 2　電力の供給

第５　指定地方公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人高知県ＬＰガス協会	1　ガス施設の保全、保安 2　ガスの供給 3　避難所の支援
株式会社高知放送、株式会社テレビ高知、高知さんさんテレビ株式会社、株式会社エフエム高知	1　気象予警報の放送 2　災害時における広報活動 3　県民に対する防災知識の普及 4　県民に対する災害応急対策等の周知徹底 5　生活情報、安否情報の提供
土佐くろしお鉄道株式会社	1　鉄道施設等の保全 2　救助物資及び避難者の輸送の協力
一般社団法人高知県バス協会	災害時における旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
一般社団法人高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
一般社団法人高知県医師会	1　災害時における救急医療活動 2　大規模災害時には「高知県災害時医療救護計画」に基づき、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う
一般社団法人高知県建設業協会	1　災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
公益財団法人高知県消防協会	1　防災及び防火思想の普及 2　消防団員等の教養、訓練及び育成 3　要配慮者等の避難支援への協力
公益社団法人高知県看護協会	1　災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 2　大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
社会福祉法人高知県社会福祉協議会	1　要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 2　災害時における福祉施設の人材確保への協力 3　災害時におけるボランティア活動 4　生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 5　高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局の運営
株式会社高知新聞社	1　県民に対する防災知識の普及 2　災害時における広報活動 3　災害時における生活情報、安否情報の提供
一般社団法人高知県歯科医師会	1　災害時における歯科医療救護活動 2　大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
公益社団法人高知県薬剤師会	1　災害時における薬剤師の派遣 2　大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び救急医療情報センターと協力した医療救護活動

第６　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	処理すべき事務又は業務
高知県農業協同組合、幡東森林組合、高知県漁業協同組合	1　共同利用施設等の保全 2　被災組合員の援護 3　食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力
黒潮町商工会	1　被災商工業者の援護 2　食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力
黒潮町社会福祉協議会	1　災害ボランティア活動体制の整備 2　被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資 3　災害ボランティア本部に関すること
危険物施設管理者	危険物施設等の保全と保安対策等による安全確保
社会福祉施設管理者	施設入所者や利用者の安全確保に関すること
一般社団法人幡多医師会	1　災害時における救急医療活動 2　大規模災害時には他機関と協力のうえ救急医療活動を行う
一般社団法人高知県歯科医師会幡多支部	1　災害時における歯科医療救護活動 2　大規模災害時には他機関と協力のうえ医療救護活動を行う
一般社団法人高知県薬剤師会幡多支部	1　災害時における薬剤師の派遣 2　大規模災害時には他機関と協力のうえ医療救護活動を行う
公益社団法人高知県看護協会幡多支部	1　災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 2　大規模災害時には他機関と協力のうえ医療救護活動を行う

第５章　町民、事業者の責務

第１　町民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動します。

被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力等、防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとします。

第２　事業者

事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなどの事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとします。

【災害時に果たす役割】

○ 従業員や利用者の安全確保

○ 事業の継続

○ 地域への貢献・地域との共生

○ 二次災害の防止

※ＢＣＰ　(business continuity plan) 事業継続計画

企業が災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定する行動計画。

※ＢＣＭ　(business continuity management) 事業継続マネジメント

企業がリスク発生時にいかに事業の継続を図り、取引先に対するサービスの提供の欠落を最小限にするかを目的とする経営手段。

第２編　災害予防対策

災害予防対策は、災害の発生を未然に防止、又は、その影響を最小限に抑えるため、防災に関する施設の整備、点検及び防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等とともに、町民の防災意識の高揚が重要です。

本編では、災害の予防活動及び対策について定めるものです。

第１章　災害に強いまちづくり

本計画では、町が、地域の構造を防災といった視点から見直すことにより、災害に強いまちづくりと安全の確保を目指し、長期的かつ計画的に推進する事項を定めます。

第１節　地震及び津波災害対策への基本的な考え方

１　地震に強いまちづくりを行うために、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物及び施設等についての耐震性の確保を行います。

２　最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を軸に、そのための防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進します。

また、発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、町民等の生命に加え、財産を守ることや地域の経済活動の安定化の観点から、海岸保全施設等の整備を進めます。

第２節　防災まちづくり

第１　災害に強い市街地の形成

（１）町の市街地及び漁港周辺の宅地は、低層かつ木造の家屋が密集し、道路の狭隘な地域も多いことから、面的な住環境基盤の整備と併せ、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮し、防災上安全な市街地及び集落の形成に努めるとともに、まちの形成においては、建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮します。

（２）津波からの迅速かつ確実な避難を行うため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

（３）津波により特に甚大な被害が生じるおそれがある地域の公共施設、住居等について津波の危険を事前に回避するため、計画的に安全な場所へ移転する等、対策の推進に努めます。

（４）庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期するものとします。

第２　建築物の安全確保（詳細は第５編「重点的な取り組み」）

（１）「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとします。

（２）個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図ります。

第３　ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

（１）電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、主要設備の耐震化、液状化対策、耐水化を行い、設備の機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとします。

（２）各種のライフラインが寸断される不測の事態に備えるため、飲料水や食料などの生活必需品の個人備蓄、自動車へのこまめな満タン給油を推進するものとします。

（３）県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めます。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町も協力に努めます。

第４　交通及び通信施設の機能強化

道路、鉄道、港湾、通信局舎等の基幹的な交通、通信施設等については、各施設の耐震化、代替路を確保するための道路のネットワークの整備、施設や機能の代替性の確保、各交通、通信施設間の連携の強化により輸送、通信手段の確保に努めます。

第５　危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化します。

第６　液状化への取り組み

町等の公共施設の管理者は、液状化の発生する可能性のある地域において施設を設置する場合、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策などを行います。そのため、液状化の危険度が高い地域の調査を検討します。

（１）地盤情報のデータベース化

町内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化を図ります。

（２）地盤情報の公開

地盤情報など地震災害対策に向けたデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等への活用を図ります。

第７　風水害を予防する施設整備

治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施します。その場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにします。

第８　産業防災対策の推進

地域社会を維持・継続していくために、産業防災の事前対策を推進します。そのために、事業者に対してＢＣＰ（事業継続計画）作成等の支援を推進し、産業被害の軽減を目指します。また、町内で災害時の食料を確保する対策を兼ねた新産業創造事業を推進します。

第９　地区防災計画

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を民生委員･児童委員などと共同して策定することができます(「基本法第 42 条第３項」)。

町は、自主防災組織に対して、地区防災計画策定を促進するとともに、地区防災計画素案の提案を受けた場合、町防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定めます（「基本法第 42 条の２」)。

第３節　災害に強い土地利用の推進

第１　公園、緑地等の整備対策

市街地の公園、緑地、緑道等は、災害時の避難路、避難場所や応急仮設住宅の建設用地など防災活動拠点として重要なオープンスペースであり、また、火災の延焼防止等の重要な役割を果たすものです。

今後、災害に強いまちづくりの一環として、既成市街地及び宅地が密集しかつ狭隘な街路環境にある集落等においては、オープンスペースの確保など防災空間の整備に努めます。

第２　市街地浸水防除施設対策

町は、県とともに宅地造成開発の指導及び施設整備などにより、市街地の浸水対策を促進します。

（１）宅地造成開発への指導

低平地における宅地造成開発には、市街地浸水防除の視点から適切な指導を行うとともに、高台での開発においても、地滑り等の土砂災害に対する適切な指導を実施します。

（２）下水道等の整備

下水道未整備地区について、今後は個別処理（個別設置型事業）での整備促進を図ります。

（３）防災上重要な施設

駅等の不特定多数の方が使用する施設及び学校並びに行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮します。

また、施設の開発後においても施設管理者は、その設計図書等を保管し、災害発生時に迅速に参照できるよう整理しておきます。

（４）地下施設の浸水対策

施設管理者は、建築物の地下施設を、浸水被害から守るための防水扉並びに防水板及び排水施設などの施設整備に努めます。

第３　土地利用に関する規制、誘導

市街地形成の誘導・建築の制限などにより安全な土地利用を図ります。

（１）災害危険区域等の市街化の抑制

町は、浸水による災害の危険のある土地及び水源を涵養し、土砂の流出を防ぐなどのために保全する必要のある土地の区域については、市街化を抑制します。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、様々な建築の制限を幅広く検討します。

また、浸水による災害の危険のある土地及び土砂の流出を防ぐなどのために保全する必要のある土地の区域については、治山・治水対策として、土石流対策（堰堤工、流路工、山腹工）、急傾斜地（土砂災害警戒区域等）崩壊対策（擁壁工、排土工、排水路工、流末処理工等）等の支援を国や県へ要請します。

（２）安全な都市環境形成の誘導

町は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図ります。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけます。

（３）災害危険区域での建築行為の禁止等

○ 急傾斜地崩壊危険区域等の指定

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をします。

○ 災害危険区域の指定

町は、県の意向等により、災害の危険の著しいと認められる区域について、建築基準法第 39 条（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく高知県建築基準法施行条例（昭和 63 年３月 23 日条例第３号）に従い災害危険区域の指定に関する意見を述べます。

○ がけ地付近の建築物についての制限

県は、建築基準法第 40 条に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限します。

○ 保安林等の指定

県は人家、公共施設等保全対象の多い危険個所を優先に保安林又は保安施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の形質等の変更を規制し、町は県と協議を図り、災害の防備に努めます。

第４　移転の促進

土砂災害防止法の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域においては、県知事が住宅宅地分譲等の特定の開発行為を制限しており、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対して、移転等の勧告を実施できることになっています。

町は、特別警戒区域から住宅を移転する場合は、住宅金融支援機構の融資を受けることができる制度や、構造基準に適合していない住宅を特別警戒区域から移転する場合、がけ地近接等危険住宅移転事業により、移転先住宅の取得費用等の一部が補助される制度の周知に努めます。

土砂災害特別警戒区域を指定するときは、県知事はあらかじめ、町長の意見を聴取することになっており、町は県と協議して土砂災害特別警戒区域における住宅の移転等を図ります。

第５　区画整理事業における対応

（１）土地区画整理事業の推進

町は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進します。

（２）既存市街地の整備の推進

町は、既存市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

第２章　予防対策の推進

第１節　土砂災害を予防する施設及び体制の整備

土砂災害を防止するための施設及び体制の整備を推進します。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、住民等への周知に努めます。（土砂災害警戒区域等については、資料編参照）

第１　土石流対策（堰堤工、流路工、山腹工）

二級河川及びその他の河川流域において、荒廃が著しい箇所で、以下に示す土石流防止の工事を県に要請します。

（１）砂防施設・体制の整備

砂防施設における被害は、山腹斜面等の崩壊が中心となるため、砂防施設の管理者は、施設の防災機能を高め、土砂災害危険箇所の解消を図るべく防災施設の整備促進を図るとともに、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する必要があります。

○ 砂防事業

町は、豪雨や地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、必要な砂防施設の整備を県に要請するなど、土砂災害に対する被害軽減策に努めます。また、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所からの防災対策の実施を要請します。

○ 情報伝達体制の整備

町は、県及び関係機関と協力し、災害時における迅速な情報伝達体制の整備に努めます。

（２）開発行為における安全性の確保

町は、各種法令等の規定に基づく開発行為の許可（届出）に当たって、風水害に対する安全性にも配慮した審査・指導を県に要請します。（森林法、採石法）

第２　地すべり対策（排水ボーリング、水路工、トンネル工、擁壁工等）

町は、地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止の諸施策実施を県に要請します。

また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。

第３　急傾斜地崩壊対策（擁壁工、排土工、排水路工、流未処理工等）

（１）急傾斜地崩壊の防止

安全で快適な生活環境を確保するための区域指定の推進、急傾斜地崩壊対策事業により崩壊防止工事の推進を図ります。

○ 崩壊するおそれのある急傾斜地は、法律に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定するため、町長は、県知事と協議し指定を依頼します。
○ 区域の指定を受けた急傾斜地崩壊危険区域については、県知事が町と連携を取り、急傾斜地の崩壊が生じないよう土地所有者等を指導します。
○ 区域の指定を受けた土地所有者又は居住者に対し、急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を県に要請するよう指導します。

（２）急傾斜地崩壊危険区域の点検と周知等

町は、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施します。また、町は、災害時における迅速な情報伝達体制の整備に努めます。

第４　土砂災害警戒区域の体制づくり

町は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、町民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域に対し、危険の周知、警戒避難体制の整備を行います。

（１）警戒避難体制に関する事項

警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法））に指定される区域においては、平常時から町民の防災意識の向上を促すための必要な情報や、警戒避難時の避難行動を促すための必要な情報等の伝達手段、伝達経路等を記載した土砂災害ハザードマップを作成するなどして町民に周知します。

なお、伝達する情報内容については以下の事項とします。

○ 平常時（広域）：ホームページ、広報、テレビ、ラジオ
○ 平常時（地域・個別）：ケーブルテレビ、告知放送端末機、回覧板、電話、ファクシミリ、ホームページ、電子メール
○ 警戒避難時（広域）：テレビ、ラジオ
○ 警戒避難時（地域・個別）：防災行政無線、サイレン、ケーブルテレビ、告知放送端末機、広報車、電話、ファクシミリ、電子メール、自治会長への連絡、自主防災組織等への連絡

ハザードマップ等への掲載事項

（１）共通項目

共通項目とは、土砂災害防止法第８条第３項及びその省令に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載項目をいい、土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合の避難所に関する事項に分類し、記載します。

○ 土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）の記載

○ 土砂災害に関する情報の伝達手段及び伝達経路の記載

個人情報保護に留意して適切な情報伝達経路、伝達方法を定めます。

○ 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所に関する事項

同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）ごとの避難所の位置、名称、所在地、連絡先等を記載します。

（２）地域項目

「地域項目」とは、土砂災害防止法第８条に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要に応じて記載する項目で、警戒避難時に活用できる情報や、平常時における町民の土砂災害に関する意識啓発等に役立つ項目をいいます。記載する項目については以下の内容とします。

○ 土砂災害に関する情報の伝達方法

・ 要配慮者関連施設への伝達経路

○ 急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合の避難所に関する事項

・ 主要な避難路

○ その他警戒区域における警戒避難を確保する上で必要な事項

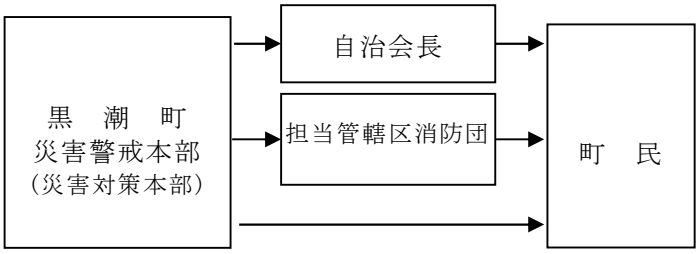
・ 雨量情報
・ 土砂災害警戒情報
・ 警戒避難基準雨量（降雨指標値）
・高齢者等避難、避難指示
・ 避難時危険箇所
・ 土砂災害危険区域
・ 土砂災害の特徴
・ 土砂災害の前兆現象
・ 避難が困難な場合の対処方法
・ 土砂災害履歴
・ 避難時の心得
・ 避難時の携行物
・ 夜間時の避難の心得

・ 広域的な警戒避難計画
・ 観光客等を対象に警戒避難を確保する上で必要な情報
・ 前兆現象を確認した場合の連絡方法
・ 要配慮者に対する配慮
・ その他

○ 伝達経路の記載

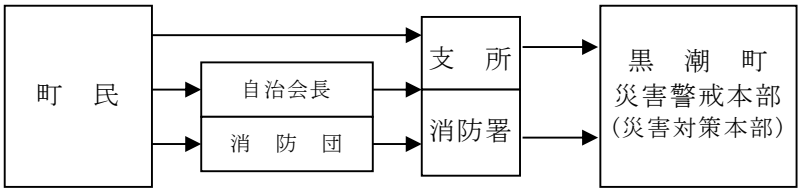
・ 行政から町民への情報の伝達経路

行政から町民への伝達経路は以下の通りとし、情報は災害対策本部が一元化し、各支所を通して町民に伝達します。



・ 町民から行政への情報の伝達経路

町民から行政への伝達経路は以下の通りとし、情報は災害対策本部事務局が一元化し、災害対策本部に伝達します。



なお、詳細な警戒体制の規定については、土砂災害警戒区域の指定が決定した時点において、地域の実情を考慮した上で、個別事項を定めます。

（２）土砂災害特別警戒区域における開発の規制

町は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ町民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法に基づき県が定める特別警戒区域において、特定の開発行為に対する不許可、建築物の構造規制などを県に要請します。

○ 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった要配慮者利用施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと県知事が判断した場合に限り許可されます。

○ 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、町民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊などに伴う土石などが建築物

に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるようにするために、居室を有する建築物については建築確認の制度が適用されます。

○ 建築物の移転などの勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊などが発生した場合にその居住者の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、県知事は特別警戒区域から安全な区域に移転するなどの土砂災害の防止・軽減のための措置を勧告します。

町は、特別警戒区域から安全な区域への移転に際し、支援措置等の情報提供を行うこととします。

○ 宅地建物取引における措置

当該宅地又は建物の売買などにあたり特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うこととします。

（３）災害危険区域内の危険住宅の移転等

○ 町は県と共に、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第 39 条の災害危険区域のうち、町民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進します。

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号））

○ 町は、集団移転促進事業を実施しようとするときは、集団移転促進事業の実施に関する計画（以下「集団移転促進事業計画」といいます。）を定めます。

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第３条）

○ 町は、制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の促進を図ります。

（「高知県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」）

○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域においては、県知事の判断より移転勧告等、土砂災害の防止・軽減のための措置が実施されます。

第２節　山地災害・農地災害を予防する施設整備

土砂災害を防止するための施設整備を図るために、治山施設等の防災事業を進めるとともに、ため池の整備、農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業を推進します。

第１　山地災害

（１）治山施設の整備

○ 治山事業

町内の集落の後背は森林原野で占められており、山地災害の防備と被害の軽減を図るために、各種補助事業等を活用しつつ、治山施設の整備に努めます。

○ 治山施設の点検と危険箇所の周知等

町は治山施設の管理者（県）と協力し、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行うものとします。

また、山地災害危険地区を町民に周知するため、広報活動を行います。

（２）林業施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、森林保全事業、中山間総合整備事業等により、基盤整備を行うこととします。

また、林道については、危険箇所の改良、整備事業等を推進します。

第２　農地災害

（１）農地、農業施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、土地改良総合整備事業、中山間総合整備事業等による、基盤整備を推進します。

（２）ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止するため、老朽化が著しい等緊急に整備を要するため池について、ため池整備事業、土地改良事業、小規模ため池整備事業、中山間総合整備事業等により、整備を行うこととします。

また、出水時の貯水制限等の措置を定めるなどの対策を図るとともに、施設管理者に通知します。

第３節　風水害を予防する施設整備

河川・海岸・港湾・漁港等における洪水・高潮などの災害を防止するための施設整備に向け、国、県に対し防災対策支援を要請する等、各地域の立地条件を考慮した風水害予防施設整備に努めます。

第１　河川管理施設

町は災害を防止し、又は災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、河川・水路の点検を実施し、改修を促進するとともに、緊急を要する箇所については防災対策を実施します。

また、国、県に対し河川改修等の治水事業の実施など、河川管理施設の整備促進を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急度の高い箇所から防災対策を実施するよう要望します。

第２　海岸保全施設

町は老朽化した施設や堤防の嵩上げ等、暴風、高潮による被害が生じるおそれのある地域において、海岸保全施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急を要する箇所については防災対策を実施します。

また、国、県に対し海岸保全施設の整備、既存施設の防災点検を行い緊急度の高い箇所から防災対策を実施するよう要望します。加えて、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強についても要望します。

第３　港湾・漁港施設

（１）港湾施設

町には、地方港湾である佐賀港、上川口港の港湾施設が立地し、災害発生時においては、避難、救助、緊急物資及び復旧資機材の運送に利用されるなどの役割を果たし、さらに暴風、高潮等による災害を防止するうえでも大きな役割を果たします。

このため、町は、暴風、高潮等による災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、計画的に港湾施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所から防災対策を実施します。また、県、国に対し、防災の観点から必要な港湾施設の整備、既存施設の防災点検及び防災対策を要望します。

（２）漁港施設

町には、第１種漁港に指定されている鈴漁港、灘漁港、伊田漁港（県管理）、浮津漁港、入野漁港があり、また、第２種漁港の田野浦漁港（県管理）、第３種漁港の佐賀漁港（県管理）の全７漁港が整備されています。これらの施設を暴風、高潮等による災害から防御し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、町は、計画的に漁港施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊

急性の高い箇所から防災対策を実施します。また、県、国に対し、防災の観点から必要な漁港施設の整備、既存施設の防災点検及び防災対策を要望します。

第４節　風水害予防活動

危険個所の早期発見など災害の発生を未然に防ぐ活動体制を確立します。

第１　水害の予防措置

（１）河川・海岸・港湾・漁港の維持管理

○ 水防計画に基づき河川堤防等の巡視に努めます。

・ 危険箇所の早期発見

・ 河川及び海岸の不法使用等の取締り

・ 危険と認められた箇所は早急に応急対策を実施し、必要な修復をします。

○ 施設管理者は、維持管理を徹底します。（堰、水門、堤防、護岸、床止め等）

・ 構造の安全確保（河川管理施設等）

水位、流量、地形、地質、河川及び波等の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するための措置を講じます。

・ 操作規則

河川管理施設の管理者は、操作規則を定め、その維持管理を徹底します。

洪水を調整する施設
洪水を分量させる施設
治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止若しくは流水調整施設

○ 堰、水門等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

・ 河川管理者は、必要な事項を町及び警察に通知します。

・ 河川管理者は、町を通じて町民に通知します。

・ 町民は、危険箇所を発見したとき町に通報します。町は、管轄する河川管理者に通報します。

○ 河川管理者は、河川の流水、流量等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理を徹底します。

・ 流水及び河川区域内の土地の占有

・ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

・ 河川における竹木等の流送

○ ため池、可動ゲート等農業用施設の維持管理

・ 平常から点検、整備を十分行い危険箇所の早期発見に努めます。

・ 出水時の貯水制限等の措置を定めます。

・ 施設の維持管理に必要な事項を予め施設の管理者に通知します。

・ 町民の避難対策の確立について施設管理者に協力します。

（２）土砂災害の予防措置

国及び県より土砂災害警戒区域等についての資料、情報の提供を受け、住民に周知するなど、防災知識の普及啓発に努めます。

第５節　ライフライン等の対策

本計画では、水道、下水道、電気、電話、通信設備等のライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、ライフラインの事業者等の関係者が必要な災害予防措置を実施し、洪水、地震・津波に対する機能維持を図るとともに、応急復旧体制の整備を図ることを定めます。

また、特に、次の事項に留意するとともに、第 3 次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとします。

第１　電力

電気事業者は、災害に備え、電力供給の早期回復を図るための体制等の整備・充実を図ります。

（１）電力施設の災害予防措置

電力供給設備の機能を維持するため、点検・整備を実施するとともに平時から災害を考慮した対策に努めます。

また、水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平常時から災害を考慮した対策を講じます。

（２）災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備します。

（３）電気事故の防止

○ 巡視・点検・調査等

事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視・点検並びに調査を行います。

○ 電気事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、町民に対し必要な広報活動を行うこととします。

（４）防災体制の整備

災害の未然防止と早期復旧を図るための防災体制の整備に努めます。

さらに、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

（５）災害復旧資機材の確保

○ 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保・整備を図るとともに、緊急時の輸送体制を整備します。

○ 災害対策用資機材は、常にその数を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備えます。

（６）復旧計画

避難施設・公共機関・病院、防災拠点等への復旧について計画を策定します。

（７）管理図書の分散

施設・設備等の管理図書の分散・整備を図ります。

（８）広報活動等

平時から、感電の防止等災害発生時の電気安全の確保や火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置、防災対策について、広報活動を行います。

（９）事前検討

町及び施設管理者は、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な情報の収集や電力供給に関する事前検討等を実施するものとします。

第２　ガス

ＬＰガス事業者及び一般社団法人高知県ＬＰガス協会（以下「協会」という。）並びに協会中村ブロック（以下「協会ブロック」という。）は、災害対策委員会規程に基づき、ＬＰガス施設・設備等について災害に配慮した整備を行うとともに、日常から定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により、災害予防対策を推進します。

（１）応急資機材の確保

緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は、速やかに確保できる体制とします。

（２）連絡体制及び動員体制の確保

ＬＰガス事業者及び協会ブロックは、緊急時における連絡体制を確保するとともに、大規模な被害が発生した場合には、あらかじめ定められた参集基準に従い、災害対策委員会規程に定める災害対策班及び災害対策要員を動員する体制を整備します。

（３）緊急出動車両の事前届出

ＬＰガス事業者は、災害対策委員会規程に基づき災害時に使用する車両について、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の事前届出を行うものとします。

（４）ＬＰガス施設・設備の災害予防対策

ＬＰガス事業者及び協会ブロックは、二次災害の防止を目的として災害対策委員会規程に基づき、一般消費者等安全対策及び事業者の安全対策を図るとともに、液化石油ガスの保安の確保並びに取引の適正化に関する法律及び高圧ガス保安法に基づきＬＰガス施設、設備の災害予防対策を図ります。

また、ＬＰガス事業所及び一般消費者等の被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

事業所の耐震化、浸水対策、ＬＰガス容器の流出防止対策に努めます。

ＬＰガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施します。

（５）保安教育及び防災訓練の実施

ＬＰガス事業者及び協会ブロックは、供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び一般事故災害などの緊急措置について保安教育を行うとともに、防災訓練を実施します。

（６）広報の実施

町、ＬＰガス事業者及び協会は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとします。

第３　上水道（簡易水道を含む）

上水道管理者は、災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう、管路の多重化等によるバックアップ体制の構築等水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

（１）応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成します。

（２）災害時の町民への広報体制及び情報伝達手段を整備します。

（３）水道施設の広域化を推進し、水源の多元化及び多様化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図ります。

（４）他の市町村や民間企業等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備します。

（５）応急給水及び応急復旧に必要な給水車、給水タンク、その他資機材の整備・備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備します。

（６）施設・設備等の管理図書の分散・整備を図ります。

（７）津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとします。

（８）緊急的な給水体制の整備を図ります。

第４　下水道（農業集落排水、漁業集落排水を含む）

下水道管理者は、安全で安心なまちづくりのため、市街地や集落地において、特に重要な管路についてはバックアップ機能の導入（施設の複数化や雨水管渠の活用等）や、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を検討するとともに、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努めます。

（１）災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保します。

（２）施設、設備等の管理図書の分散、保管を図ります。

（３）津波からの円滑な避難を確保するため、下水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとします。

（４）下水道施設対策を図ります。

第５　通信

電気通信事業者は、災害時においても可能な限り電話・通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平常時から設備自体を強固にし、信頼性の高い電話・通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図ることとします。

（１）防災体制の確立

○ 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行うこととします。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保することとします。

被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

○ 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう黒潮町を始め、国及び県並びにその他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努めるよう要請し、電話・通信施設の機能確保に努めます。

○ ライフライン事業者及び電気通信事業者との協調

電力、燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備することとします。

また、ほかの電気通信事業者と設備の共用を含めた相互協力体制を整備することとします。

（２）防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害の発生又は発生のおそれがある場合において、迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において、防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、町及び県等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行うこととします。

（３）電話・通信設備等に関する防災対策

○ 電話・通信設備等の高信頼化

・ 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれがある地域の電話・通信設備等について、耐水構造化を行うこととします。

・ 暴風雨等のおそれのある地域の電話・通信設備等について、耐風構造化等を行うこととします。

・ 火災に備えて、主要な電話・通信設備等について、耐火構造化を行うこととします。

・施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

○ 電話・通信システムの高信頼化

・ 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とします。
・ 通信ケーブルの地中化を推進します。
・ 主要な電話・通信設備について、必要な予備電源を設置します。
・ 無線通信設備の整備を推進します。

（４）重要通信の確保

災害に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用します。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い電話・通信の疎通を図り、重要通信を確保します。

（５）災害対策用機器及び車両の配備

○ 通信の全面途絶地域、避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線車等を配備します。

○ 所内通信設備が被災した場合､重要通信を確保するため､代替交換装置として、非常用交換装置を広域配備します。

○ 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備します。

○ 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備します。

（６）放送

○ 緊急的な放送体制の整備を図ります。

○ 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

・ 指定公共機関日本放送協会が行う措置は、協会が定めるところによるものとします。
・ 指定地方公共機関(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知が行う措置は、各社が定めるところによるものとします。
・ＩＷＫ放送は黒潮町が定めるところによるものとします。

第６　鉄道

鉄道事業者は、事故災害の発生に備えて必要な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、列車防護用具等の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安員の教育訓練、防災関係機関と連携した防災訓練を行い、安全な運行の確保を図ります。また、踏切道の立体交差化や構造の改良、踏切保安設備の整備など踏切道の改良に努めます。

植物等が鉄道施設に影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めます。

第６節　火災予防対策

火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、防火思想の普及啓発に努め、防火対象物等に対する予防措置を講じるとともに、地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるように消防力の強化を図り、町民の生命、身体及び財産を保護し、火災による被害の軽減について定めます。

また、地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図ります。さらに、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。

第１　地域や職場における消火・避難訓練

後を絶たない火災事故発生に伴い、防火思想の高揚が求められており、町民に対する防火教育を徹底するとともに、火災予防運動等の機会に各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及啓発に努めます。

また、家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導、基本的な防火用資機材の操作方法等について講習会や訓練により徹底を図ります。

第２　民間防火組織の育成

自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブの育成を図ります。

第３　予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

（１）防火管理体制の整備

幡多中央消防組合消防本部（以下、消防本部と表す）及び消防署は、ホテル、病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するとともに、講習会、研修会等を通じて防火管理の徹底を図ります。

（２）火災予防査察の強化

消防本部及び消防署は、消防法第４条及び第４条の２の規定に基づき、防火対象物の予防査察を計画的に実施し、火災危険箇所の点検、消防用設備等の整備、耐震性の強化等について改善を指導するとともに、火災の未然防止を図ります。

（３）建築物の不燃化の促進

建築物の不燃化を促進します。

（４）防火管理制度の推進

町は、建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導します。

また、消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底を行うとともに、消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練を実施します。

第４　消防力の強化

大規模火災等が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、消防本部は、消防計画の整備及び消防力の強化に努めます。

（１）災害発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減することを目的とする総合的な消防計画を策定します。

（２）消防計画策定にあたっては、特に次の点に注意するものとします。

○ 教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
○ 情報計画（災害状況の把握及び関係機関への報告・通報）
○ 避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
○ 消火計画（自主防災組織など地域住民と連携した消火）
○ 救助救急（自主防災組織など地域住民と連携した救助救命）

（３）消防施設、装備及び人員の確保に努めるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図ります。

○ 消防資機材等の整備

・ 消防署においては、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

・ 消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備します。

○ 消防団の育成

・ 消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進します。

・ 災害活動能力をさらに向上させるため、実戦的な訓練を実施します。

・ 消防団を活用し、地域住民への防災指導を推進します。

○ 自主防災組織の育成

・ 自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努めます。

○ 整備計画の作成

・ 大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めます。

第５　火災に強いまちづくり

町は、火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行います。

（１）市街地の整備

老朽木造住宅密集地の解消を図るための土地区画整理事業、密集市街地整備促進事業等により防火上安全な市街地の整備を図ります。

（２）防災空間の整備

大規模火災発生時に避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や都市公園などの整備を図ります。

（３）建築物の不燃化の推進

防火地域や準防火地域の指定による、防火に配慮した土地利用を進めるとともに一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進します。

第６　火災気象通報

（１）県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発表基準に該当したときは、必要により火災警報を発表します。

（２）火の使用制限

FM 告知放送や広報車等を活用して、町民に対し、警報が発表された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、町条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発表を広報します。

火災気象通報の基準

◇高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とします。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがあります。

第７節　林野火災予防対策

森林資源や人家の焼失、さらに森林の水源涵養機能、土砂流出防止機能の消失等を招くような林野火災を未然に防止するため、関係機関と連携して森林保護精神の高揚、予防思想の普及に努めるとともに、林野巡視の強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進し、健全な森林の保全を図ります。

第１　林野火災予防意識の啓発

森林保護精神の高揚、火災予防思想の普及、啓発に努め、林野火災の多発する時期には、広報、ポスター等有効な手段を通じて町民に強く防火思想の普及、啓発を図ります。

第２　林野火災防止対策

（１）林野巡視と林野火災予防意識の啓発

林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、林野火災の多発時期には、巡視を強化するとともに、林野火災予防意識の啓発を行います。

（２）林道の整備

林道は、合理的な林業運営を図る重要な施設であるとともに、林野火災の初期消火作業道、また、防火帯としての役割も果たすため、その整備を推進します。

（３）林野所有（管理）者に対する指導

林野所有（管理）者に対し、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導するものとし、火入れに際しては、「黒潮町火入れに関する条例」に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分に取り、安全を期するよう指導します。

（４）資機材の備蓄

消防力強化のための防御資機材の整備及び備蓄を推進します。

第３　火災気象通報

（１）県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発表基準に該当したときは、必要により火災警報を発表します。

（２）火の使用制限

FM 告知放送や広報車等を活用して、町民に対し、警報が発表された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、町条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発表を広報します。

火災気象通報の基準

◇高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とします。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがあります。

第８節　危険物等災害予防対策

※この計画において危険物等の定義を次のとおりとします。
危険物・・・消防法第２条第７項に規定されているもの

第１　危険物災害

町は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して保安体制の強化や、施設の適正な維持管理等を図るとともに、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など洪水・地震・津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図ります。

また、保安教育及び訓練の徹底等を図ります。

（１）規制

危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させます。

また、危険物施設内の危険物取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底させます。

警察と連携して、危険物運搬車両の一斉取締まりを実施します。

（２）指導

予防規程の策定を指導します。

また、危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導するとともに、定期点検の適正な実施を指導します。

災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導します。

（３）自主保安体制の確立

大規模な危険物施設事業所に対し､自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導します。

また、危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導します。

危険物に応じた消火薬剤、排出油等処理剤等の防災資機材の備蓄について指導します。

緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導します。

（４）啓発

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取扱作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努めます。

第２　町民の安全確保のための体制整備

県、市町村をはじめとする防災関係機関は、事業者や地域住民と連携して、危険物等災害に対し安全を確保するための体制整備に努めます。

（１）事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を、あらかじめ町に提供します。

（２）町は、地域の防災的見地から危険物等災害にかかる調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及します。県は町の行う調査に協力します。

（３）町は、地域住民の避難誘導計画を作成するとともに、防災関係機関、事業者及び町民と連携した避難訓練を実施します。

（４）事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報についてあらかじめ整理しておき、災害発生後は、迅速に町に情報提供するものとします。

第９節　道路災害予防対策

道路管理者等が実施する情報の充実や道路施設の整備などの道路交通の安全確保のための予防対策について定めます。

（１）道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図ります。

（２）道路管理者は、道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図ります。

（３）道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。

（４）道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図ります。

（５）道路管理者は、県、町、警察その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施します。

第 10 節　海上災害予防対策

海難事故や、遭難者の救出等について防災関係機関が対応するための予防対策について定めます。

第１　海難事故、遭難者救出等に対する備え

（１）設備等の整備

幡多中央消防組合は、消防艇等の消防用設備・資機材の整備に努めます。

また、町は、救助・救急用資機材の整備に努めます。

（２）体制の整備

幡多中央消防組合は、平時から高知海上保安部と連携を図り、消防活動の充実・強化に努めます。

第２　実践的な防災訓練の実施

町は、県、警察、高知海上保安部その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施するよう努めます。

第 11 節　海上における排出油等災害対策

町の排出油等災害に対する予防対策について定めます。

第 1　高知県排出油等防除協議会

町は、高知海上保安部、県、他市町村その他の防災関係機関と民間事業者（以下「会員」）で構成される「高知県排出油等防除協議会」の活動を中心に、会員間の連携を図り、高知県の排出油等事故災害に対する体制づくりを進めます。

第 2　通報・連絡体制の整備

（1）通報

高知県排出油等防除協議会の会員は、排出油等事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、最寄りの海上保安官署及び地区の協議会長に通報します。

（2）連絡体制

高知県排出油等防除協議会は、会員間の連絡体制を定めます。

第 3　排出油等防除資機材の整備

町は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着マット等の排出油等防除資機材を重油等の種類に応じ、整備します。

第 4　情報の分析

町は、国あるいは高知県排出油等防除協議会等が開催する研修会等を活用し、職員が専門的な知識を習得できるよう努めます。

専門的な知識

◇県周辺の海上交通の現状と危険性に関すること
◇重油等が排出された場合における県沿岸への漂着の可能性に関すること
◇重油等が漂着した場合における回収、運搬、処理の方法に関すること
◇補償請求に関すること
◇環境への影響に関すること

第 5　広域連携

町は、近隣県、市町村との連携体制を確立します。

第６　防災訓練の実施

町は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加します。また、防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実践的なものとなるよう工夫します。

「高知県排出油等防除協議会」の会員は、排出油等事故を想定した実践的な防災訓練を実施します。

第 12 節　陸上における排出油等災害対策

町の陸上での排出油等災害に対する予防対策について定めます。

第 1　情報の収集・伝達

陸上において排出油等災害が発生するか又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路について定めます。

第 2　町の活動

町は、関係機関及び民間の企業等と連携して、次のことを行います。

○ 危険物等保管施設の状況把握
○ 防除活動に必要な資機材等の状況把握
○ 応急対策計画の検討

第 13 節　原子力事故災害対策

本町は、愛媛県に所在する「伊方発電所」から、最も近い北西端で約７６㎞の位置にあり、原子力災害対策指針の原子力災害対策重点区域（概ね半径３０㎞）の範囲外となっています。

しかし、原子力発電所の事故による被害は、単純に原子力発電所からの距離だけでなく様々な要素に起因する可能性があるため、町は、原子力事故災害発生前に実施する予防対策について定めます。

なお、他の原子力発電所において事故が発生し、本町への影響があると予測される場合には、本節を準用して対応するものとします。

第１　町民等への情報伝達体制の整備

町は、原子力事故災害の正確な情報を町民等に対して確実かつ速やかに伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図ります。

第２　広域的な避難対策等の整備

町は、県内外からの避難者を想定し、一時的に受入る避難所及び長期的に受入れ可能な避難所について、予め選定します。

第３　物資の備蓄

町は、原子力事故災害の発生も想定した必要な物資の備蓄に努めます。

第４　県内産品の保護と観光対策の整備

町は、県と連携して原子力事故災害発生時における空間放射線量率等の検査、測定結果を､各観光施設がインターネット等で広く情報発信できるよう体制を整備します。

第 14 節　津波災害予防対策（第５編「重点的な取り組み」を参照）

津波から生命を守るため、津波避難計画づくりやこれに基づく避難経路、津波避難場所の整備といった「逃げる」ための避難対策を優先して進め、発生頻度の高い一定程度の津波の進入については「防ぐ」、最大クラスの津波に対しては「避難時間を稼ぐ」ための対策を進めます。

第１　町の津波避難計画

（１）町は、高知県津波避難計画策定指針～津波からの避難方法の選択に係るガイドライン～（平成 25 年 12 月）や津波浸水予測などに基づき、町の基本計画となる黒潮町津波避難計画の策定を推進し、町民の円滑な避難のために必要な情報を、明示します。

なお、計画策定の際には、次の項目を基本に検討を進めます。

①避難対象地域の設定
②津波避難場所及び避難経路等の設定
③避難に必要な情報等の収集や伝達
④避難指示、高齢者等避難の発令基準
⑤要配慮者等の避難対策
⑥避難訓練の実施や啓発活動
⑦その他必要事項

（２）津波の浸水予想地域や到達時間、避難対象区域、避難地、避難路などを示した津波ハザードマップを整備します。

第２　地域津波避難計画

町の津波避難計画との整合性をとりつつ、津波ハザードマップなどを参考に、町民自ら、要配慮者対策も含めた地域ぐるみの避難に関する行動プランとして、地域ごとのより詳細な津波からの避難方法等を定めた地域津波避難計画を作成します。

町は、町民の計画作成の支援を行います。

第３　事業者の津波避難計画

南海トラフ地震対策特別措置法の規定により推進地域に指定された地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「地域防災対策計画」を作成することとなります。

町は、情報提供等を通じて事業者の「地域防災対策計画」の作成を支援します。

第４　要配慮者等施設及び学校等の避難確保計画の作成支援等

津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設及び学校等の所有者又は管理者に対し、施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行います。

第５　消防機関等の活動

町は、消防機関が町民の津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めます。

（１）津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

（２）津波からの避難誘導

（３）水門の閉鎖及び土嚢等による浸水対策

（４）自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

（５）緊急消防援助隊等応援部隊の受け入れ

（６）津波到達予測時間等を考慮した退避ルールの確立

第６　交通対策

（１）道路

県公安委員会及び道路管理者は､津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知します。

（２）海上

高知海上保安部及び港湾・漁港管理者は、海上交通の安全を確保するために、必要に応じた船舶・漁船交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶・漁船を退避させる等の措置を講じます。

（３）鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止など、その他連行上の措置を講じます。

（４）乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定めます。

第７　港湾・漁港内での安全の確保対策

（１）防災知識の普及・啓発

海上保安部、港湾・漁港管理者は、港湾・漁港、船舶・漁船関係者に津波に関する知識の普及・啓発を行います。

（２）港湾・漁港施設及び危険物の安全管理

海上保安部、港湾・漁港管理者は、危険物が海上に排出されないよう、関係施設及び船舶・漁船に指導を行います。

第 15 節　建築物等災害予防対策（第５編「重点的な取り組み」を参照）

地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を図ります。

第１　建築物等の耐震性の向上

建築物の安全性を高めるため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（最終改正平成 25 年５月 29 日）に基づき、町は耐震改修促進計画を定め、町有施設の耐震化の促進を図るとともに、個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援をします。

第２　家具等の転倒防止やガラスの飛散防止

地震時のタンスや食器棚などの転倒防止とガラスの飛散防止に関する普及啓発を行い、補助制度を実施するなど家具の転倒防止策やガラスの飛散防止策の促進を図ります。

第３　外装タイル等の落下やブロック塀等の倒壊防止

建築物における天井材等の非構造部材の脱落、ブロック塀の倒壊の防止などに関する普及啓発を図ります。

特に宅地が密集し、狭隘な街路が交錯する集落等においては、ブロック塀の倒壊を防止するために、生け垣等への改修に向けた意識啓発に努めます。

第４　被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

町は、被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するために、被災建築物応急危険度判定業務マニュアル震前対策編に基づき、必要な計画を作成します。

第５　被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は宅地災害が広範囲に発生した場合に、被害の状況を迅速かつ的確に把握して、二次災害を防ぐため、宅地の危険度を判定するものです。

町は、県が開催する被災宅地危険度判定士養成講習会に土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を参加させるなど、人材の育成及び確保に努めます。

第６　文化財の耐震対策

文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努めます。

第 7　地震保険の加入促進

地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、町民に対して地震保険に関する情報提供を行います。

第 16 節　地盤災害等予防対策

地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに既存の予防対策を危険度に応じて実施します。

第 1　地すべり対策

町は、土砂災害のおそれのある箇所に対して、地すべり防止施設の整備を県に要請します。

また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。

第 2　急傾斜地崩壊対策

地震による崩落等の危険がある崖地の把握に努め、町長は、県知事と協議し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を依頼するとともに､崩壊対策事業の実施を県に要請します。

また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。

第 3　大規模盛土造成地

大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただき、防災意識を高め、災害の未然防止や被害軽減に繋がるよう「大規模盛土造成地マップ」の整備を含め、周知に努めます。

第 4　土石流対策

町は、土砂災害のおそれのある箇所に対して、砂防施設の整備を県に要請するなど、土砂災害に対する被害軽減策に努めます。また、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所からの防災対策の実施を要請します。

また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。

第 6　ため池崩壊対策

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

第 7　液状化対策

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、河川、海岸堤防等の液状化対策の推進を図ります。また、ハザードマップ等により、町民への危険性の周知に努めます。

第 17 節　公共土木施設等の災害予防対策

地震・津波による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図ります。

第 1　公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設等は「地震防災緊急事業五箇年計画」（第 5 編第 4 章を参照）や「津波避難対策緊急事業計画」（第 5 編第 5 章を参照）を中心に整備を図っています。

整備を進めるにあたっては、施設管理者は、特に、次の点に留意します。

（1）河川管理施設対策

河川堤防の耐震対策

津波を防ぐ樋門など開口部の閉鎖機能の確保

・排水機場の耐水対策及び水門等の自動閉鎖化

・陸閘等の常時閉鎖

（2）道路施設対策

津波から避難するための道路の安全性の確保

応急対策上重要な道路・橋梁の安全性の確保

（3）海岸保全施設対策

海岸堤防の耐震対策・嵩上げ

津波を防ぐ水門など開口部の閉鎖施設の改善

・排水機場の耐水対策及び水門の自動閉鎖化

・陸閘等の常時閉鎖等の運用を検討

（4）港湾施設対策

津波防波堤の整備や粘り強い化

防災拠点港における震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能の確保

・耐震強化岸壁及び防災緑地の整備

・移動式耐震係留施設（ミニフロート）の維持・管理

（5）漁港施設対策

防災拠点漁港における震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能の確保

・耐震強化岸壁等の整備

津波による浸水被害が想定される集落における、避難路及び避難広場の確保

（6）鉄道施設対策

地震動に対する安全性の確保

津波に対する安全性の確保及び津波避難場所としての活用

（7）都市公園施設対策

地震時の延焼遮断空間、避難場所、応急活動拠点としての機能の確保

（８）農業用施設対策

地震による破損等により大きな被害をもたらすおそれのあるため池の安全性の確保

第２　町が管理又は運営する施設に関する対策

緊急的な応急対策を実施するための機能の確保や津波からの防護及び円滑な避難の確保を図ります。

不特定かつ多数の方が出入りする施設（社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、医療機関、学校等）の管理上の措置はおおむね次のとおりとします。

（１）各施設に共通の事項

○ 津波警報等の入場者等への伝達
○ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
○ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
○ 出火防止措置
○ 水、食料等の備蓄
○ 消防用設備の点検、整備
○ 非常用発電装置の整備、告知放送端末機、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（２）個別事項

○ 病院、診療所等
・ 重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

○ 学校等
・ 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
・ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの方に対する保護の措置

○ 社会福祉施設
・ 重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な方の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

（３）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、各施設に共通の事項に掲げる措置をとるほか、災害対策本部又はその支部の事務局と連携して、次に掲げる措置をとるものとします。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとします。

○ 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
○ 無線通信機等通信手段の確保

○ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

町は県に対し、南海トラフ地震対策特別措置法第５条第１項の規定に基づき、町の推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備について協力を要請するものとします。

また、町は県に対して、町が行う屋内避難等に使用する建物の選定について、県有施設の活用等の協力を要請するものとします。

（４）工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については､原則として工事を中断するものとします。

第３章　地域防災力の育成

第１節　防災知識の日常化

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、物的被害を軽減する減災のための備えを充実する必要があり、防災教育などを通じた防災知識の普及と、町民参加による実践的な防災訓練の実施を進めることにより「自らの命は自らが守る」ひとづくりを図ります。

また、地震及び津波による被害の軽減のためには、想定される地震や津波をいたずらに怖がることなく、正しく理解し、適切に行動することが重要です。

このため、防災関係機関をはじめ、町民の一人ひとりが地震及び津波に関する正しい知識を身に付けるとともに、お互いに連携することができるよう取り組みを進めます。

第１　児童生徒への防災教育の実施

黒潮町の防災教育は、単に「災害のメカニズムや地域の危険性、対応策に関する知識を習得する」ことだけを目的にしません。自分たちが生活する地域の自然とのかかわり方や、命にかかわることであることを学ぶことを目的とします。

教育活動全体を通じて「生き抜く力」を育む“命の教育”を推進継続することで、内発的な自助・共助の意識、日頃から最善を尽くそうとし考え行動するなど、主体的な姿勢をもった児童生徒を育成します。

また、南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取り組みを家庭、地域へと広げていきます。

■ 防災教育の進め方

「高知県安全教育プログラム」（平成 25 年 3 月）を基本に、防災知識の教育を展開しつつ、“命の教育”に主眼を置き、黒潮町の地域特性や個別具体的な事例を加味した独自の「黒潮町防災教育プログラム」を元に、小中学校 9 年間の防災教育を体系的に実施します。

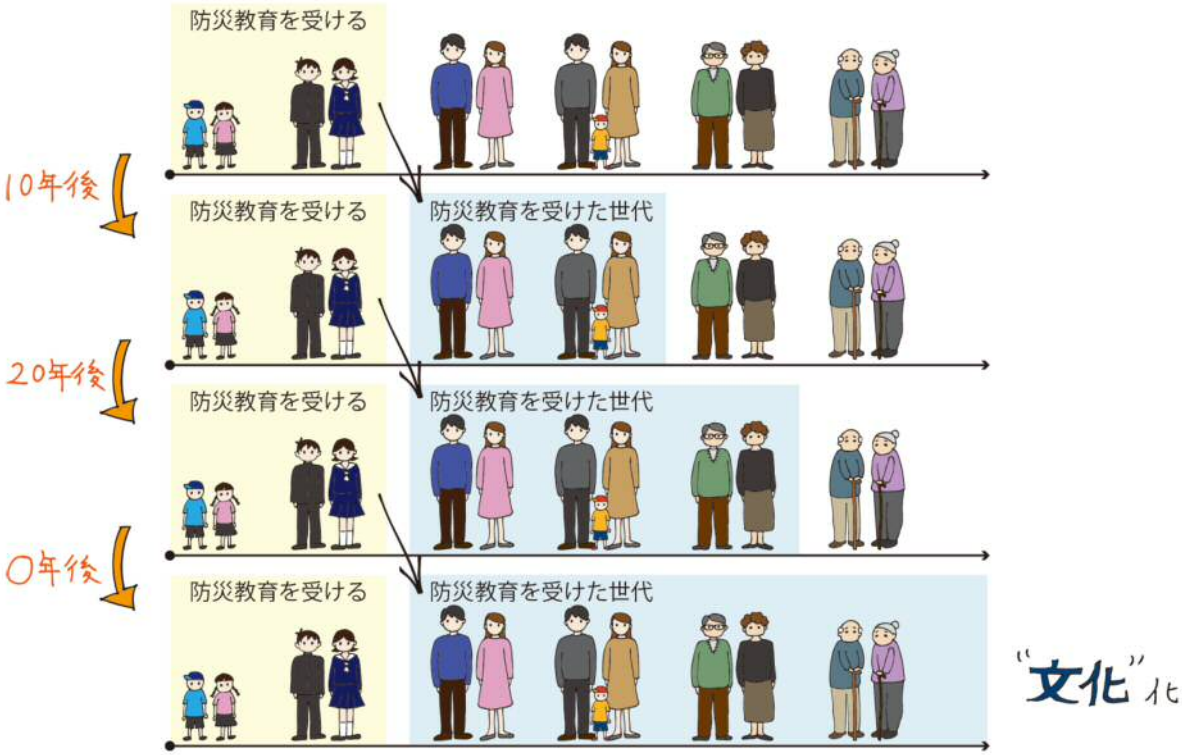
（１）命の教育（広義の防災教育）と防災知識の教育（狭義の防災教育）に避難訓練を加えた、小中学校 9 年間体系的に学ぶことができる「黒潮町防災教育プログラム」を作成します。

（２）プログラムは、①「防災を我がこととしてとらえるための学習」、②「解決策を考えさせるための学習」、③「考えた対応を実践するための学習」を中心に、各校の授業実践事例や研究授業、研究発表等を通じて充実を図ります。

（３）地域全体で子どもたちの生き抜く力を育む環境を整えるために、家庭や地域との連携を図ります。

（４）防災教育は継続することが何より重要であり、継続することで災害に強い地域文化を作ります。

（５）学校と地域をつなぐ防災教育の担い手となる「コーディネータ（調整役）」を設け、その育成を図ります。



第２　災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。

災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

町は災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、町民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、町民は、自ら災害教訓の伝承に努めます。

第３　防災に関する広報及び啓発の実施

町は、関係機関と協力し、自らが実施する取り組みや、町民の防災に関する知識や意識を高めるための広報及び啓発を行います。

その際には、さまざまな媒体や機会を活用することや、要配慮者への対応、被災時の男女のニーズの違い等を考慮します。

（１）町民自らが実施する取り組みや町民の意識を高めるため、パンフレットや防災ホームページの公開など、広報を様々な媒体を活用し、「自助」、「共助」といった防災意識の高揚を図ります。特に、東日本大震災以降、南海トラフ地震に対する町民の意識が高まっていることから、防災意識の向上に結びつく広報を実施するものとします。

（２）地震発生時に町民自らが安全を確保し、津波から迅速に避難することができるように、家庭や事業所における室内の安全対策や住宅等の耐震化が進むよう啓発を実施するものとします。

（３）町民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取ること等、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を実施します。

広報内容の例

（知　　識）	○ 各機関の実施する防災対策 ○ 災害の基礎知識 ○ 地域の災害特性・危険場所 ○ 被災地における教訓
（災害への備え）	○ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 ○ 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ○ 防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加 ○ ３日分以上（できれば１週間分）の食料、飲料水、物資の備蓄 ○ 非常持ち出し品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ○ 自動車へのこまめな満タン給油 ○ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認 ○ 災害時の家族内の連絡体制の確認
（災害時の行動）	○ 身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法 ○ 要配慮者への支援、配慮 ○ 情報の収集方法 ○ 生活再建のための被災状況の記録

（４）一般啓発

○ 啓発の内容

・ 気象災害に関する一般知識
・ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
・ 防災関係機関等の防災対策に関する知識
・ 避難場所、避難路、その他避難対策に関する知識
・ 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における日頃からの防災対策に関する知識
・ 応急救護に関する知識
・ 避難生活確保に関する知識
・ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
・ 高潮危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
・ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
・ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

・ 早期自主避難の重要性に関する知識

○ 啓発の方法

・ 広報誌の活用
・ パンフレット、ポスター等の利用
・ 映画、ビデオ教材の利用
・ 講演会、講習会の実施
・ インターネット（ホームページ）の活用
・ 防災訓練の実施

（５）生涯教育を通じての啓発

ＰＴＡ、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高めます。

○ 啓発の内容

町民に対する一般啓発に準拠するほか、各団体の性格等に合わせた内容とします。

○ 啓発の方法

ワークショップ等の各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施します。

（６）各種団体を通じての啓発

町は､各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオ教材の貸出し等を通じて防災知識の普及に努めます。

第４　危険物を有する施設などにおける防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修の実施に向け、防災関係機関に協力を要請するとともに指導に努めることとします。

また、宿泊施設など不特定多数の人員が集まり、かつ地理的に不案内な者に対する避難誘導などを想定し、実践的な防災研修の実施に努めることとします。

第５　防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進します。

第６　防災関係者の研修

職員を対象に、地震及び津波に関する研修を毎年実施し、人材の育成を図ります。

第２節　実践的な防災訓練の実施

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合を想定し、また、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、地域特性や地震の発生時間等を考慮し、町及び防災関係機関が緊密な連携のもとに、災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう技能の向上を目指すとともに、町民に対する防災意識の高揚を図るため、総合的かつ効果的な訓練を少なくとも年１回以上実施します。

その際、自主防災組織、要配慮者、ボランティア団体、民間企業及び非常通信協議会と連携して取り組みます。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の特性に応じた防災訓練を実施します。訓練後には地域防災計画や津波避難計画、対策計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じ計画の見直し等を行うこととします。

南海トラフ地震対策特別措置法の対策計画（以下「対策計画」という。第２編第２章第 14 節第３を参照）を策定した事業所は、津波避難訓練を年１回以上実施するよう努めるものとします。

防災訓練は、次の訓練を実施することとし、町は、自主防災組織等の参加を得て行う訓練や、対策計画に基づき事業所が行う津波避難訓練等に対して、県から必要な助言と支援を受けて実施するものとします。

第１　初動体制の確立訓練の実施

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

また、初動期の体制確立に向け、事前に職員に対しては初期初動マニュアルを作成し、災害発生時間などを考慮した訓練を実施します。

様々な被災シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を実施するなど、初動マニュアルの実効性の確立に努めることとします。

第２　現地訓練の実施

災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現地訓練を実施します。

その際、町民や自主防災組織をはじめ、関係機関や関係者との連携を十分に考慮し、訓練実施に努めることとします。

≪現地訓練実施にあたっての留意事項≫

（１）地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定します。

（２）可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。

第３　情報収集・伝達等に関する訓練の実施

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、災害対策本部機能を維持する為の各種システム、告知放送端末機、防災行政無線等を使用して、防災情報の伝達を主体とした通信訓練を実施します。

また、電気等のライフラインの断絶を想定し、非常用電源設備を活用した通信連絡訓練を実施します。災害時における被害情報の迅速な収集の重要性を念頭におき、非常時の対応に備えます。

このため、情報通信機器の操作の習熟、収集情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の伝達及び広報を目的に訓練を実施します。

第４　図上訓練の実施

様々な被災シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施します。

第５　広域訓練

県及び他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施します。

第６　要配慮者等へ配慮した訓練

町民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障がい者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等、様々な視点に十分配慮するよう努めます。

第７　防災訓練の実施責務又は協力

（１）町は、単独又は県及び他市町村をはじめとする防災関係機関と共同して、必要な防災訓練を行うこととします。

（２）消防本部は消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者に対し、その定める消防計画に基づいて、防災訓練を行うよう指導し、町は実施に対し必要な協力をします。

（３）町民その他関係ある団体は、防災訓練に協力することとします。

第８　防災訓練の種別

町及び防災関係機関が実施する訓練は、次の内容を基本とします。

種　別	参加対象	訓　練　内　容
総合防災訓練	職　員 消防署 消防団 警察 四国電力㈱ ＮＴＴ 医療機関 公共交通機関 町民	職員の動員及び災害対策本部設置運営 消火・水防・救急・救助 〃 避難誘導・救助 ライフライン応急復旧 〃 応急救護及び応急医療 輸送 その他必要な訓練
水防訓練	職　員 消防署 消防団	各種水防工法の実施訓練
消防訓練	職　員 消防署 消防団及び関係者	大規模火災対応 重要防火対象物・重要文化財 火災訓練
消防団教養研修等	消防団初任者及び幹部	ポンプ操法や基本教養訓練
避難訓練	町民、学校、事業所	集団での避難訓練
救助訓練	町民、学校、事業所	救助法
図上訓練	職員、町民、防災関係機関	様々な被害シナリオに応じた訓練

第９　自主防災組織等の町民が実施する訓練

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、町民の協力が必要不可欠です。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施します。

○ 事業所（防火管理者）における訓練

学校（保育所、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、その他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者に対して、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施するよう指導します。

また、地域の一員として当該町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう周知します。

○ 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、訓練を実施します。

○ 町民の訓練

町民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、町及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めます。

○ 孤立地区の発生など地域の特性に応じた防災訓練の実施

孤立のおそれのある地域においては、集落の代表者（自治会長、自主防災会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報提供体制の整備を推進します。

第 10　訓練の評価

訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

第 11　防災訓練の際の交通規制

町は、防災訓練の効率的な運営を図るため、特に必要があると認める時は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、県公安委員会に、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し､又は制限の協力を要請するものとします。

第３節　自主的な防災活動への支援

東日本大震災では、地域コミュニティが災害に強くなければ、また、地域コミュニティが防災に取り組まなければ、自らの命を守ることも、家族の命を守ることも、自らの地域を守ることもできないということを思い知らされました。この教訓からも、自治会等を中心とした自主防災組織の活動が極めて重要と考えられ、自主防災組織の育成と、地域の特性をふまえた、我がこととして感じられる地区防災計画の整備が望まれます。

特に、南海トラフ地震が発生すると、大きな揺れに続き津波が沿岸部を襲います。

命を守るためには、町民が自ら身を守る行動をしていただくとともに、地域での支え合いや助け合いが重要となります。

そのため、地域での自主的な防災活動への支援を強化します。

≪資料編：自主防災組織の設立状況≫

第１　自主防災組織の育成

町は、県の協力を得ながら、自主防災組織の結成及び活動を促進し、要配慮者への支援や各世代の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図ります。

この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努めます。

87（１）町民の防災意識の高揚

町民に対する防災意識の普及及び自主防災組織の結成推進や育成強化を図るため、パンフレット等資料の作成、講演会を開催するなど、「自主」防災意識の啓発に向けた取り組みを進めます。

（２）組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成については、次の点に留意します。

○ 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされることから、町民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成します。

○ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう、組織を編成します。

○ 地域内の事業所や社会福祉施設等の要配慮者が生活する施設などと協議のうえ、事業所の自衛防災組織等も自主防災組織に位置づけます。

（３）組織づくり

既存の自治会等を単位に自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりに努めます。

○ 自治会等の自治組織に、防災活動を活動の一環として組入れ、自主防災組織として育成します。

○ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成します。

○ 民生委員・児童委員、女性団体、ＰＴＡ、青少年団体等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織としての育成を目指します。

（４）編成

自主防災組織の編成については、各地域の実態を踏まえ、自主的に組織されるものですが、例示すると、次のとおりです。

■ 自主防災組織図（例）

会長（区長等）

（民生委員・副区長等）副会長

	平常時	災害時
総務班	自主防災会内の会計事務や庶務を行うこととします。	避難地の管理・運営に参加します。
情報班	情報を町民に伝える訓練を実施し回覧やチラシ等で防災の啓発活動を行うこととします。	町や消防機関からの情報を伝え、地域の被害状況や避難状況を町へ報告します。
消火班	消火器具の点検や効果的な消火技術の習得を行い、町民へ取扱い方法を指導します。	周辺町民の協力を求めて初期消火を行い火災の拡大防止を図ります。
避難誘導班	複数の避難経路避難地を把握しておき、誘導訓練を行うこととします。地域内の危険箇所を把握しておくことも必要です。	組織として安全な行動がとれるよう、避難地まで町民を誘導します。
救出救護班	救出用資機材の使用法、負傷者の搬送法、応急手当法の習得訓練を行い、医療施設や救護所の位置を把握しておくことも必要です。	資機材を用いて救出作業を行い、負傷者の応急手当をし、医療機関や救護所に搬送します。
給食給水班	物資の備蓄管理を行うとともに備蓄について啓発を行うこととします。	炊き出し飲料水を確保するほか食料品や救援物資の受入れ、配給を行うこととします。

（５）防災活動拠点施設の整備支援

自主防災組織等の育成と活動促進に向け、活動拠点となる施設整備や町が管理する公共施設などを利用するなど、活動拠点確保に向けた支援に取り組み、自主的かつ積極的な自主防災への取り組みを促進します。

第２　自主防災活動のリーダーの育成

自治会長等を対象に、リーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成します。

第３　自主防災組織の育成手法

○ 地域の危険性に関する情報(被害想定、危険箇所等)の提供
○ 自主防災組織の必要性についての広報
○ 防災訓練、研修会等の実施への支援
○ 啓発資料の作成
○ 地域防災施設の整備支援
○ 地区防災計画の作成支援

第４　自主防災組織の役割と活動内容

（１）自主防災組織の役割

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神のもとに、次の役割を担うものです。

○ 地域で起きる災害について正しい知識を広める取り組み
○ 災害発生時に安全に避難する取り組み
○ 高齢者など要配慮者への支援

（２）平常時の自主防災組織の活動

○ 防災知識の普及

主な啓発事項

・ 平常時における防災対策
・ 災害に関する知識の普及
・ 災害時の心得
・ 自主防災組織が活動すべき内容
・ 自主防災組織の構成員の役割等

○ 防災訓練の実施

・ 情報の収集・伝達訓練
・ 出火防止及び初期消火訓練
・ 避難訓練
・ 救出・救護訓練
・ 炊き出し訓練

・ その他、必要な訓練

○ 防災点検の実施

・ 地域における危険箇所の把握と周知
・ 地域における防災施設（消防水利、避難場所等）の把握と周知
・ 家庭における防災点検の実施

○ 防災用資機材等の整備・点検

・ 防災資機材、非常食、医薬品等の備蓄・点検

○ 地区防災計画の作成

・ 地域の特性をふまえた避難計画等の作成と周知

○ 自主防災組織の台帳作成

防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害発生時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる項目を基本に、個人情報の取扱いに留意しながら、台帳の作成を推進します。

・ 世帯台帳（基礎となる個票）
・ 避難行動台帳（津波避難行動カルテ等）
・ 人材台帳
・ 防災施設（消防水利、避難場所等）配備台帳
・ 危険箇所等が印されたマップ　など

○ 要配慮者の把握

・高齢者、障がい者等の要配慮者の把握

（３）災害発生時の自主防災組織の活動

○ 集団避難、要配慮者の避難誘導の実施
○ 地区の町民の安否確認
○ 救出、救護活動の実施
○ 出火防止及び初期消火
○ 情報の収集、伝達
○ 給食・給水の実施及び協力
○ 避難所の運営に対する協力
○ し尿、ごみの仮処理

第５　自主防災組織と消防団・防犯活動団体・その他民生委員等の避難支援等関係者との連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。

防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体や福祉関係者との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。

第４節　事業者による自主防災体制の整備

町内に立地する事業者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大させることのないよう的確な防災活動を行う必要があります。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、事業者による組織的な初期対応が被害の拡大を防ぎます。

このため、事業者は、自衛の防災組織等を編成するとともに、町や関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努めます。

また、事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとします。

事業者による自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行うこととします。

第１　災害時に事業者が果たす役割

○ 従業員や利用者等の安全確保

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには､従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めます。

○ 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力

○ 事業の継続

○ 二次災害の防止

第２　事業者の自衛防災組織の防災活動

（１）平常時の自衛防災組織の活動

○ 防災訓練の実施

○ 施設及び設備等の整備

○ 従業員等の防災教育の実施

○ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成

・ 情報の収集、伝達体制の確立
・ 火災その他災害予防対策
・ 避難対策の確立
・ 応急救護
・ 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保
・ し尿・ごみの仮処理

○　地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

（２）災害時の自衛防災組織の活動

○ 情報の収集伝達

○ 避難誘導

○ 救出活動・応急救護
○ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力
○ し尿・ごみの仮処理

第３　事業継続計画（ＢＣＰ）

町内の企業に対して、災害時に可能な限り重要な業務を継続させ、早期に操業を回復するよう努めることにより、地域の雇用確保など、社会的貢献を果たすことにつながるよう災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定の推進に努めます。

また、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成にあたり、被害想定や町の防災体制などの情報提供や町の防災対策との整合を図るための協力を行うこととします。

第５節　要配慮者への対策等

町及び関係機関は、要配慮者の安全を確保するため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体等の協力を得ながら、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握や情報伝達体制を整備するとともに、連携して、個別避難計画の策定など避難支援体制を整備することを推進します。

また、町は、個別避難計画の策定にあたっては、避難行動要支援者の特性に合わせ、多様な避難所の確保に努めるほか、本人の意思、プライバシーの保護や男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮します。

第１　在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援

（１）町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、安否確認等を行うための措置について定めます。

（２）　町地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するものとします。

また、避難行動要支援者名簿については、実態を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、名簿情報の適切な管理に努めます。

（３）町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、個別避難計画情報の適切な管理に努めます。

（４）町地域防災計画に定めるところにより、黒潮消防署、中村警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会長、消防団、自主防災組織等、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、個別避難計画などを策定して、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。その際には、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を行います。

（５）個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行います。

（6）地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。

（7）安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送する方法等についてあらかじめ定めるよう努めます。

（8）地域住民による支援

自主防災組織などで要配慮者とともに避難する計画を検討します。

（9）支援体制の確立

町は要配慮者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体等を中心に構成される支援組織の整備と活動推進を図ります。

○ 平時の活動

町及び支援組織は、平時に次のような活動を実施します。

・ 個人情報保護やプライバシーに留意した「同意方式」等による要配慮者に関する情報の収集とその管理
・ 要配慮者に対する情報提供
・ 災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり
・ 要配慮者が居住する住宅の防災対策支援
・ 地域内の防災環境の点検や調査

○ 災害発生時の活動

町及び支援組織は、災害発生後に要配慮者を支援する方（以下「支援者」といいます。）と連携し、各要配慮者の安否確認を行うほか、次のような活動を実施します。

・ 要配慮者の安否情報等の集約及び安否情報の問合せ等への対応
・ 要配慮者及び支援者の避難所等への誘導、搬送の対応

第２　避難行動要支援者名簿

（1） 避難支援等関係者となるもの

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、黒潮消防署、中村警察署、民生委員・児童委員、黒潮町社会福祉協議会、自治会長、消防団、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、同意のある避難行動要支援者名簿情報を提供します。

（2） 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下①～⑥に該当する者のうち、生活の基盤が自宅にある者を避難行動要支援者とし、名簿に掲載します。

①介護保険法における要介護 3 以上に認定された者

②身体障害者手帳１・２級(総合等級)を所持する者(心臓機能障害・腎臓機能障害のみは除く)。ただし、視覚、聴覚障がい者は、等級にかかわらず第１種の手帳を所持する者

③療育手帳を所持する者

④精神障害者福祉手帳を所持する者

⑤障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患に該当し、障害福祉サービス等の受給を受けている者

⑥前各号に準じる状態にある者で、町長が必要と認めた者

（３） 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の情報は、町及びその他行政機関が保有する台帳情報（住基情報、介護認定情報、障害手帳情報、津波避難行動カルテ等）から入手し、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。

① 氏名

② 生年月日

③ 性別

④ 住所又は居所

⑤ 電話番号その他の連絡先

⑥ 避難支援を必要とする事由

⑦ その他避難支援等実施に関し町長が必要と認める事項

（４） 名簿の更新に関する事項

名簿は、年１回を目安に更新を行います。また、必要に応じ随時更新も行います。

（５）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

①当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供し、個人情報が無用に共有、利用されないよう指導します。

②災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明します。

③受け取った避難行動要支援者名簿は複製しないよう指導し、個人情報の取扱いに関する指導を行います。

④名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導します。

⑤ 名簿情報の取扱い状況を報告させます。

⑥ 施錠可能な場所へ名簿の保管を行うよう指導します。

（６）避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

防災行政無線、広報車、携帯電話端末の緊急速報メール、ケーブルテレビ、告知放送端末機、インターネット、ファクシミリ等複数の手段を組み合わせるとともに、障がいの区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行います。

（７）避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成の中で、避難支援等関係者の安全確保のルールや計画等を定め、事前に周知を図ります。また、避難支援等関係者

は、助けようとするが助けられない可能性もあることを避難行動要支援者に理解してもらいます。

（８）平常時の活用

同意のある避難行動要支援者名簿情報は、発災時の避難行動支援だけではなく、日頃の見守り活動、地域での避難訓練及び防災訓練などへの呼びかけなどにも活用します。

第３　社会福祉施設等における防災対策

（１）実態把握と継続的な防災対策

施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握します。

関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災対策に取り組みます。

また、実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組みます。

さらに、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した訓練の実施の防災対策に継続的に取り組みます。

（２）施設・設備の安全確保対策

施設管理者は、施設の耐震化に努めます。

また、津波による浸水のおそれのある地域に所在する施設は高台への移転等を検討します。

立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。

◇自動火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備

◇非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等

◇垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備　　など

（３）施設・設備の安全確保対策

町は、要配慮者への支援につなげるため、関係福祉施設に対し、以下の内容に関する協力や指導を行います。

○ 設備等の転倒や飛散防止
○ 物資の備蓄
○ 非常電源の確保
○ 防災資機材の整備
○ 新型コロナウイルス感染症等の発生に備え、マスク等の衛生用品の備蓄

（４）施設入所（通所）者の避難対策

町及び社会福祉施設管理者は、避難対策の確立のため、以下の内容に協力して取り組みます。

○ 地域の災害特性の把握

◇施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。

○ 施設入所者の避難計画の作成

◇夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成します。

◇夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施します。

◇災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施します。

◇消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進めます。

○ 長期的な避難と広域連携

◇入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。

◇広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受入れに関する災害協定の締結に努めます。

○ 介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備

◇避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努めます。

◇各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努めます。

（５）防災関係機関との連携

社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ自主防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制の確立に努めます。

また、同管理者は、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努めます。

消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導及び助言を行います。

第４　訪日外国人旅行者等の安全確保

旅館、ホテル等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めます。

第６節　消防団を中心とした地域の防災体制

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育・訓練及び活動環境の整備と安全性の向上を図り、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。

第１　体制整備

消防団員の不足と高齢化などの地域の実情を考慮しつつ、積極的に青年層及び女性層の消防団への参加を促進する等消防団員の確保を図ります。

第２　教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の町民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、様々な訓練参加を促し、町民の期待に応えられる指導者としての力量を高める教育を行います。

第３　環境整備

迅速かつ円滑な消防団活動を実施するために、消防団の施設・装備の充実に努め、活動環境の整備に努めます。

被雇用者（サラリーマン）の消防団員の消防活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等に関して、事業所の理解・協力が得られるよう努めます。

第４　町民に対する消防団活動の周知

消防団の担う役割などについて、広く町民の認知を得るため町の広報誌などに消防団活動の内容や活動実績などを掲載し、その周知を図ります。

第５　自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダーとして、地域の自主防災組織の育成や避難訓練の実施等において指導的役割を担うことから、地域で組織された自主防災組織との連携に努め、被災時にも混乱なく災害救援活動などが実施される体制づくりに努めます。

第７節　自発的な支援を受け入れるための環境整備

大規模な災害の発生時には、消火、救助、救急等の災害応急活動から、被災者の生活の維持、再建等の復旧活動に至るまで、個人やボランティア組織による支援、協力が大きな役割を果たします。

このようなボランティア活動が効果的に実施されるよう、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など、幅広いボランティアの活動体制整備を推進します。

第１　関係者相互の連携の強化

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯやボランティア団体等と連携し、地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成、ボランティアの組織化、災害ボランティアリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時の具体的マニュアルの策定等により、効率的なボランティア活動体制づくりに努めます。

第２　自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行います。

第３　ボランティアの受入れと活動支援

組織化されていないボランティアや地域外からのボランティアが、自主防災組織等と連携しながら円滑に支援活動できるためには、受入窓口の設置など受入側の体制整備が重要となります。このため、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「災害救援ボランティア活動マニュアル」の作成を検討し、円滑な支援活動ができる体制づくりを推進します。

（１）ボランティアの登録・育成

町民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、特に大規模な災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望する多くのボランティアの援助が予想されます。

このため、町及び関係機関は、このボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、平時から環境づくりを行い、次のような活動を行うこととします。

○ 日本赤十字社、社会福祉協議会等関係機関と協力し、平素より防災ボランティアを養成・登録するとともに、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう環境の整備に努めます。

○ 災害に備えた避難所を指定する際に、災害救助ボランティアの活動拠点を確保します。

○ ボランティア活動を組織的に実施できるよう、その中核となる災害ボランティアリーダーの養成を行うこととします。
○ ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図り、加入を促進します。

（２）ボランティアに期待される役割

ボランティアに期待される活動内容は、主として次のとおりとします。

○ 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
○ 救援物資の仕分け及び配布
○ 避難所運営の支援
○ 高齢者、障がい者、難病の人、乳幼児、妊産婦等の介護及び看護補助
○ 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
○ 保健医療活動
○ 消火、救助、救護活動
○ 炊き出し、清掃、し尿及びごみの仮処理、その他災害救助活動
○ 通訳等の外国人支援活動
○ 犬猫の情報収集及び保護・飼い主への引渡し
○ 被災地からの情報発信

第４　ボランティアの活動拠点

町は、災害時に備え次の計画をつくります。

○ ボランティア活動のための拠点の斡旋又は提供
○ 必要な資機材の貸出し
○ これらの他、自発的支援活動に必要な情報発信

第５　専門ボランティアの活動への支援等

町は、医療、救護など専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備を図ります。

第８節　帰宅困難者対策計画

大規模な災害発生時には、観光目的等で町に滞在する旅行者等を含め、さまざまな理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握しどのような支援を実施すべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館･ホテル等の避難先の確保等についての対策が必要です。

災害発生時の帰宅困難者に対し、防災関係機関と連携し、各種の対策を講じるものとします。

第１　検討事項

○ 広域的な情報の収集及び伝達体制の構築
○ 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
○ 事業所、通勤者等への啓発
○ 徒歩帰宅行動時における支援対策
○ 代替輸送手段
○ 事業所、集客施設等における対策の推進
○ 訪日外国人旅行者への対応のあり方

第２　帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

○ 職員や来客の混乱防止・誘導訓練
○ 情報の収集及び伝達訓練
○ 安否の確認及び情報発信訓練
○ ビジネスや観光で訪れている人の行動に関する指導
○ 外国人の行動に関する指導

第４章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

第１節　防災施設の限界と避難開始の時期

災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、町民が安全に避難できる基準づくりを進めます。

第１　防災施設の限界点

（１）防災施設の限界点の設定

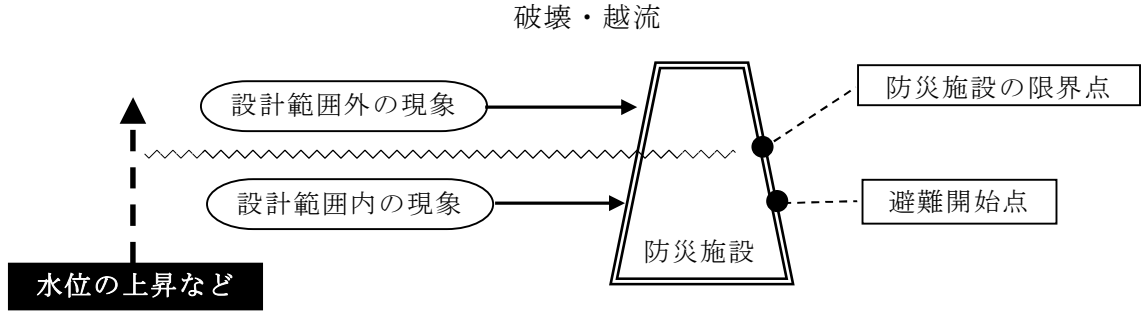
防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するよう努めます。

（２）防災施設の限界点の考え方

自然現象が、施設の防御能力を超えることで災害が発生します。施設で防ぐことができなくなるときの予兆現象（水位など）について、県は日常から町、消防団及び地域住民に周知し、施設の限界に達する前に町民が安全に避難できるように努めます。

防災施設の限界点：防災施設の設計範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定します。

避難開始点：防災施設の限界点に達する手前の段階で設定します。



第２　被害の及ぶ範囲

○ 防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努めます。

○ 町は、国及び県の協力を得ながら、浸水想定区域図を基本資料として、洪水ハザードマップを作成するよう努めます。

第３　避難開始基準

（１）避難開始基準の設定

防災施設の管理者は、次に示す避難開始基準を設定するよう努めます。

○ ため池など農業用施設　→　施設毎の避難開始条件の設定

○ 土砂災害防止施設　→　警戒避難基準雨量等の設定

○ 海岸保全施設　→　高潮・波浪に対する避難開始条件の設定
○ 河川等　→　避難判断水位の設定
○ 道路　→　交通規制開始雨量の設定

（２）避難開始の時期が分かりやすい表現

防災施設管理者は、雨量や水位などを使って、町民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示します。

第２節　危険性の周知

町及び各防災関係機関は、町民に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するため以下の実施に努めます。

第１　事前の周知

（１）施設管理者は、施設の限界点と避難開始点などの危険性に関する情報を町に提供します。

（２）町は、ハザードマップ等を作成し、危険性に関する情報を、対象となる地域の町民に周知します。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めます。

○ 風水害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する各種ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや災害時の行動マニュアル等を作成し、必要に応じて町民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努めます。

○ 講習会等の開催

町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、防災に関する知識の普及に努めます。

○ 報道機関の活用及び協力要請

町は、報道機関の協力を得て、平常時から町民の災害に対する意識の高揚を図ります。

○ インターネットを活用した情報発信

近年インターネット利用者の急激な増加に伴って、町民がインターネットを防災情報の収集、災害状況などの発信手段として利用するようになっています。

こうした状況を考慮し、防災情報を広く町民に伝えるため、町のホームページを活用し、インターネットを通じて積極的に情報提供を行うことが重要です。

現状では、行政内での情報共有もしくは行政からの一方向的な情報発信というシステム形態がほとんどですが、今後は、被災情報からニーズを集約し、それらの情報から、町が適切な対策・支援ができるようなシステムの実現を図るため、回答・集約機能を有する緊急連絡メール、掲示板機能を有する情報共有システム、ブログ、ツイッター、動画サイト、SNS 等の積極的な活用を推進します。

○ CATV を活用した情報発信

町は CATV 網を使い、自主放送及びデータ放送、有線告知放送による防災意識の啓発を図ります。

第２　緊急時の情報提供

（１）施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は町に通知します。

（２）施設管理者は、自動的に、直接町民に避難開始を知らせる設備や、町民が避難開始の時期を確認できる設備等の整備を進めます。

第３節　避難を可能にするサインの整備

洪水、土石流や津波から尊い人命を守るためには、「まず、逃げる」という意識の醸成が不可欠であるとともに災害に対する「正しい知識」を持つことが重要です。

そのため町は、日常時と緊急事に避難開始時期などを知らせるサインの整備を進めます。

サイン計画の作成にあたっては、地域ぐるみによる防災力を効果的に高めるためにワークショップ等を実施し、町と地域住民の協働で推進します。

第１　日常から危険性を知らせるサイン

町民が日常的に利用する施設や、観光客、つり客などが集まる場所に、周辺の標高や避難場所などを掲示するなど総合的なサインの設置対策を推進します。

（１）サインの種類

○ 標識
○ 避難開始時期を印した水位表示板などの標識
○ 地域の危険性を知らせる想定水位、地盤高等の表示版
○ 過去の災害を伝える津波の碑などのモニュメントや浸水位表示柱
○ ハザードマップなど啓発用資料

（２）サインに含めるべき内容

標識やマップには、以下の内容を盛り込むこととします。

○ 危険性があることの警告
○ 災害に関する知識
○ 避難開始の時期
○ 被害の及ぶ範囲

第２　避難場所を知らせるサイン

避難経路上に誘導サイン（支柱タイプ、埋め込みタイプ等）を設置し、避難場所への円滑な誘導を図ります。

（１）サインの種類

○ 避難場所を示す標識
○ 避難誘導標識
○ 夜間に発光する誘導灯や表示版

（２）サインに含めるべき内容

標識には、以下の内容を盛り込むこととします。

○ 避難場所の所在地・名称
○ 避難経路
○ ピクトグラム※

※ピクトグラムとは
一般的に「絵文字」「絵単語」等と呼ばれ、何らかの情報や注意を示す視覚記号（サイン）の一つ

第３　避難の開始を知らせるサイン

過去の洪水や津波災害時の水位を表示することにより、視聴覚的に危険性を訴えるサインの設置に努めます。

（１）サインの種類

○ 防災行政無線や可変道路表示板など施設管理者が状況を判断してから通知するための施設

○ 水位と連動したサイレンなど避難開始を自動的に知らせる設備

○ 町民が避難開始時期を読みとれる水位表示板などの標識

（２）サインに含めるべき内容

標識には、以下の内容を盛り込むこととします。

○ 避難開始時期の到来

○ 安全な避難の実施に必要な事項

≪避難を示すサインの設置例≫





第４節　自主的な避難

災害時の緊急避難は、町内各地区の詳細な地域の状況に違いがあることから、個々の状況に応じた避難が人命を救う有効な手段となります。

このことから、町民各自の自主避難に向けた意識の啓発とともに、平素から避難に関する判断基準を設定しておくことなどの必要性を広報啓発します。

また、「避難指示」が発令・伝達されれば、必ずそれに従うよう、避難の重要性を強く訴えることとします。特に、要配慮者にはそれでも遅すぎるため、早期避難を強く訴えることが重要です。

さらに、「早期避難」の際には、毛布や食料品の他、出来ればポータブルトイレ等の必需品を持参することを呼びかけることとします。

第１　避難方法についての話し合い

（１）町民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、次のような取り組みを進めます。

○ 地域の災害についての正しい知識の取得
○ 地域の危険箇所の調査
○ 緊急避難場所の検討
○ 避難経路の検討
○ 避難行動要支援者と一緒に避難する計画づくり

（２）町民は、町の避難誘導計画づくりに参画します。

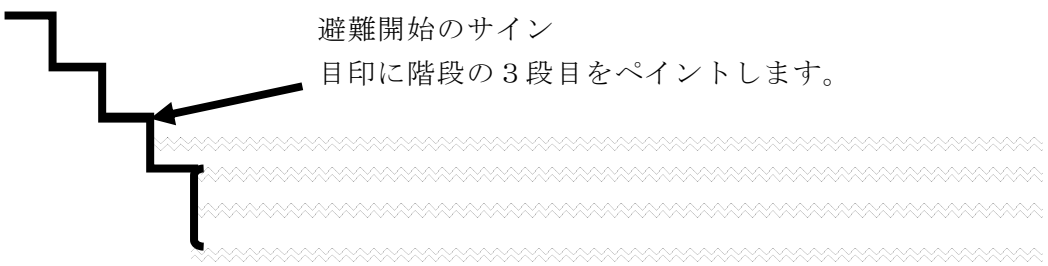
第２　避難開始のサインづくり

現在の科学技術では、土砂災害の発生などを予測することは困難です。行政が科学的に避難開始時期を示せるケースは少ないので、町民はいつ避難を始めたら間に合うのかわかりません。

行政は、観測機器の整備を進めていますが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の町民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができます。

よって、町民が自らの経験などから決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の町民が、自らの判断で避難する取り組みを進めようとするものです。

（例）避難開始のサイン　「 ○○川の階段の上から３段目が浸かったら 」



（1）町民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始のサインづくりを進めます。

○ 過去に実際に起きた災害の体験などから町民同士で話し合って避難開始のサインをつくります。

災害の体験など

◇過去の洪水の浸水位、雨量
◇土砂災害が起きたときの雨量
◇津波が来た位置を示す石碑
◇災害の前兆現象（沢の濁りや落石など）
◇防災関係機関の助言
・河川など施設管理者の助言
・防災関係機関の調査（津波浸水予測など）
・気象警報
・土砂災害警戒情報
・指定河川（物部川・仁淀川・四万十川）洪水予報
・ハザードマップ等の広報資料

○ 避難開始のサインは、地域に周知します。
○ 災害時に確認するための「サイン」を、水路などに取り付けます。

（2）町及び防災施設の管理者は、町民のサインづくりを支援します。

○ 避難開始のサインの設定に対する助言
○ 「サイン」取付けへの協力

第５節　避難計画

町は、町民の人命の安全を第一に、避難場所（指定緊急避難場所として使用する場合を含む)、避難経路を指定するとともに、標識等を設置し、町民への周知徹底を図ります。

また、地震発生後の火災や津波、さらには二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進めるとともに、避難経路や避難場所、また、避難場所と避難所の違いなどについて、広報紙や防災マップなどにより、周知徹底に努めます。

避難行動要支援者の避難については、事前に支援者を決めておくなどの支援体制の整備に努めるとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、町民、自主防災組織等に周知徹底を図ります。

第１　町民との話し合い

（１）地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性を説明します。

◇洪水、土砂災害警戒区域、津波浸水予測等

（２）避難場所の指定など

町は町民の意見を反映して避難場所及び避難所や避難路等の指定を行います。

◇避難場所の指定

◇避難所の指定

◇避難経路

◇町民等への連絡方法

◇その他必要な事項

第２　避難計画の作成

（１）町は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所等、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ定めておきます。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めます。

（２）災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

町は、自主防災組織等の協力を得るなどして、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努めます。

（３）警戒を呼びかける広報活動

町は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努めます。

町は、気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、避難指示等を町民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討します。

（４）避難指示等の判断基準

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確に

した「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」を必要に応じて見直すよう努めます。なお、避難指示等の発令基準については、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」を参考にして、施設管理者の助言等を踏まえ、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とします。

◇土砂災害については、土砂災害警戒情報等が発表された場合に避難指示等を発令することを基本とした具体的な基準を設定するものとします。

◇洪水予報河川以外の中小河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定するよう努めます。

◇避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとします。

（５）消防団による避難誘導の計画

町は、消防本部等と連携し、消防団による町民の避難誘導の計画を作成するよう努めます。

（６）高知県知事が浸水想定区域を指定する河川として指定した場合

町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な事項並びに高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について町地域防災計画に記載するとともに、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配付等により周知します。また、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めます。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を町長に報告するものとします。

（７）津波災害警戒区域の場合

町は、津波災害警戒区域ごとに、以下の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、その他必要な事項を定め、地域防災計画に記載するとともに、地域防災計画に基づき、人的災害が生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知します。

ア）人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ）津波災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ）警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ）警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

町は、津波災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報等の伝達方法を定めます。

具体的には、資料編「津波災害警戒避難体制の整備」の定めによります。

（８）土砂災害警戒区域の場合

町は、土砂災害警戒区域ごとに、以下の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定め、地域防災計画に記載するとともに、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知します。

ア）土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ）土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ）警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ）救助に関する事項

カ）警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

町は、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めます。

具体的には、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによります。

（９）町は、（３）～（８）を避難計画としてまとめ、町民及び関係機関に周知します。

第３　消防本部・警察署との連携

（１）消防本部等

町の避難計画作成を支援します。

町の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画します。

（２）警察署

町の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討します。

第４　避難訓練の実施

町は、消防本部等と連携し町民と消防団による避難訓練を実施します。

第５　避難についての広報

町は広報誌やホームページの活用により、避難場所情報や避難計画の周知に努めます。

第６節　避難体制の整備

町は、避難計画の作成にあたり、避難場所、避難路を指定し､町民に周知徹底を図るとともに、避難所に必要な設備、資機材の配備を図ります。

特に、避難指示のほか、要配慮者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める「高齢者等避難」を発令するとともに、関係町民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図ります。

第１　一時的な避難

（１）避難場所の選定

町は、災害対策基本法に基づき、災害の種別ごとに、災害及び二次災害のおそれのない場所にある施設､または構造上安全な施設を避難場所として指定します。

避難場所の選定基準

○避難者一人当たりの面積が、概ね１㎡以上であること
○昼間人口も考慮し要避難地区のすべての町民を収容できること
○危険な地域を避けること
　◇土砂災害、浸水等が予測される地域
　◇危険物等が備蓄されている施設の近く
　◇耐震性が確保されていない建物の近く等
　◇その他

（２）避難場所へ通じる避難路の選定

避難場所の指定に併せ、地域の状況等に応じて避難路を選定し、誘導案内等の標識及び誘導灯等必要な整備を行うこととします。なお、避難場所へ通じる一般国道、県道、町道等は全て避難路に指定します。

避難路の選定基準

○危険のないところ
　◇土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと
　◇延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと
　◇地下に危険な埋設物がないこと
　◇耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと
○自動車の交通量がなるべく少ないこと
○避難場所まで複数の道路を確保すること
○避難路は相互に交差しないこと

（３）地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行います。

（４）広域避難

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとします。

（避難路）

◇基本的に２車線で歩道を有する道路

（５）サインの設置

避難場所や避難路に避難誘導等のためのサインを設置します。

○避難所（場所）を示すサイン、案内板の設置

○避難場所へ誘導するサインの設置

○誘導灯など夜間に確認できるサインの設置

（６）津波発生時の避難方法

津波からの避難については、徒歩によることを原則とし、周知を行います。

ただし、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、安全かつ確実に避難できる対策をあらかじめ検討します。

（７）児童、生徒、園児等の避難

保育所、学校等が保護者との間で、災害発生後、児童生徒等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断などについて、あらかじめルールを定めるよう促します。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設との連絡及び連携体制の構築に努めるものとします。

第２　長期的な避難

（１）避難所の指定

町は、災害対策基本法に基づき、一定期間の避難生活ができる施設を避難所として指定し、その確保に努めます。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとします。

長期的な避難所の選定基準

◇耐震構造を有するなど安全な建物であること
◇避難者一人当たりの面積が、概ね２㎡以上であること
◇水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること

（２）町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努めます。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めます。

（３）避難所の運営方法

避難所の運営方法について予め定めておき、町民に対し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めます。

住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に運営できるように配慮するよう努めます。

○ 避難所の管理運営に関すること
○ 避難住民への支援に関すること

（４）資機材等の整備

避難所の耐震化、必要な物資や資機材等の整備を図ります。また、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めます。

その際、要配慮者や男女のニーズの違い等、多様なニーズに十分配慮した物資や資機材の整備を図ります。

町で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応します。

○ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用器具、ＬＰガス等

（５）感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めます。また、県福祉保健所と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう求めます。

（６）避難所の確保

福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めます。

（７）町は、マニュアルの作成、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとします。住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に運営できるように配慮するよう努めます。

第３　広域避難

避難所として指定する際に併せて広域一時滞在の活用を含め、他の市町村からの被災者を受入ることができる施設等をあらかじめ決定しておくように努めます。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとします。

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域協定締結により、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。

第４　応急仮設住宅供給体制の整備

（１）町は、災害に対する安全性に配慮し、事前に公有地等の他、その他の土地を含め、応急仮設住宅が建設可能な用地を把握しておきます。

（２）建設に要する資機材について調達計画を作成します。

（３）関係団体と連携し、供給可能量等を把握します。

（４）学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとします。

第５　公営住宅、空家等の把握

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努めます。

第６　防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、避難の万全を図ります。また、町は施設の管理者に対し、情報の提供や計画作りに関する協力を積極的に行います。

（１）学校・保育所

学校・保育所においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難所等の受入れ方法を定めます。

（２）教育行政機関

義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関は、避難所の選定や収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定めます。

（３）病院

病院においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定めます。

（４）興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の、集中や混乱に配慮した避難誘導計画を定めます。

第 7　福祉避難所

避難生活が長期化する場合等、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者等が介助や生活相談等を受けられ、安心して避難生活ができる体制作りとして、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めます。

第５章　災害に備える体制の確立

町、県等の防災関係機関は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努めます。

第１節　配備動員体制（一般対策）

第１　配備体制

区分			配備基準	配備内容	配備動員
一般災害対策	準備配備	第1配備 【準備体制】	■高知地方気象台より「黒潮町」に大雨警報又は洪水警報などが発表されたとき	■気象情報等の収集、情報連絡活動及び警戒に当たる ■状況によって支障なく第２配備に移行できる体制	■情報防災課長・防災担当 ■地域住民課長・防災担当
		第2配備 【連絡体制】	■台風が接近するなど今後の気象状況に警戒が必要なとき	■情報の収集、講ずべき防災の手段等警戒体制をとる体制 ■状況によって支障なく第３配備に移行できる体制	■町長 ■副町長 ■情報防災課 ■まちづくり課長 ■健康福祉課長 ■海洋森林課長 ■建設課長 ほか
	災害警戒本部 ＊災害対策本部設置の可能性あり	第3配備 【注意体制】	■台風が接近するなど今後の気象状況に厳重な警戒が必要なとき	■災害情報の収集に努め、軽微な規模の災害に対処し、災害の拡大を防止するための体制 ■状況によって支障なく第４配備に移行できる体制	■教育長 ■各課長・室長 ほか
		第4配備 【警戒体制】	■台風や集中豪雨等により、被害の発生がほぼ確実であるとき	■災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施する体制 ■事態の推移に伴い、支障なく第５配備に移行できる体制	■各課長補佐 ■係長級職員（一部） ■建設部署職員 ほか
	災害対策本部	第5配備 【非常体制】	■町内各地域で災害が発生し、または発生のおそれがあると判断したとき	■災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施する体制 ■事態の推移に伴い、必要な関係機関の応援を要請するとともに、支障なく第６配備に移行できる体制	■全係長級職員（行政職） ■各部署必要人員
		第6配備 【緊急非常体制】	■町全域で大規模災害が発生し、または発生のおそれがあると判断したとき ■局地的であっても被害が特に甚大である場合	■災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施する体制 ■事態の推移に伴い、必要な関係機関の応援を要請するとともに、必要に応じ現地での対策支部設置を含めた対応を検討する体制	■全職員

第２　配備の縮小等

収集した気象情報・災害情報等により、今後、被害が拡大しない・発生しないと見込まれる場合は配備の縮小を行うこととします。

第２節　配備動員体制（震災対策）

区分			配備基準	配備内容	配備動員
震災対策	災害警戒本部 ＊災害対策本部設置の可能性あり	第1・第2配備 【注意体制】	■予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき ■南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	■災害情報の収集、講ずべき防災の手段等警戒体制をとるとともに、軽微な規模の災害に対処し、災害の拡大を防止するための体制 ■状況によって支障なく第３配備に移行できる体制	■町長 ■副町長 ■情報防災課 ■地域住民課 ■まちづくり課長 ■健康福祉課長 ■海洋森林課長 ■建設課長 ほか
		第3配備 【警戒体制】	■町内に「震度４」の地震が発生したとき	■災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施する体制 ■事態の推移に伴い、必要な関係機関の応援を要請 ■状況によって支障なく第４・第５配備に移行できる体制	■教育長 ■各課長・室長 ほか
	災害対策本部	第4・第5配備 【非常体制】	■町内に「震度５弱」の地震が発生、又は予報区「高知県」に津波警報が発表されたとき ■南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき	■災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施する体制 ■事態の推移に伴い、必要な関係機関の応援を要請するとともに、必要に応じ現地での対策支部設置を含めた対応を検討する体制 ■状況によって支障なく第６配備に移行できる体制	■各課長補佐 ■係長級職員（一部） ■建設部署職員 ■全係長級職員（行政職） ■各部署必要人員
		第6配備 【緊急非常体制】	■町内に「震度５強」以上の地震が発生、または予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき	■災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施する体制 ■事態の推移に伴い、必要な関係機関の応援を要請するとともに、必要に応じ現地での対策支部設置を含めた対応を検討する体制	■全職員

第３節　災害警戒本部

気象状況や地震・津波情報等に注意し、比較的軽微な災害が発生したとき又は町民の生命、身体に危害を及ぼす災害が発生すると予測されるときは、災害警戒本部の体制を整えます。

第１　設置基準

警戒配備が発令されたとき

第２　組織及び運営

災害警戒本部の組織は、「第１節　配備動員体制　第２　第２配備【警戒配備体制】（３）配備動員基準」及び災害対策配備体制一覧表（第 3 編第 1 章第 1 節の第 2）によるものとし、事務分掌等は、災害時事務分掌一覧表（第 3 編第 1 章第 1 節の第 2）に示すとおりとします。

第３　廃止基準

○ 町災害対策本部が設置されたとき
○ 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき
○ 災害の発生するおそれがなくなったとき

第４節　災害対策本部

町、消防機関、各防災関係機関は、災害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めます。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図ります。

第１　災害対策本部の設置

（１）災害対策本部の設置及び解散の決定者

災害対策本部の設置及び解散は、町長（本部長）が決定します。

（２）町長（本部長）の代行

町長が不在、又は連絡不能の場合には、副町長及び教育長が代行するなど、別に定めます。

（３）災害対策本部設置の決定

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長がその必要を認めるときに設置します。

原則として、情報防災課の収集した気象予警報、被害情報等に基づき、情報防災課長の報告の基に、町長が状況判断をし、決定します。

（４）災害対策本部及び佐賀支部の設置場所

災害対策本部及び佐賀支部は､原則として本庁舎並びに佐賀支所に設置します。ただし､地震及び津波災害については庁舎が被害を受けることが予測されるため、代替地として災害対策本部の設置場所は黒潮町立大方中央保育所、佐賀支部の設置場所は総合保健センターに設置します。

（５）具体的な設置の基準

別表「災害対策配備体制一覧表（第３編第１章第１節の第2)」のとおりとします。

（６）災害対策本部の解散

災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと本部長が認めるときに解散します。

（７）設置、組織、運営及び所掌事務等

災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務は､「黒潮町災害対策本部条例」、「黒潮町災害対策本部規程」で定めるところによります。

（８）水防本部との関係

災害対策本部を設置したときは、水防本部等他の法令に基づき既に設置されている組織は、災害対策本部の中の組織として統合されます。

（９）対策支部

災害が発生し､対策本部を設置した場合において､地勢及び状況等を考慮して、本部長の判断により、必要に応じ被災地に対策支部を設置します。

対策支部には、対策支部長及び対策支部員その他の職員を置きます。

対策支部長及び対策支部員は、対策支部副部長、対策支部員その他の職員のうちから本部長が指名する者を充てます。

対策支部は、現地で指揮することが適当と認められる災害対策本部の事務の一部を行うとともに、事務の所掌について必要があるときは、対策支部長が定めます。また、組織及び運営については、対策本部に関する規定を準用します。

(10) 非常（緊急）災害対策本部、県災害対策本部との連携

国の非常（緊急）災害対策本部、県の災害対策本部が設置された場合は、町の災害対策本部は、密接な連携のもとに応急対策に努めます。

第２　配備基準と動員体制

（１）配備基準

災害の程度に応じ配備基準を定めます。(「災害対策配備体制一覧表（第３編第１章第１節の第2)」等を参照)

（２）動員体制

各課室及び出先機関は次の手順により動員計画を作成します。なお、災害対策本部事務局及び保健医療調整本部においては、あらかじめ災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めます。

○ 配備体制ごとに必要な実施事項を整理します。
○ 配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員数を決定します。
○ 動員計画を作成し、該当職員に職務分掌を周知します。

第３　配備要員の初動の確保

（１）参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図ります。

（２）実践的な初動体制確立の訓練を実施します。

（３）主要な防災担当職員は、職員参集システムにより招集します。

（４）夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制を整備します。

（５）夜間、休日等の勤務時間外においてテレビ、ラジオ等により、配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、直ちに登庁します。

（６）甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、参集可能な最寄りの出先機関に参集します。

（７）各部局の動員体制については、参集基準ごとに、実施事項を円滑に行うために必要な人員を年度当初に定めるものとします。各部局は、動員体制と分掌事務について該当職員に周知するものとします。

第４　町及び防災組織の体制整備

（１）町の体制

町域における総合的な防災対策を推進するため、防災にかかる組織体制の整備・充実を図ります。

災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

※　災害時の配備体制は、「災害対策配備体制一覧表（第３編第１章第１節の第2)」等を参照

（２）防災関係機関

相互の防災関係機関の間において緊密な連携の確保に努めるとともに、ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し応援体制をとるように求めます。

災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

第５　町の業務継続性の確保

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の重要な役割を担うこととなることから、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた業務継続計画を策定する等、業務継続性の確保を図ります。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めます。その際、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する等、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を講じます。

第６　複合災害への備え

同時又は連続して２以上の災害が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（例えば、地震及び津波に加え、豪雨災害等が発生した場合など）が発生した場合を想定した体制の確保に努めます。

第５節　情報の収集・伝達体制

町及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図ります。

また、町及び各防災関係機関は、災害時の情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムの効率化及び強靭化に努めます。

さらに、各防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるとともに、通信連絡のための手段の確保を図るため、情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の風水害に対する安全性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努めます。

地震発生時には、正確な情報を迅速に町民に伝えることを優先するとともに、防災関係機関で相互に情報を共有し､連携して応急対策を行えるよう､平常時から情報の収集、伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

第１　気象等の予測・観測体制の整備

（１）気象や水位等の観測体制・施設の充実強化に努め、予測技術の高度化を図ります。

○ 高知地方気象台

- 地上気象観測（気圧、気温、風等）
- レーダー気象観測（降水等）
- 海洋観測（潮位、潮時等）
- 地域気象観測（局地的異常気象の監視）　など

○ 四国地方整備局

- テレメーターなどによる水位、雨量等の観測体制

○ 県

- 水位、降水量、潮位等の観測体制
- 震度情報ネットワークシステムによる震度計測

第２　連絡体制の整備

○ 防災関係機関は､相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。

○ 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておきます。

○ 夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

第３　町の体制整備

（１）情報ネットワークの整備

災害発生時には、正確な情報を迅速に町民に伝えることを最優先とし、防災情報ネットワーク（高知県総合防災情報システム）を活用します。

（２）町民への情報伝達

町民への情報伝達は、防災行政無線・集落放送設備・緊急速報メール・緊急連絡メール・情報共有システム・ホームページ・FM 放送・CATV・衛星携帯電話・告知放送端末機・車両による広報等により行います。

地震・津波に関する情報を入手後、瞬時に、町民に伝えるための施設整備を進めるとともに、地震被害により通信設備が利用できない場合を考慮して、広報車等を利用しての伝達等、情報を周知徹底する方法を組み合わせて進めます。

また、船舶に対する津波警報等の伝達についても配慮することとします。

遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報について、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとします。

（３）初動配備の伝達

災害発生時に職員を参集させるための情報伝達手段を整備するとともに、震度階級によって職員が自主的に参集する基準と動員体制を整備します。

（４）防災関係機関との情報の共有化

高知県総合防災情報システムにより防災関係機関との情報の共有化を図ります。

また、自らの通信施設が使用不能となった場合には、他の機関の通信施設を利用する「非常通信」を実施するほか、伝令による情報伝達等についても検討します。

（５）多様な情報収集手段の整備

県は、県消防防災ヘリコプター及び警察本部ヘリコプター、通信車両による情報収集を図るとともに、防災行政無線システム、衛星携帯電話、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用した情報収集手段の整備を図り関係機関への情報伝達（画像・映像伝送）を行います。

（６）バックアップ機能の整備

情報ネットワークのバックアップ機能を整備します。

（７）体制整備

町は、以下のような体制を整備します。

○ 高知県防災行政無線電話システムの適切な管理運営
○ 町防災インフラの整備充実
○ 独自の防災情報システムの整備充実
○ 消防救急デジタル無線の整備充実
○ 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実
○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備充実

○ 上記の手段に加え、FM 告知システムや緊急速報メールなど、多様な情報収集・伝達手段の整備充実

第４　通信の確保

（１）通信手段の防災対策

災害時の通信手段を確保するため次の対策を推進します。

○ 適切な点検整備
○ 停電対策
○ 通信路の多ルート化
○ 無線による冗長化
○ 無線を活用したバックアップ対策
○ 衛星携帯電話の配備
○ 耐震性の強化
○ 情報通信施設の危険分散
○ 通信ケーブルの地中化
○ ＣＡＴＶケーブルの地中化
○ 移動電源車の配備

（２）非常通信の確保

高知県非常通信協議会と連携して次の対策を推進します。

○ 非常通信体制の整備
○ 有線・無線通信システムの一体的運用

（３）通信手段の運用・管理及び整備の留意点

○ ネットワークの整備等
・ 無線ネットワークの整備・拡充
・ 相互接続等によるネットワーク間の連携

○ 災害に強い伝送路の構築
・ 伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化
（有線系、無線系、地上系、衛星系）

○ 無線設備の定期的な総点検
○ 防災関係機関の連携した実践的通信訓練
・ 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟
・ 通信輻輳及び途絶を想定した通信統制や重要通信の確保

○ 移動通信系の通信輻輳時の混信対策
○ 災害に有効な通信手段
・ 携帯電話、衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備
・ ＮＴＴ及びＮＴＴドコモの災害時優先電話の活用
・ インターネット

第５　町民への情報提供

（１）広報手段の整備

インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図ります。また、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやスマートフォン向けアプリケーション等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報

伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとします。

（２）放送事業者による被災者等への情報伝達

○ 災害時における放送要請について体制を整備します。

○ 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理します。

（３）広聴体制の整備

発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、町民からの問合せ等に対する広聴体制を整備します。

第６　電気通信事業者による通信網の整備

町は、電気通信事業者に対して、災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水構造化を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、主要な中継交換機の分散設置、主要な電気通信設備等への予備電源の設置などによる通信網の整備の実施を要請します。

また、町は、災害時優先電話を設定し、災害時の通信の確保を図ります。

第７　災害用伝言ダイヤル等の活用体制の整備

一定規模の災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言板」「災害用ブロードバンド伝言板」等の各通信事業が行うサービスについて、町民に広く周知し、災害時における利用方法などの定着を図る必要があります。

そのため、町は、平常時において関係各社と連携して、各種媒体を活用し、普及促進のための広報を実施します。

第８　非常通信体制の整備

（１）非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い通信方法の習熟と通信体制の整備に努めます。

町及びその他防災関係機関は、風水害が発生し又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設若しくは一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）を図ります。

（２）非常通信の普及・啓発

町は、防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図ります。

第 9　被災者への情報提供

要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図ります。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図ります。

第６節　防災担当者等の人材育成

防災思想・知識の普及を図るためには、その基本的な指針と方策を示し、災害に強いまちづくりの基盤整備を推進する人材確保が不可欠であり、その育成に努めます。

第１　職員に対する防災研修

災害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる町職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求されます。

このため、町は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図ります。

（１） 研修の内容

○ 防災地域担当業務

○ 町地域防災計画
○ 地区防災計画
○ 非常参集の方法等
○ 初期初動マニュアルの周知徹底
○ 災害時における職員の果たすべき役割
○ 気象、南海トラフ地震その他災害の特性についての知識
○ 過去の災害の事例
○ その他必要な事項

（２）実施方法

○ 研修会

町は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他災害対策に必要な知識や技術の修得を図るため研修会等を実施します。

○ 現地調査等

町は、防災関係施設、防災関係研究機関の視察や、被災地の現地調査等の機会を設けることで、職員の防災に関する知識や意識の向上に努めます。

第２　職員を対象とした防災訓練

（１）訓練の内容

○ 応急対策を立案するための図上訓練
○ 救急救命等必要な実技訓練
○ その他必要な事項

（２）実施方法

大規模災害を想定して、職員の参集訓練等を適宜実施します。

第７節　防災関係機関相互の連携体制

町は、他の防災関係機関等と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう応援協定を締結するなど広域的な応援体制を確保するとともに、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図ります。

また､平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めます。

町及び各防災関係機関は、災害対策活動を円滑に実施するため、県内外の各市町村との間で、職員の派遣、食料等の提供、避難・収容施設や住宅の提供、医療支援等について、実効あるものとなるよう相互応援体制の整備に努めます。

また、町は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を推進します。

また、訓練等を通じ「災害時受援計画」の見直し等も行います。

第１　広域応援体制の整備

人的な応援・受援体制の整備とともに、備蓄する食料や資機材などの広域的な調達体制を整備します。

（１）緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

「緊急消防援助隊」の人命救助活動等の支援体制及び受入体制の整備を図ります。

（２）市町村相互の応援体制の整備

町は、相互応援体制の整備を進めます。

（３）防災関係機関の相互応援体制の整備

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結するなど平時から連携強化に努めます。

第２　町、県と自衛隊の連携

（１）町、県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図り、協力関係について定めておくなど連携体制の強化を図ります。

○ 適切な役割分担

○ 相互の情報連絡体制の充実

○ 共同の防災訓練の実施

（２）町及び県は、自衛隊と協議し、予め要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取決め、連絡先を徹底します。

連絡先

○ 陸上自衛隊第 50 普通科連隊

ＮＴＴ回線　0887 - 55 - 3171（電話・ＦＡＸ）

○ 自衛隊高知地方協力本部
ＮＴＴ回線　088-822-6128（電話）
088-822-6130（ＦＡＸ）
（四万十地域事務所）
ＮＴＴ回線　0880-35-3096（電話・ＦＡＸ）

第３　町、県と民間事業者の連携

町及び県は、民間事業者等と協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどし､民間事業者のノウハウや能力等を活用します。また、協定締結などの連携強化にあたっては、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとします。

○被災情報の整理、支援物資の管理等

第８節　防災中枢機能の確保、充実

防災中枢機能の確保・充実を図り、施設、設備の停電時の利用を可能にします。

第１　防災中枢機能の確保、充実に努めます。

○ 施設、設備の整備及び安全性の確保
○ 総合防災機能を有する拠点・街区の整備
○ 適切な備蓄及び調達体制
○ 通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保

第２　停電時の利用

災害応急対策にかかる機関は、保有する施設、設備について自家発電施設等の整備を図り、停電時でも発災後 72 時間の事業継続が可能となるよう努めます。

その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料（軽油、ガソリン、ＬＰガスなど）の備蓄に努めます。

（すべての防災関係機関、救急医療を担う医療機関）

第６章　災害応急対策・復旧対策への備え

災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備などを図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証します。

第１節　消火・救助・救急対策

大規模火災等が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、次により、消防計画の整備及び消防力の強化に努めます。

第１　消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成 26 年 10 月 31 日消防庁告示第 28 号）に基づき消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備などを整備し、消防力の充実に努めます。また、消防庁舎の移転建設を進めます。

第２　消防水利の確保

「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第７号）に基づき、消火栓を配置します。

河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

大規模火災発生時には、水道施設の被害や水圧の低下等により、消火栓の使用が困難になり、また、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図ります。

（１）防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進します。

（２）耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進します。

（３）家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発・指導します。

第３　活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努めます。

また、火災に対処して、通報、初期消火の必要性、緊急自動車の優先通行等の主旨を普及啓発し、消火活動について、消防機関と自主防災組織との連携を図ります。

第２節　災害時医療対策

大規模災害発生時における医療機関の機能低下、交通の途絶や混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により、必要な医療救護体制を整備することが必要となります。

また、「高知県災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう「黒潮町災害時医療救護計画」を策定し、研修会、防災訓練、資機材の整備などを進め、不断の見直しを行い、常に内容に検討を加えるものとします。

第１　災害医療救護体制の整備

災害医療救護体制とは、災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき医療の途を失った者に、町が県及び医療機関と連携して医療等を提供しようとするものです。

（１）初期医療体制の整備

災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、初期医療体制を確立します。

町は、直接町民の生命、健康を守るための医療救護活動を行います。

また、医療救護所等において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行います。

町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て以下の体制整備を行うこととします。

○ 医療救護チームの編成

災害発生時には、医療機関の協力により、医療救護チームを迅速に編成できるよう、救護体制を整備します。

○ 医療救護所、救護病院等の指定、整備

救護の設置箇所をあらかじめ定め、町民に周知徹底を図るとともに、医療救護用の資機材を備蓄します。

○ 家庭看護の普及

防災訓練等の機会に、パンフレットなどの配布と実地訓練を実施する等、応急手当等の家庭看護の普及を図ります。

（２）後方医療体制の整備

町は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び医療救護チームが携行する医療機材、トリアージ・タッグ等の整備に努め、医療機関は、災害時における医療救護チームの編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築します。

なお、医療救護所等に配置された医療救護チームの医療で対処できない重症患者及び中等症患者については、医師会の協力を得て、救護病院に収容します。

また、重症患者及び中等症患者の搬送方法についても必要な整備を図ります。

○　災害拠点病院

機関名	所　在　地	電話番号 ＦＡＸ	防災行政無線	衛星携帯電話
県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈３－１ 620108@ken.pref.kochi.lg.jp	0880-66-2222 (F)0880-66-2111	499-611 FAX 499-710	090-6886-8913

○　救護病院

施設名	所在地	電話番号 ＦＡＸ	衛星携帯電話	診療科目
四万十市立市民病院	四万十市中村東町１丁目１番 27 号	0880-34-2126	080-2973-7313	内科、外科、泌尿器科、整形外科、脳神経外科
くぼかわ病院	四万十町見付 902 番地１	0880-22-1111 (F)0880-22-1166	－	外科、肛門科、消化器外科、内科、脳神経外科、人口透析室、耳鼻咽喉科、整形外科、産婦人科、麻酔科、皮膚科、眼科

○　医療救護所

施設名	所在地	電話番号 ＦＡＸ	備考
国民健康保険 拳ノ川診療所	黒潮町拳ノ川 31-1	55-7111 (F)55-7081	
伊与喜小学校	黒潮町伊与喜 78	55-2069 (F)55-7365	
国民健康保険 佐賀診療所	黒潮町佐賀 746-1	55-2037 (F)55-3415	津波等浸水時は除く
高知県立 幡多青少年の家	黒潮町上川口 1166	44-1199 (F)44-1666	
大方中学校	黒潮町入野 5220	43-2222 (F)31-3007	
大方クリニック	黒潮町入野 2016-1	43-2255 (F)43-2462	津波等浸水時は除く
三浦小学校	黒潮町出口 2480	43-1114 (F)43-1114	

○　町内の医療機関

施設名	所在地	電話番号 ＦＡＸ	診療科目
大 方 ク リ ニ ッ ク	黒潮町入野 2016-1	43-2255 (F)43-2462	内科、胃腸科、リハビリテーション科、放射線科
国民健康保険佐賀診療所	黒潮町佐賀 746-1	55-2037 (F)55-3415	内科、外科
国民健康保険拳ノ川診療所	黒潮町拳ノ川 31-1	55-7111 (F)55-7081	内科
出 口 ク リ ニ ッ ク	黒潮町出口 2070	43-3331 (F)43-3333	内科、リハビリテーション科

第２　医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

（１）町は、初期医療活動に必要な医療品及び医療資機材等について、医療機関等関係機関と連携、協力し、備蓄に努めます。

（２）町は、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。

第３　通信体制及び輸送体制の整備

（１）町は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努めます。

（２）町は、県及び関係機関と連携して、保有する機動力を効率的に活用します。

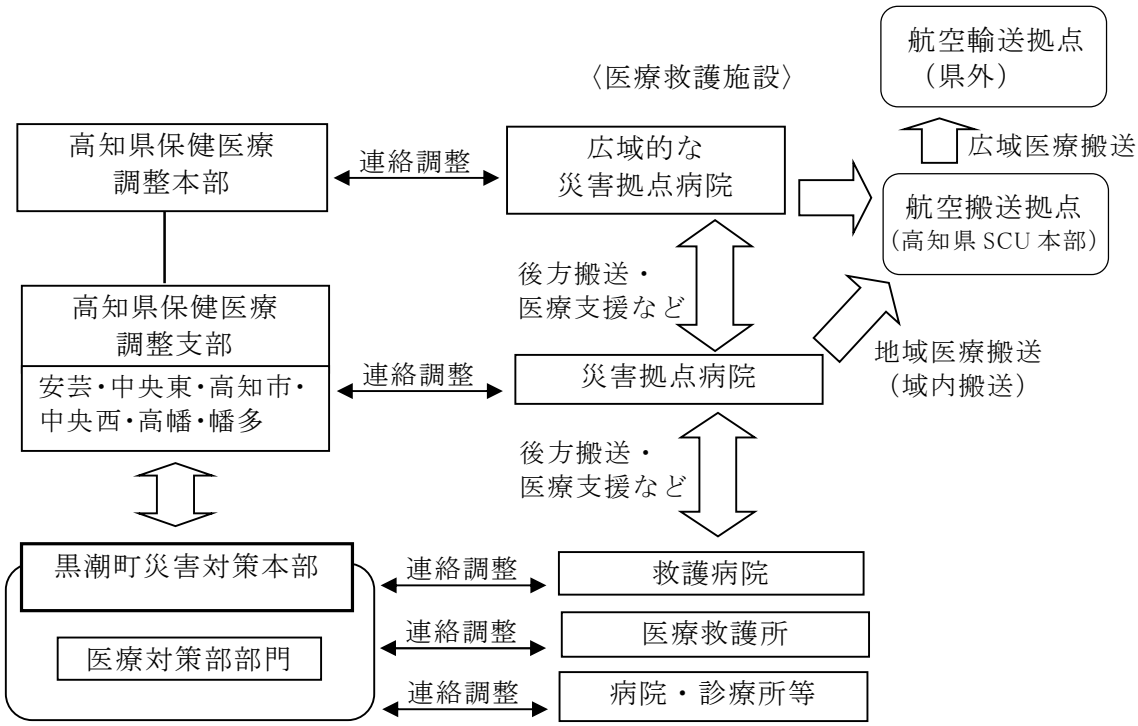
（３）町は、県及び関係機関と連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。

第４　情報通信システム等の整備

（１）町、県及び医療機関は、通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努めます。

（２）町、県及び医療機関は、医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努めます。

［災害医療救護体制図］



＊高知県保健医療調整本部及び支部が設置された場合には、同本部が医療救護活動に関し一元的に指揮命令と調整を行います。

第５　災害救助法の適用による医療救護基準

（１）救護班による医療の実施

災害救助法を適用した場合の医療は、災害のため、医療機関が混乱し、被災地の町民が医療の途を失ったときに応急的な医療を施すものであって、原則として医療救護チームによって実施します。

ただし、急迫した事情や、やむを得ない場合は、診療所において医療を行うこととします。

（２）医療の範囲

○ 診療
○ 薬剤又は治療材料の支給
○ 処置、手術その他の治療及び施術
○ 救護病院への収容手続き
○ 看護

（３）医療費

医療のため支出する費用は、医療救護チームによる場合は、使用した薬剤又は治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、診療所において治療を受けたときは、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とします。

（４）医療期間

医療を実施することができる期間は、災害発生の日から 14 日以内とします。

第６　災害救助法の適用による助産の基準

（１）助産の基準及び期間

災害発生の日の前後７日以内の分娩した者で、災害発生のため助産の途を失った方に対して行うもので､実施しうる期間は､分娩した日から７日以内とします。

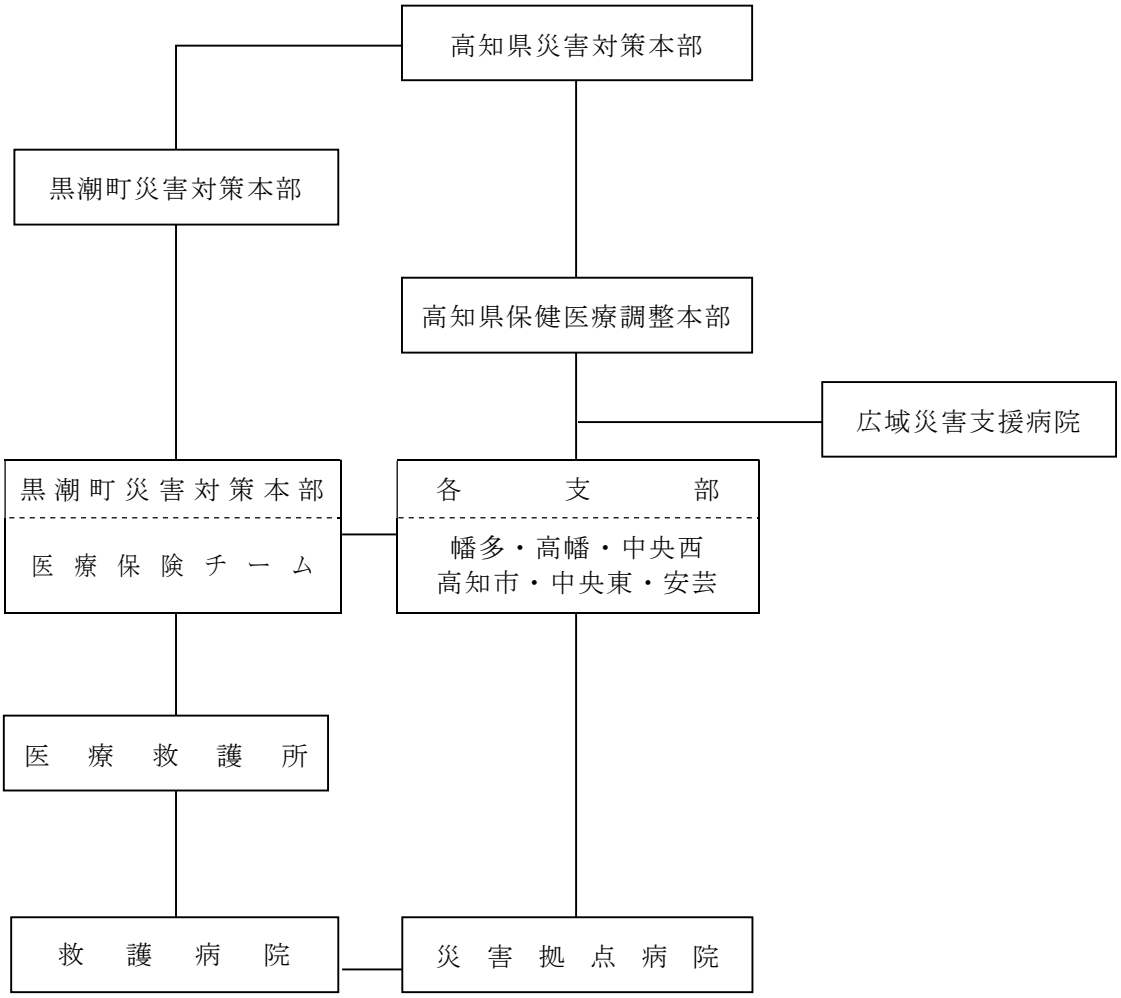
（２）助産の範囲

○ 分娩の介助
○ 分娩前及び分娩後の処置
○ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

（３）助産の費用

助産のため支出することができる費用は、医療救護チーム等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし助産師による場合は､慣行料金の 100 分の 80 以内の額とします。

■　災害医療救護体制図


高知県災害対策本部
黒潮町災害対策本部
高知県保健医療調整本部
広域災害支援病院
黒潮町災害対策本部
医療保険チーム
各支部
幡多・高幡・中央西
高知市・中央東・安芸
医療救護所
救護病院
災害拠点病院

第３節　緊急輸送活動対策

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の緊急物資の供給を実施するため、予め重要な防災拠点を指定するなどし、緊急輸送体制の整備に努めます。

第１　緊急輸送道路ネットワークの形成

災害時における緊急輸送を確保するため、輸送施設を調整し、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークを指定します。

（１）重要な防災拠点の選定

防災関係機関、港湾、漁港、災害医療拠点等を指定拠点とします。

（２）緊急輸送道路の選定

高知県地域防災計画では緊急時に使用すべき道路として、その重要性に応じて次のように区分しています。

○ 第１次緊急輸送道路

・広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
・県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ道路

○ 第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路

・市町村役場　　・警察署、消防署、自衛隊等の救援拠点
・病院等の医療拠点　　・集積拠点

○ 第３次緊急輸送道路

第２次緊急輸送道路と町が地域防災計画で定める防災拠点を結ぶ道路

町は高知県地域防災計画に基づき、第３次緊急輸送路を選定します。

（３）緊急輸送道路の周知

町及び県は、平常時から防災関係機関及び町民に対して、緊急輸送道路を周知するよう努めます。

（４）輸送拠点、輸送施設の災害に対する安全性の確保

町は、輸送拠点及び輸送施設に指定された施設等について、災害に対する安全性の確保を図るため必要に応じて計画的な整備に努めます。

第２　輸送拠点の確保

（１）広域輸送拠点

県は、物資を集積・搬出するための施設として、複数の総合防災拠点を定め、町は、物資の集配拠点として使用可能な複数の施設を予め把握します。

（２）海上輸送の拠点

港湾管理者及び漁港管理者は、県が海上輸送の拠点として選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。

（３）航空輸送の拠点

町と県は、災害時のヘリコプター緊急離発着場の候補地を選定し、整備に努めます。

第３　輸送手段の確保

（１）防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用を予め計画し、発災後の道路、港湾等の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員､資機材等の確保について必要に応じ応援協定等を締結します｡また、優先して通行を確保すべき防災拠点やそこに至るルート、作業の手順を定めた「高知県道路啓開計画」により、迅速な道路啓開に努めます。

（２）鉄道輸送

町及び県は、土佐くろしお鉄道（株）と災害時の臨時列車の増発等について検討します。

（３）陸上輸送

○ 道路交通管理体制の整備

道路管理者及び交通管理者は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の災害に対する安全性の確保に努めます。

○ 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、建設業者との協定の締結を検討するなど、災害発生後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めます。

○ 緊急輸送車両等の確保

町は、（一社）高知県トラック協会等関係団体との協定の締結を検討するなど、緊急輸送のための車両の確保体制の整備を進めます。

（４）海上輸送

町及び県は、高知海上保安部及び自衛隊と、災害時の巡視船艇等の活用方法について検討するとともに、海上運送事業者と協定を締結するなど輸送手段の確保に努めます。

町は、関係団体との協定締結を検討するなど、緊急輸送のための海上輸送の協力体制の整備を進めます。

（５）航空輸送等

町及び県は、自衛隊と災害時の緊急輸送活動の支援方法について検討します。

（６）人員の確保

町及び県は、緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成します。

第４　交通機能の確保

道路、鉄道、港湾、漁港管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとします。

第４節　緊急物資（備蓄品等）確保対策

災害が発生した場合の町民の生活や安全を確保するため、平時から、食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進します。

第１　個人備蓄の推進

町は、被災後、最低でも３日分以上（できれば１週間分）の最低生活を確保できるよう緊急物資やマスク、体温計等の備蓄を行うとともに、同様の個人備蓄の推進や非常食を含む非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油の推進を広報、リーフレット等を通じて周知、啓発に努めます。

一人当たり必要量の目安

飲料水　　３日分　　９ℓ

食　料　　３日分

第２　給水体制の整備

（１）応急給水の確保

災害時における飲料水は､被災者の生命維持を図る上で極めて重要なことから、迅速に飲料水を確保し、配給できる給水体制を整備します。

災害発生時の被災者に対する飲料水を確保するため､備蓄を行うこととします。

備蓄中の飲料水については、保存期間の年数により、随時入替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施して、品質管理及び機能維持に努めます。

（２）給水体制の整備

給水車の配備、給水用資機材の備蓄

○ 給水用資機材の整備

給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク等給水用資機材の整備・充実を図ります。また、避難所での井戸水の活用等の自活対策も推進します。

○ 協力体制の整備

指定給水装置工事事業者等と災害時の協力体制を確立し、災害時の給水に対応します。

（３）各家庭での飲料水の確保

各家庭においては、災害に備え、次のように飲料水、生活用水の確保に努めるものとします。

○ 家族数にあわせて、一人１日３ℓを基準とし、３日分を目標とします。

○ 浴槽を臨時の保水槽にする等､断水時の生活用水に使用できるようにしておきます。

（４）自主防災組織等への指導・啓発

災害時の被害を最小限にとどめるため、町民がお互いに協力し合い、地域全体で日頃から備えておくよう、町民及び自主防災組織等に対して貯水及び給水に関する指導・啓発を行うこととします。

第３　食料・生活必需品の確保

（１）流通備蓄の把握

流通在庫の調査に努めます。

（２）調達体制の整備

町の備蓄と併せ、流通在庫等による物資調達を行うため、関係業者との協定締結等を促進し、災害時の物資確保に努めます。

また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとします。

（３）備蓄品目・量の決定

備蓄品目・量を決定し備蓄に努めます。

地域の特性を考慮のうえ、重要物資を選定して確保に努めます。

要配慮者の特性に配慮した備蓄を進めます。

≪重要物資の例≫

○ 飲料水
○ 食料
○ 粉ミルク又は液体ミルク、哺乳瓶
○ 毛布
○ 衛生用品（おむつ、生理用品）
○ 携帯トイレ・簡易トイレ
○ トイレットペーパー

（４）備蓄物資の整備

被災者に対し、食料及び生活必需品等を円滑に供給するため、次のとおり備蓄を行うこととします。

○ 備蓄場所

町は予想される被害等を考慮し計画的に備蓄場所の確保に努めます。

○ 備蓄品目

備蓄中の物資については、保存期間の年数により、随時入替えを行い、あるいは適宜点検を実施して、品質管理及び機能維持に努めます。

第４　備蓄・調達・輸送体制の整備

（１）近隣市町村の相互応援

○ 給水等の相互応援などについて検討します。

（２）町と県の連携

○ 町と県は連携して備蓄目標を設定します。

○ 町は、供給計画を県に報告します。

（３）体制の整備

○ 避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊き出し用具、毛布、パーティション、テント等避難生活に必要な物資等の備蓄を進めます。

○ 孤立する可能性がある地区への備蓄を進めます。

○ 配布計画を作成します。

○ 物資を集積する場所を予め定めます。

○ 交通途絶を想定し、分散備蓄を進めます。

第５　その他の防災関係機関

（１）農林水産省

○ 政府所有米穀の備蓄

（２）四国経済産業局

○ 生活必需品などの調達体制の整備

（３）日本赤十字社高知県支部

○ 毛布、日用品などの備蓄

第５節　消毒・保健衛生体制の整備

災害の発生に伴う消毒、保健衛生等の活動等と災害ごみ及びし尿処理を迅速・的確に行うための体制確保について定めます。

第１　消毒、保健衛生体制の整備

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、消毒、保健衛生等の活動等を迅速・的確に行うための体制を確保します。

（１）町は、次の事項について体制を整備します。

○消毒体制　　○消毒方法
○患者の搬送体制　　○薬剤及び資機材の整備

（２）町は、消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画します。

（３）町民が行う防疫及び保健活動について指導します。

第２　災害廃棄物処理体制の整備

○ 町は「黒潮町災害廃棄物処理計画」を作成します。

町は、災害の発生に伴う廃棄物の処理について、対応方法を周知し、また、廃棄物の自家処理に必要な器具の検討及び準備を行うこととします。

・ 被害状況に応じた廃棄物の量の推計を行います。
・ 廃棄物の迅速な回収と処理の計画を作成します。
・ 災害ボランティアと連携します。

○ 関係団体との連絡及び協力体制の確立に努めます。

町は、廃棄物処理施設が被災した場合の点検及び修復に備え、関係団体との連絡・協力体制の確立に努めます。

第３　し尿処理体制の整備

○ 町は、し尿処理計画を作成します。

・ 処理量の推計を行います。
・ 仮設トイレ等の配置計画を作成します。
・ 回収用車両の調達などを行います。

○ 関係団体との連絡及び協力体制の確立に努めます。

町は、し尿処理施設が被災した場合の点検及び修復に備え、関係団体との連絡・協力体制の確立に努めます。

第４　し尿処理、ごみ処理及びがれき等の処理体制の確保

災害の発生に伴う仮設トイレの設置やごみ回収について、円滑な対応を行うための計画を作成します。

（１）仮設トイレの資機材の備蓄及び調達体制の整備に努めます。

（２）し尿の応急処理計画を定め、し尿の搬送、処理体制を確保します。

（３）災害時に発生するごみ・がれき等の推計を行い、その一時集積場所について、候補地等を検討し、必要な準備を行うこととします。

（４）廃棄物の応急処理計画を定めるとともに、清掃のための資材を準備します。

（５）災害時に発生するがれき等の処理体制の整備及び仮置場を確保します。

第６節　各種データの保存

災害発生後の迅速な復旧復興を図るため、オンプレミス及びクラウドシステムを活用し、災害発生後の各フェーズに応じ必要なデータを取り出せるよう整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めます。

第７節　罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

第３編　災害応急対策

第１章　災害時応急活動

大規模な災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害が発生することとなり、さらに、生活関連等施設の機能停止等による被害も予想されます。

このような被害の拡大の防止や軽減をするため、町及び関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合における災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策に万全を期することとします。

第１節　活動体制の確立

町域に災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合に、町は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、関係各機関と緊密な連携を図りつつ、災害の発生を防御・応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を整備します。

第１　初動体制の確立

（１）動員計画に基づく初動活動体制の整備

町などの防災関係機関は、災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、各機関の予め定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整えます。

（２）町の初動活動体制

町は、別表「災害対策配備体制一覧表」により配備体制をとります。

水防活動については、町水防計画書に基づいて水防本部を設置します。

台風の接近が予想される場合やゲリラ豪雨の際には、台風や風水害等に対するタイムライン（防災行動計画）などに基づいて、迅速かつ効率的な防災行動に取り組みます。また、行動後においては、タイムラインの有効性を検証し、実践的な改善（バージョンアップ）に努めます。

（３）動員計画

災害の発生と拡大を防止するため、職員の動員体制については次のとおりとします。

○ 動員及び参集

・情報防災課長（災害対策本部事務局長）は、町域に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合は、直ちに町長に連絡します。

・ 町長は、気象予警報の発表状況及び被害状況等により、配備体制の指示を行うこととします。

・災害対策本部事務局長から、各部長を通じて各班長にその旨を通知し、班長は各班の災害対策要員に連絡し動員します。

・ 各班長は、配備状況について、各部長、災害対策本部事務局長を通じて本部長に報告します。

○ 平時における職員の参集

平常勤務時間内における動員については、職員参集システム、庁内放送、電話等により、次の事項を明確に伝えます。

・ 配備の種類
・ 本部開設又は招集の時間
・ 本部の位置

○ 休日及び時間外における職員の参集

・ 休日及び時間外における通報は、職員参集システム及び休日又は時間外における通報連絡系統によるものとします。

・ 職員は、勤務時間外等において、職員参集システム、テレビ、ラジオ等により、気象予警報の発表又は災害の発生を覚知した場合は、動員指示を待つことなく、直ちに自主的に参集し、上司の指示を受けることとします。

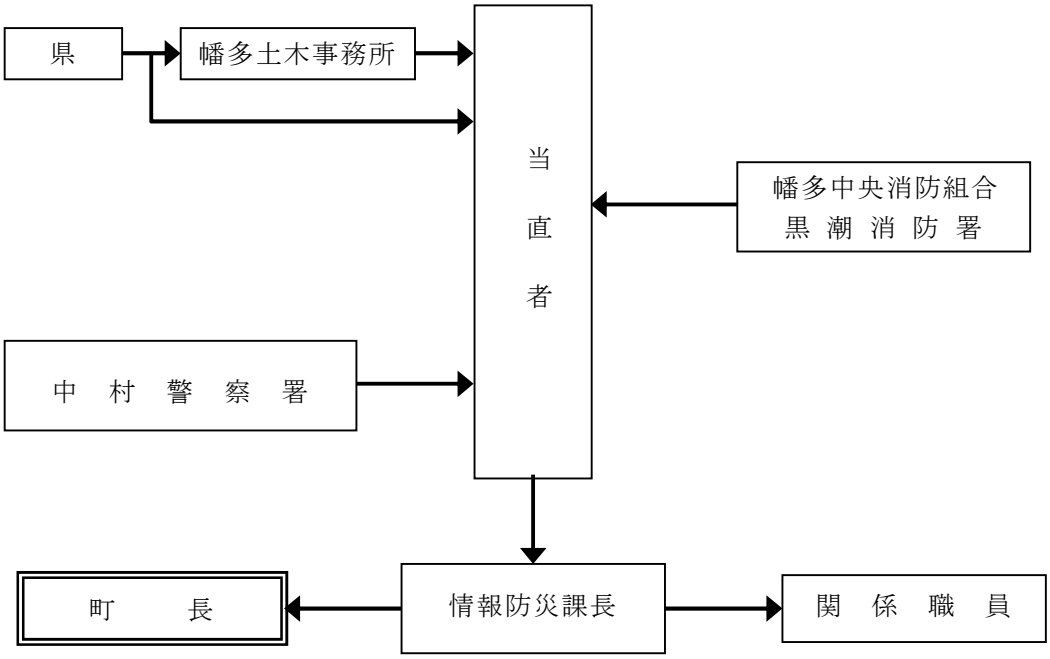
・ 参集途中においては、可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、速やかに登庁して、班長若しくは部長に報告します。

・ 災害の状況により参集が不可能な場合は、最寄りの町の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事します。

・ 参集途中で一時的に応急活動（人命救助、消火活動、避難誘導等）に当たらざるを得ないときは、適宜連絡します。

・ 休日又は勤務時間外における動員については、各班の配備を円滑に行うため、各班に非常連絡員を置き、勤務時間外の指令の伝達にあたらせるとともに、職員の非常連絡の方法をあらかじめ定めておき、所属職員に周知徹底します。

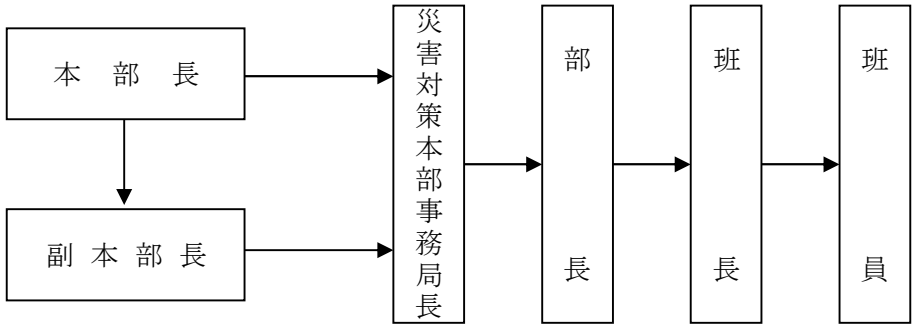
■　休日又は勤務時間外における通報連絡系統



○ 動員の伝達系統

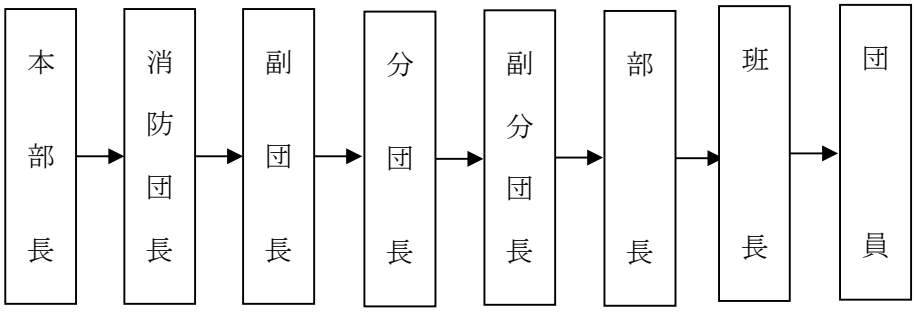
・ 職員

職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき、次の系統で伝達して行うこととします。



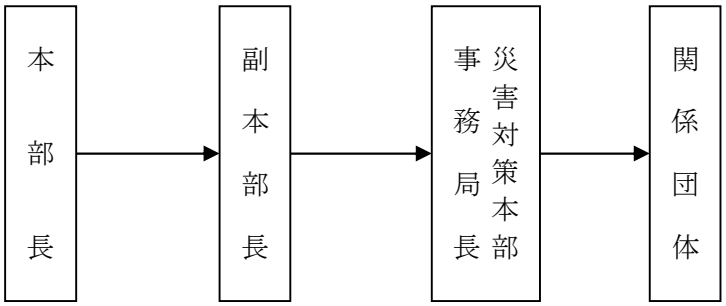
・ 消防団員

消防団員の動員は、次の系統で伝達して行うこととします。

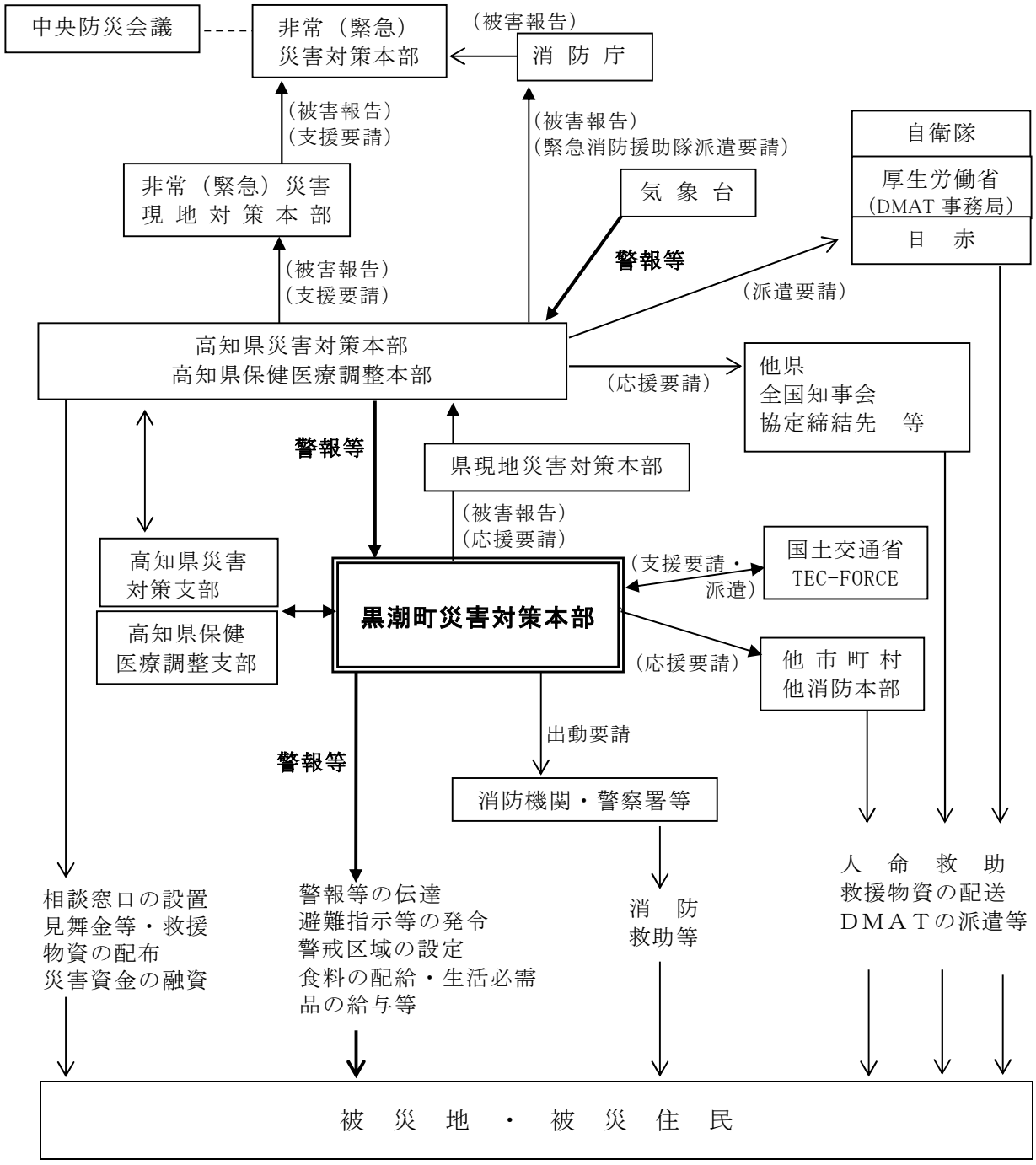


・ 関係団体

関係団体の動員は、次の系統で伝達して行うこととします。

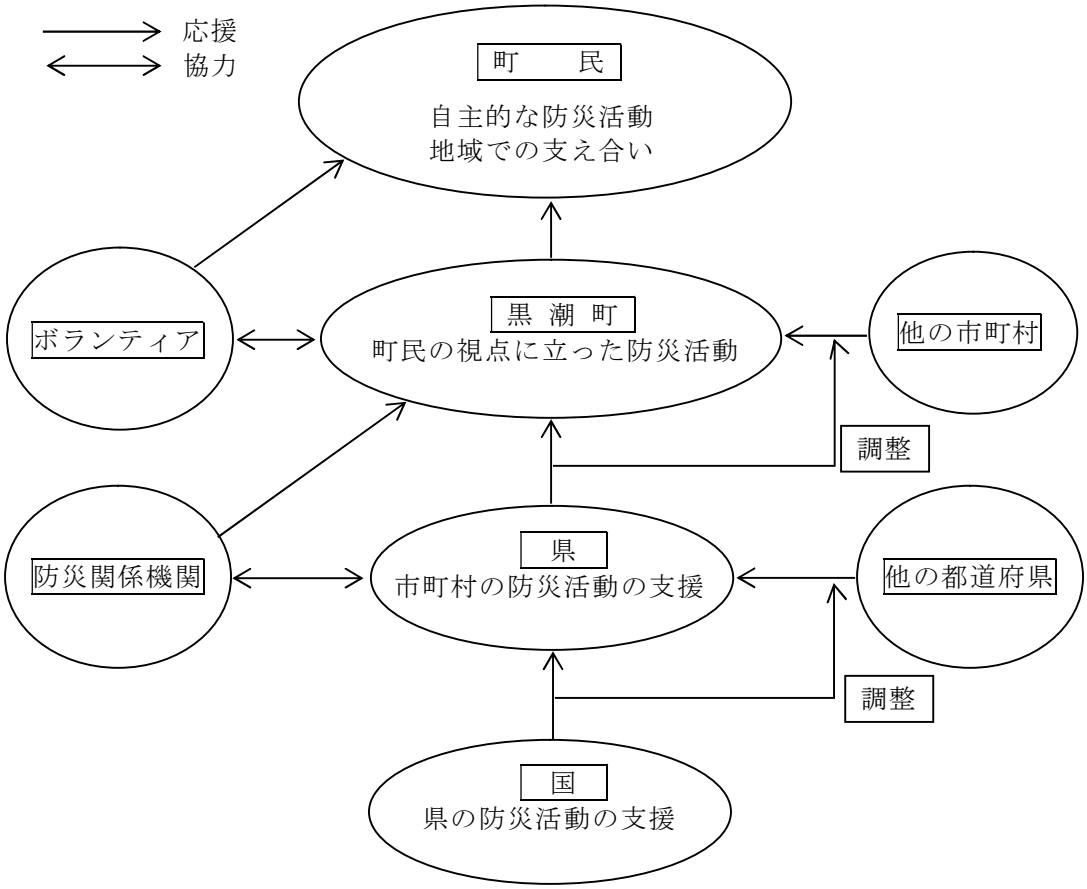


■　県等の活動体制



活動に関し一元的に指揮命令と調整を行います。

■　防災関係機関の活動体制



第 2　災害対策本部の設置

町域に災害が発生したとき又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため必要と認めるときは、その状況に応じて、別表「災害対策配備体制一覧表（第 3 編第 1 章第 1 節の第 2)」のとおり各体制を整えるものとし、その事務分掌は別表「災害対策本部構成・事務分掌（第 3 編第 1 章第 1 節の第 2)」及び「災害対策支部構成・事務分掌（第 3 編第 1 章第 1 節の第 2)」によるものとします。

地震・津波による被害は広範囲で同時に発生するため、町内の情報を収集し、その結果を基に判断し、災害対策本部を設置していては、初動対応が遅れる場合があります。したがって、災害の発生が確実と震度や津波の高さが観測又は予測される場合には、自動的に災害対策本部を設置し、定められた初動体制を実施することとします。

■ 黒潮町災害対策本部設置の流れ

被害情報等の収集（各　課）

▽

被害等概況の作成（事務局：情報防災課）

▽

被害等概況の町長への報告（事務局長：情報防災課長）

▽

災害対策本部設置判断（町　長）

■　災害対策配備体制一覧表

<table>
<tr><td>配備体制</td><td colspan="2">第1水防配備</td><td colspan="2">第2水防配備</td><td colspan="2">第3水防配備</td></tr>
<tr><td>水防本部</td><td colspan="2">■水防指令1号、2号が発令されたとき
ただし、1号の場合は、町長の判断により設置。</td><td colspan="2">■水防指令3号が発令されたとき</td><td colspan="2">■水防指令4号、5号が発令されたとき</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配備体制</td><td>第1配備</td><td>第2配備</td><td>第3配備</td><td>第4配備</td><td>第5配備</td><td>第6配備</td></tr>
<tr><td>準備体制</td><td>連絡体制</td><td>注意体制</td><td>警戒体制</td><td>非常体制</td><td>緊急非常体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">準備配備</td><td colspan="2">災害警戒本部
＊災害対策本部設置の可能性あり</td><td colspan="2">災害対策本部</td></tr>
<tr><td>一般災害対策</td><td>■高知地方気象台より「黒潮町」に大雨警報又は洪水警報などが発表されたとき</td><td>■台風が接近するなど今後の気象状況に警戒が必要なとき</td><td>■台風が接近するなど今後の気象状況に厳重な警戒が必要なとき</td><td>■台風や集中豪雨等により、被害の発生がほぼ確実であるとき</td><td>■町内各地域で災害が発生し、または発生のおそれがあると判断したとき</td><td>■町全域で大規模災害が発生し、または発生のおそれがあると判断したとき
■局地的であっても被害が特に甚大である場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配備体制</td><td colspan="2">第1・2配備</td><td>第3配備</td><td colspan="2">第4・5配備</td><td>第6配備</td></tr>
<tr><td colspan="2">注意体制</td><td>警戒体制</td><td colspan="2">非常体制</td><td>緊急非常体制</td></tr>
<tr><td colspan="3">災害警戒本部
＊災害対策本部設置の可能性あり</td><td colspan="3">災害対策本部</td></tr>
<tr><td>震災対策</td><td colspan="2">■予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき
■南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</td><td>■町内に「震度4」の地震が発生したとき</td><td colspan="2">■町内に「震度5弱」の地震が発生、又は予報区「高知県」に津波警報が発表されたとき
■南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき</td><td>■町内に「震度5強」以上の地震が発生、又は予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき</td></tr>
</table>

■　災害対策本部構成・事務分掌

本部支部	部	班	構成部署	事務分掌
災害対策本部	対策本部事務局	総務第１班	情報防災課	・災害対策本部会議に関すること ・被害情報の収集、国・県への報告に関すること ・被害調査票の収集、集計に関すること ・社会秩序の維持に関すること ・消防、水防隊の編成及び出動に関すること ・災害予警報及び避難指示並びに誘導に関すること ・防災行政無線の運用に関すること ・消防関係通信の運用及び確保に関すること ・通信の運用及び確保に関すること ・電算システム、電子情報の確保に関すること ・電算システムによる被災情報の共有処理に関すること ・危険物等の保安に関すること ・関係機関等との連絡調整に関すること ・自衛隊の災害派遣の要請に関すること ・法令等による応援・派遣要請に関すること ・町の指定する避難所の開設及び管理運営に関すること（大規模災害以外の場合） ・避難者の確認及び必要物資の手配に関すること（大規模災害以外） ・事務局内の応援及び各部の応援
		総務第２班	総務課 総務係 地籍調査係 財務係 出納室	・庁舎内の安全確保に関すること ・町有財産の被害調査及び応急対策に関すること ・本庁舎の備品の管理及び車両等の整備に関すること ・人員輸送に関すること ・食料、生活必需品の確保・供給に関すること ・救助物資、災害対策用資材の調達配分計画に関すること ・救助物資及び災害対策用資材の運搬に関すること ・出納業務に関すること ・義援金の管理運用及び配分に関すること ・災害に係る予算措置に関すること事務局内の応援及び各部の応援
		総務第３班	総務課 行政人事係 企画調整室 選挙管理委員会 議会事務局	・職員の動員及び配備及び健康管理に関すること ・各支部間の調整、指示及び情報等の収集伝達に関すること ・情報の広報、広聴及び避難広報の要請に関すること ・災害記録写真等の撮影及び整理に関すること ・報道機関等への情報の提供に関すること ・町議会との連絡に関すること ・本部長の特命事項に関すること ・他市町村等の応援受け入れに関すること ・事務局内の応援及び各部の応援
	消　防　部	中部方面隊 西部方面隊		・消防活動に関すること ・二次災害の防止に関すること ・町民への注意の呼びかけに関すること ・避難命令の伝達、避難誘導に関すること ・行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること
	生活厚生部	福祉避難班	健康福祉課 福祉係 介護保険係 地域包括支援センター係	・災害救助法の適用に関すること（統括） ・要配慮者対策に関すること ・生活保護家庭等の救護に関すること日赤その他福祉団体、ボランティアとの連絡及び協力要請に関すること ・罹災者に対する生活保護法の適用及び災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給及び災害融資に関すること ・世帯更生資金及び災害救護資金の融資に関すること ・町の指定する避難所の開設及び管理運営に関すること（大規模災害の場合） ・町の指定する福祉避難所の開設及び運営管理に関すること ・避難所の衛生状況調査に関すること ・避難者の確認及び必要物資の手配に関すること（大規模災害の場合） ・非常炊き出しに関すること ・避難行動要支援者に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力

本部 支部	部	班	構成部署	事務分掌
		医療保健班	健康福祉課 保健衛生係 保健師	・救護所の開設及び運営に関すること ・負傷者の応急処置及び転送に関すること ・保健衛生、公衆衛生及び伝染病患者の収容に関すること ・被災地の防疫・消毒活動に関すること ・医薬品や衛生材料の手配、搬送に関すること ・医療救護（負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握）に関すること ・県災害救急医療活動マニュアル・医療救護計画に基づく活動に関すること ・罹災の健康管理に関すること ・罹災者の医療及び助産に関すること ・罹災者の心のケア対策の実施に関すること ・救護病院、災害拠点病院への連絡調整に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		町民班	住民課 国保係 地域住民課 大方町民館	・町の指定する避難所の開設及び管理運営に関すること（大規模災害の場合） ・避難所の衛生状況調査に関すること ・避難者の確認及び必要物資の手配に関すること（大規模災害の場合） ・被災者、避難者等に関する本部の情報収集への対応に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		環境衛生班	住民課 住基戸籍係 環境保全係	・避難所での廃棄物及びし尿処理に関すること ・災害ごみの収集と処理に関すること ・罹災者の生活環境整備に関すること ・遺体収容所の開設及び管理運営並びに遺体の保管及び、埋・火葬に関すること ・身元不明遺体の保管及び埋・火葬に関すること ・被災動物等の保護及び収容に関すること ・被災地の生活環境の消毒に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		罹災災調査班	住民課 収納係 住民税係 資産税係	・被災建築物の応急危険度判定に関すること ・罹災世帯等の状況調査に関すること ・家屋・事業所等の被害調査及び罹災証明発行に関すること ・災害に関する町税の猶予及び減免に関すること ・災害融資（住宅金融支援機構）に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
	建設産業部	建設班	まちづくり課	・建設業者との連絡に関すること ・宅地の応急危険度判定に関すること ・河川、がけくずれ等危険個所の調査、巡視及び警戒並びに応急対策に関すること ・河川堤の応急対策及び補修に関すること ・道路等危険個所の調査、巡視及び警戒並びに応急対策に関すること ・通行不能個所の調査及び対策に関すること ・避難者の公営住宅への収容に関すること ・仮設住宅の建設、入居者の決定及び管理に関すること ・下水道の被害調査及び応急対策に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		農林班	農業振興課 農業委員会事務局	・農道、農業施設の被害調査及び応急対策に関すること ・林道、林業施設の被害調査及び応急対策に関すること ・農業集落排水処理施設の被害調査及び応急対策に関すること ・農業畜産物の被害調査及び応急対策に関すること ・漁港、漁業施設及び水産物の被害調査及び応急対策に関すること ・通行不能個所の調査及び対策に関すること ・災害時における病害虫の駆除に関すること ・死亡獣畜の処理に関すること ・農林水産業者に対する災害情報の提供に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力

本部 支部	部	班	構成部署	事務分掌
		産業班	産業推進室	・被災中小企業への情報提供に関すること商工業施設、生産品、商品等の被害調査及び応急対策に関すること 観光施設への災害情報の提供、被害調査及び応急対策に関すること ・公園施設の被害調査及び応急対策に関すること ・所管事項に係る罹災災証明発行及び融資相談に関すること ・食料、生活必需品の確保・供給に関すること ・第３セクターへの災害情報の提供に関すること ・第３セクターの被害調査及び応急対策に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
	教育部	文教対策班	教育委員会 学校教育係 就学前教育係 大方給食ｾﾝﾀｰ 学校校務員 保育士 調理員	・児童生徒の避難・安全確保に関すること ・保育所施設の被害調査及び応急対策に関すること ・保育所児童の避難対策、罹災児童に対する保育に関すること ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること ・避難収容施設の供与及び受入れに関すること ・避難所の管理運営に関すること ・応急教育の実施に関すること ・PTA 等への協力要請に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		教育施設班	教育委員会 生涯学習係 人権教育係	・社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること ・避難収容施設の供与及び受入れに関すること ・避難所の管理運営に関すること ・文化財等の被害調査及び応急対策に関すること ・婦人会等教育団体への協力要請に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力

■　災害対策支部構成・事務分掌

本部 支部	部	班	構成部署	事務分掌
佐賀支部	佐賀支部事務局	総務班	地域住民課 総合窓口第1係 人権啓発係	・庁舎内の安全確保に関すること ・町有財産の被害調査及び応急対策に関すること ・佐賀支部の備品の管理及び車両等の整備に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・支部職員の動員及び配備及び健康管理に関すること ・各支部間の調整、指示及び情報等の収集伝達に関すること ・人員輸送に関すること ・食料、生活必需品の確保・供給に関すること ・救助物資、災害対策用資材の調達配分計画に関すること ・救助物資及び災害対策用資材の運搬に関すること ・危険物等の保安に関すること ・支部長の特命事項に関すること ・罹災世帯等の状況調査に関すること ・家屋・事業所等の被害調査及び罹災証明発行に関すること ・災害に関する町税の猶予及び減免に関すること ・災害融資（住宅金融支援機構）に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
	消防部	東部方面隊		・消防活動に関すること ・二次災害の防止に関すること ・町民への注意の呼びかけに関すること ・避難命令の伝達、避難場所の誘導に関すること ・行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること
	生活厚生部	福祉避難班	地域住民課 総合窓口第2係 佐賀町民館 海洋森林課 商工係	・災害救助法の適用に関すること ・要配慮者対策に関すること ・生活保護家庭等の救護に関すること ・児童の安全対策に関すること ・保育所施設の被害調査及び応急対策に関すること ・保育所児童の避難対策、罹災児童に対する保育に関すること ・日赤その他福祉団体・ボランティアとの連絡及び協力要請に関すること ・罹災者に対する生活保護法の適用及び災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給及び災害融資に関すること ・世帯更生資金及び災害救護資金の融資に関すること ・町の指定する避難所の開設及び管理運営に関すること ・避難所の衛生状況調査に関すること ・避難者の確認及び必要物資の手配に関すること ・非常炊き出しに関すること ・出納業務に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		医療保健班	地域住民課 保健センター 拳ノ川診療所 保健師	・救護所の開設及び運営に関すること ・負傷者の応急処置及び転送に関すること ・保健衛生、公衆衛生及び伝染病患者の収容に関すること ・被災地の防疫・消毒活動に関すること ・医薬品や衛生材料の手配、搬送に関すること ・医療救護（負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握）に関すること ・県災害救急医療活動マニュアル・医療救護計画に基づく活動に関すること ・罹災者の健康管理に関すること ・罹災者の医療及び助産に関すること ・罹災者の心のケア対策の実施に関すること ・罹災者の生活環境整備に関すること ・遺体収容所の開設及び管理運営並びに遺体の保管及び処理、埋・火葬に関すること ・身元不明遺体の保管及び埋・火葬に関すること ・被災動物等の保護及び収容に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力

本部 支部	部	班	構成部署	事務分掌
	建設産業部	産業班	海洋森林課 水産振興係 漁港港湾係 林業振興係	・農道、農業施設の被害調査及び応急対策に関すること ・林道、林業施設の被害調査及び応急対策に関すること ・被災農林水産業者、中小企業への情報提供に関すること ・農業畜産物の被害調査及び応急対策に関すること ・災害時における病害虫の駆除に関すること ・漁港、漁業施設及び水産物の被害調査及び応急対策に関すること ・漁業集落排水処理施設の被害調査及び応急対策に関すること ・商工業施設、生産品、商品等の被害調査及び応急対策に関すること ・観光施設への災害情報の提供、被害調査及び応急対策に関すること ・公園施設の被害調査及び応急対策に関すること ・所管事項に係る罹災証明発行及び融資相談に関すること ・食料、生活必需品の確保・供給に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		建設班	建設課 土木係 高規格道路推進係	・建設業者との連絡に関すること ・被災建築物の応急危険度判定に関すること ・宅地の応急危険度判定に関すること ・河川、がけくずれ等危険個所の調査、巡視及び警戒並びに応急対策に関すること ・河川堤の応急対策及び補修に関すること ・道路等危険個所の調査、巡視及び警戒並びに応急対策に関すること ・通行不能個所の調査及び対策に関すること ・下水道の被害調査及び応急対策に関すること ・水道施設の被害調査及び応急対策に関すること ・飲料水の確保及び供給（未給水地域を含む全域）に関すること ・避難所での廃棄物及びし尿処理に関すること ・災害ごみの収集と処理に関すること ・仮設住宅の建設、入居者の決定及び管理に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力
		水道班	建設課 水道係	・水道施設の被害調査及び応急対策に関すること ・飲料水の確保及び供給（未給水地域を含む全域）に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力

■　災害対策本部の通知及び公表の方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各　部　班	庁内放送、電話、インターネット、口頭	災害対策本部 事務局長
一　般　町　民	防災行政無線、告知放送端末機、インターネット、広報車、報道機関、口頭、ファクシミリ、その他迅速な方法	〃
幡多土木事務所	県防災行政無線、高知県総合防災情報システム、電話、インターネット、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	〃
警　察　署	防災行政無線、電話、インターネット、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	〃
その他防災関係機関		
隣接市町村	県防災行政無線、電話、インターネット、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	〃
報　道　機　関	電話、インターネット、ファクシミリ、口頭又は文書	〃

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行うこととします。

第２節　気象警報等の伝達

町は、高知地方気象台から発表される気象警報等を予め定めた伝達系統で関係機関及び町民に伝達・周知します。

第１　気象警報等

（１）気象警報等の発表

高知地方気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合には、警報等を県内の市町村ごとに発表して注意を喚起し、警戒を促します。

（２）警報等の種類と発表基準

○ 注意報

県内のいずれかの地域において災害が発生するおそれがある場合に発表されます。

○ 警報

県内のいずれかの地域において重大な災害が発生するおそれがある場合に発表されます。

○ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表されます。

○ 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、記録的短時間大雨情報や竜巻注意情報等があります。

（３）警報等の地域区分

高知地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定し、それが防災上必要と考えられた場合には、地域等を指定して注意報・警報を発表します。

（４）土砂災害警戒情報

高知地方気象台は高知県土木部防災砂防課と連携して土砂災害のおそれがある場合に市町村単位で土砂災害警戒情報を発表します。

なお、土砂災害警戒情報が発表された場合の対処は、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによります。

第２　気象警報等の伝達

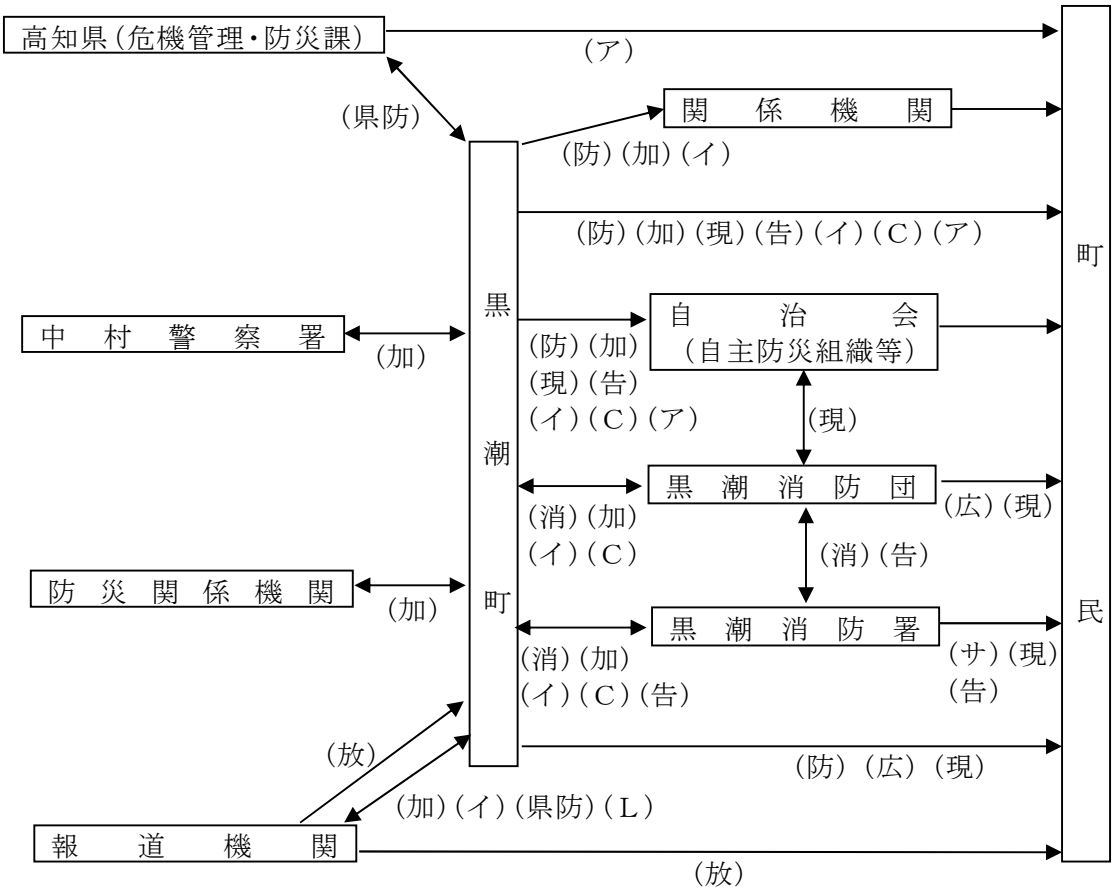
気象台から通報を受けた県は、高知県防災行政無線システムの電話、ファクシミリ、電子メールなどのいずれかの手段により、速やかに市町村、消防本部、県の出先機関及び自衛隊等に伝達します。

なお、町、消防本部、関係県出先機関には、総合防災情報システムにより、自動的に配信されます。

町は、県等から災害に関する警報等を受けたとき、又は町自ら知ったときは、町地域防災計画に基づき、町防災行政無線、消防無線、告知放送端末機、インターネット、広報車、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール）、スマートフォン向けアプリケーション等のあらゆる通信手段を複合的に利用し、町民及び関係機関に対して警報等を伝達します。

また、自主防災組織等の町民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮するものとします。

■気象警報等の伝達系統図



凡例

（県防）高知県総合防災情報システム　　（加）加入電話
（防）黒潮町防災行政無線　　（サ）サイレン吹鳴装置
（消）消防無線　　（広）広報車
（現）現地派遣・巡視　（放）報道機関による放送　（告）告知放送端末機
（イ）インターネット　（Ｃ）ＣＡＴＶ　（Ｌ）Ｌアラート
（ア）スマートフォン向けアプリケーション等

第３　台風等説明会

高知地方気象台は台風、大雨等により災害の発生が予想される場合、気象説明会を開催します。

第４　火災気象通報

（１）火災気象通報の通報と伝達

高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報します。

○ 高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とします。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがあります。

県は、火災気象通報を町（消防機関）に伝達します。

（２）火災警報の発表

町（消防機関）は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発表します。

○ 県から火災気象通報を受けた場合で、火災の予防上危険であると認めた場合

第５　水防警報の発表及び伝達

水防警報の発表及び伝達系統は、県の定める「高知県水防計画」に準拠します。

第３節　情報の収集・伝達

町及びその他防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動を実施するために、目的を明確にし、必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに町民、県、関係機関に伝達することとします。特に、津波に関する情報は町民や漁業従事者、水門などの施設管理者への伝達を迅速に行います。

また、遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報について、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとします。

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定されます。

そのため、当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、収集する情報の範囲を広げるとともに精度を高めることとします。

収集した情報は、関係者への報告及び公表により、共有化を図ります。

第１　町の情報収集・伝達活動

町は、「高知県総合防災情報システム」によって被害状況を収集し、次の活動により被災地や被害規模等の把握に努めます。

○ 消防機関からの報告
○ 警察署からの情報入手
○ 防災関係機関からの情報入手
○ 自治会（自主防災組織を含む）からの情報入手
○ 各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣
○ 通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視
○ 勤務時間外にあっては、職員の登庁途上での目視

これらにより集められた人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を整理し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ即報します。

ただし、通信途絶等により、県へ連絡できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ連絡します。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告します。

第２　被害状況の報告

（１）町から　県への報告

町は、町域内で震度４以上を記録した場合、被害状況の第１報を県に対して、町域内で震度５強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く報告します。

また、町は、通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行います。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告します。

町の報告は、「高知県総合防災情報システム」を優先利用します。

（２）報告の取扱い

被害状況の報告は次の取扱い要領等に基づいて行い、２つの報告は一体的に扱うものとします。

○ 災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号）

○ 火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）

また、報告すべき災害の範囲は、次のとおりとします。

○ 災害救助法の適用基準に合致するとき。

○ 県又は町が災害対策本部を設置したとき。

○ 災害による被害に対して、国の特別の財政、援助を要するとき。

○ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるとき。

○ 地震が発生し、本町の区域内で、震度４以上を記録したもの。

○ その他特に県から報告の指示をされたとき。

（３）報告事項

○ 災害の概況
- ・発生場所
- ・発生日時
- ・災害種別

○ 被害の状況
- ・人的被害、住居被害など
- ・ライフラインの被害状況

○ 応急対策の状況
- ・応援の必要性
- ・災害対策本部の設置及び解散
- ・消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況
- ・避難指示の状況
- ・避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）
- ・実施した応急対策

○ その他必要な事項

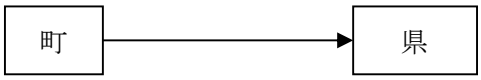
（４）報告の区分

報告については、次のとおり行うこととします。

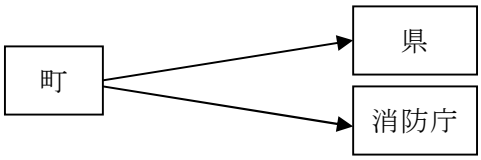
○ 即報

報告すべき災害等を覚知したとき災害発生後 30 分以内に第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告します。

○震度４以上の場合



○震度５強以上の場合



■ 高知県危機管理部危機管理・防災課

区　分		番　号
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	088-823-9320
	ＦＡＸ	088-823-9253
県防災行政無線	ＴＥＬ	県防-72-9320
	ＦＡＸ	県防-72-9253

■ 高知県災害対策本部

区　分		番　号
県防災行政無線	ＴＥＬ	県防-72-2180 県防-80-620
	ＦＡＸ	県防-80-640

■ 総務省消防庁

区分		平日（9:30～17:45） 総務省消防庁応急対策室	左記以外（夜間休日） 総務省消防庁消防防災・危機管理センター
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	03－5253－7527	03－5253－7777
	ＦＡＸ	03－5253－7537	03－5253－7553

○ 確定報告

応急対策を終了した後 20 日以内に消防庁へ報告します。

■　被災情報伝達経路図

被害区分		報告元	経由機関	県主管課
1 人的・住家・非住家被害		町		危機管理・防災課
2 田・畑		町	農業振興センター	農業政策課
3 文教施設		管理者		教育委員会教育政策課
4 病院		病院		医事薬務課
5 道路・橋りょう・河川・海岸・砂防		町(町管理分)		河川課、防災砂防課、港湾海岸課、道路課
		土木事務所(県管理分)		
6 港湾		土木事務所		港湾振興課
7 清掃施設		管理者		環境対策課
8 崖崩れ	県管理	土木事務所		防災砂防課
	林野庁所管	町	林業事務所	治山林道課
	農村振興局所管	町	農業振興センター	農業政策課
9 鉄道不通		管理者		交通運輸政策課
10 被害船舶	漁船	町		漁業管理課
	旅客船	町		交通運輸政策課
11 水道		管理者	福祉保健所	食品・衛生課
12 電話・電気		管理者		危機管理・防災課
13 ガス	都市ガス	管理者		危機管理・防災課
	プロパンガス	管理者		危機管理・防災課
14 ブロック塀等		町		危機管理・防災課
15 罹災世帯・罹災災者				
16 火災発生				
17 公立文教施設		町	教育事務所	教育委員会教育政策課
18 農林水産業施設	農業	町	農業振興センター	農業政策課、農業基盤課
	林業	町	林業事務所	木材増産推進課、木材産業課、治山林道課
	漁港	町		漁港漁場課
	漁業	町	漁業指導所	漁業振興課・漁港漁場課
19 公共土木施設		町	県各出先機関 土木事務所	防災砂防課、港湾振興課、港湾海岸課、漁港漁場課、治山林道課
20 その他の公共施設		町、県各課室		危機管理・防災課
21 農産被害		町	農業振興センター	農業政策課
22 林産被害		町	林業事務所	木材産業課
23 畜産被害		町	家畜保健衛生所	畜産振興課
24 水産被害		町	漁業指導所	水産政策課
25 商工被害		町		商工政策課
26 災害対策本部の設置		町		危機管理・防災課
27 災害救助法の適用		町		地域福祉政策課
28 消防職・団員出動延人数		町		危機管理・防災課

都道府県				区分			被害	区分			被害	災害対策本部		
報告番号	第　報（　月　日　時現在）			非住家	公共建物	棟		公立文教施設	千円		都道府県	名称		
					その他	棟		農林水産施設	千円			設置	月　日　時	
報告者名				田	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			解散	月　日　時	
					冠水	ha		その他の公共施設	千円		災害対策本部	設置市町村		
区分			被害	畑	流失・埋没	ha		小計	千円					
人的被害	死者	人	被害	ha	冠水			公共施設被害市町村	団体			計	団体	
	行方不明者	人			文教施設	箇所		その他 農産被害	千円			害救助法 適用市町村名災		
	負傷者 重症	人			病院			林物被害	千円					
	負傷者 軽傷	人			道路			畜産被害	千円					
住家被害	全壊	棟			橋りょう	箇所		水産被害	千円					
		世帯			河川	箇所		商工被害	千円					
		人			港湾	箇所						計	団体	
	半壊	棟			砂防	箇所		その他	千円			消防職員出動延人数	人	
		世帯			水道	箇所		被害総額	千円			消防団員出動延人数	人	
		人		その他	清掃施設	箇所		備考	災害発生場所					
	一部破損	棟			崖くずれ	箇所								
		世帯			鉄道不通	隻			災害発生年月日					
		人			被害船舶	戸								
	床上浸水	棟			通信被害	回線			災害の概況					
		世帯												
		人							消防機関の活動状況					
	床下浸水	棟												
		世帯		罹災世帯数		世帯								
		人		罹災者数		人								

被害区分		説明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者 （重　傷）１ヵ月以上の治療の要する見込みの者 （軽　傷）１ヵ月未満で治癒できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物）が付着している場合には同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 （同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿そのたこれに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については１世帯とする。
	全壊	住家が喪失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りにできるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、その部分を住家とする。 全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		説明
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために、防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾方第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	地すべり	地すべり防止区域にある排水施設・擁壁・その他地すべりを防止するための施設とする。
	急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内にある排水施設・擁壁・その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする
罹災者		罹災世帯の支援者とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。

被害区分		説明
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス・農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり・魚貝・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料・商品・生産機械器具等とする。

第３　防災関係機関の情報収集・伝達活動

災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告します。

第４　異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官、海上保安官に通報します。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、必要に応じ高知地方気象台、県（危機管理・防災課）及び関係機関に通報するとともに、連携して町民への周知徹底を図ります。

（１）水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水など

（２）土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

（３）異常気象現象

異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象など

第５　情報の伝達

（１）関係機関への情報の伝達

災害時に防災関係機関の対応が遅れることのないよう、防災関係機関が地域内の異常現象等災害の発生状況や危険性を把握した場合は、これらの情報を直ちに伝達します。

■ 主な伝達先

非常通報受付場所		
名　　称	所　在　地	電話番号
黒　潮　消　防　署	黒潮町伊田 2629-1	0880-44-2600
幡多中央消防組合	四万十市右山 750-1	0880-34-5881
幡多土木事務所	四万十市古津賀 4-61	0880-34-5222
中　村　警　察　署	四万十市右山 2034-17	0880-34-0110
高知海上保安部	高知市桟橋通 5-4-55	088-832-7111
土佐清水海上保安署	土佐清水市旭町 18-46	0880-82-4999
中村河川国道事務所	四万十市右山 2033-14	0880-34-7301

（２）報道機関への情報伝達

災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、町民に対する避難指示及び注意事項等を取りまとめ、適宜報道機関に発表するとともに、町民への周知徹底の必要のある事項については、速報を依頼するものとし、その内容はおおむね次のとおりとします。

○ 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策
○ 災害対策本部の設置又は解散
○ 気象情報
○ 河川、港湾、橋りょう等土木施設状況（被害、復旧状況）
○ 火災状況（発生箇所、被害状況等）
○ 浸水状況（発生箇所、被害状況等）
○ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
○ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
○ 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）
○ 医療救護所の開設状況
○ 避難所等（避難所の位置、経路等）
○ 道路障害物、し尿の状況並びに除去見込み
○ 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
○ 防疫状況と注意事項
○ 町民の心得等人心の安全及び社会秩序保持のための必要な事項

（３）町民への情報の伝達

第１章第６節「広報活動」により行うこととします。

第４節　通信連絡

災害発生後、通信施設の管理者は、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととします。

さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保することとします。

第１　機能の確認と応急復旧

（１）県、市町村等の防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。

（２）西日本電信電話株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努めます。

第２　非常時の通信手段の確保

（１）有線通信が可能なとき

○ 電話の輻輳を避けるため次の通信手段によります。

・ 高知県防災行政無線回線を優先使用します。

・ 災害時優先電話を利用します。

・ 携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行います。

（２）自機関の電話が利用できないとき

○ 他機関の専用電話を利用することができます。

（３）有線通信が途絶し利用できないとき

○ 他機関の有する無線通信施設を利用することができます。

○ 非常通信の運用(高知県非常通信協議会及び町内のアマチュア無線クラブ等の協力を得ます。)

（４）被災現地で活動するとき

現地で活動する消防団の無線を利用します。

第３　通信伝達手段

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なりますが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、おおむね次の手段により、速やかに行うこととします。

（１）ＦＭ告知放送端末

黒潮町両庁舎及び消防署に設置したＦＭ告知放送端末から屋外拡声器及びＦＭ告知端末を通じて防災情報の通信伝達を行うこととします。

（２）防災行政無線

黒潮町両庁舎に設置した無線通信施設から屋外拡声子局及び個別受信子局を通して防災情報の通信伝達を行うこととします。

（３）高知県総合防災情報システム

高知県が整備する地上系防災行政無線､光ファイバー網を使用することにより、県、他市町村及び消防機関との防災情報伝達を行うこととします。

（４）災害時優先電話

災害時優先電話とは、災害の発生等により電話回線が輻輳し、一般電話がかかりにくい場合においても、ＮＴＴ及びＮＴＴドコモが行う発信規制の対象とされない電話です。

災害時優先電話の利用については、あらかじめ西日本電信電話高知支店に申し出て指定を受けます。なお、災害時優先電話の優先的利用は、発信時に限定されるので、可能な限り発信専用電話として措置します。

（５）非常扱い、緊急扱い通話

非常扱い通話とは、天災、事変などの非常事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、救援、交通、通信、電力供給の確保及び秩序の維持のために必要な事項を内容とするオペレータ扱い通話をいい、他のオペレータ扱い通話に優先して取扱われます。

また、緊急扱い通話とは、非常扱い通話のほか、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とするオペレータ扱い通話をいい、一般のオペレータ扱い通話に優先して取扱われます。

非常扱い、緊急扱い通話を利用する場合は、災害時優先電話から町外局番なしの「102 番」にダイヤルし、次のことを申し出て行うこととします。

○ 非常通話又は緊急通話の申込みであること。
○ 災害時優先電話の電話番号と機関名（発信者）
○ 相手の電話番号、機関名（着信者）
○ 通話の内容

（６）他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第 57 条、第 79 条、災害救助法第 11 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により､使用できる他の機関の通信設備は､次のとおりです。

○ 警察通信設備
○ 国土交通省無線設備
○ 鉄道通信設備
○ 電力通信設備
○ 自衛隊通信設備

（７）非常無線の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関、官公庁は、電波法第 52 条、第 74 条の規定により、無線局を開設しているものに対し、非常無線通信を依頼することができます。

（８）放送事業者の利用

町長は、災害に関する気象警報等及び予想される災害の事態並びにこれに対し取るべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、災害対策基本法第 57 条の規定により、放送事業者に放送を要請することとします。

○ 放送要請

- 町の地域の大半にわたる災害に関するもの
- その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

○ 放送要請の内容

- 放送を求める理由
- 放送内容
- 放送範囲
- 放送希望時間
- その他必要な事項

○ 要請責任者

放送を要請する場合は、責任者の役職氏名を告げて行うこととします。

第４　孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、車両、徒歩による連絡が困難な孤立地域が発生した場合、衛星携帯電話、非常通信、バイク及び徒歩等による連絡に努めるとともに、町長は、県消防政策課に、高知県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を依頼し、孤立地域との連絡を図ります。

第５　通信施設の確保

大規模災害の発生により、通信施設及び通信関連施設が損壊し、町防災行政無線等による通信連絡の障害が発生した場合、部品交換による応急復旧が行えるよう保守部品の確保を含む保守体制の確立を図ります。

第５節　応援要請・受援体制

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策など、多面的かつ膨大な対策を円滑に実施するため、県及び他の市町村等との相互協力を行うことを定めるものです。

また、その応援受け入れに関する町の受援体制の整備についても定めます。

第１　他の市町村長等に対する応援要請

町長は、町域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めます。（災害対策基本法第67条・高知県内市町村災害時相互応援協定等）

第２　県に対する応援の要請

（１）県に対する応援の要請

町長は、町域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、県知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請します。（災害対策基本法第68条、68条の２）

応援の要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県に対して、県防災行政無線又は電話等をもって処理し、事後、速やかに文書を送付します。

要請は、次の事項を明らかにして行うこととします。

○ 応援を必要とする理由
○ 応援を必要とする人員、物資、資機材等
○ 応援を必要とする場所
○ 応援を必要とする期間
○ その他応援に関し必要な事項

（２）他の市町村の職員派遣の斡旋

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、斡旋を求めることができます。（災害対策基本法第30条第２項）

職員の派遣の斡旋は、次の事項を明らかにして行うこととします。

○ 派遣の斡旋を求める理由
○ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
○ 派遣を必要とする期間
○ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
○ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

（３）指定地方行政機関等の職員の派遣斡旋

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣について、斡旋を求めます。（災害対策基本法第30条第１項）

職員の派遣の要請は､他の市町村の職員派遣の斡旋と同様に行うこととします。

（４）消防防災ヘリコプターの出動要請

本部長は、災害の状況により、ヘリコプターの利用が必要と判断したときは、県知事に対し、消防防災ヘリコプターの出動を要請します。

第３　指定行政機関等への職員の派遣要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請します。（災害対策基本法第 29 条第２項）

第４　消防機関への応援要請

町の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、消防応援を速やかに行うこととします（消防組織法に基づく要請)。

応援要請は、第３編第１章第９節「災害拡大防止活動」に準拠します。

第５　警察への応援要請

町長は、町の対応力では迅速な対処が不可能であると判断した場合、警察災害派遣隊の要請（警察庁及び中国四国管区警察局四国警察支局の指示、調整に基づき要請措置を実施）を実施します。

第６　四国地方整備局への支援要請

町は「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」に基づき、必要に応じて四国地方整備局に対して支援要請を実施します。

第７　受援体制の整備

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めます。

第６節　広報活動

町及び防災関係機関は、相互の連携を密にして、町民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行います。また、被災者については情報をきめ細かく伝達します。

第１　災害広報する内容

（１）警戒・避難期の気象警報等の広報

○ 雨量、河川水位、潮位等の状況
○ 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等
○ 町民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
○ 避難の必要の有無等

（２）災害発生直後の広報

○ 災害発生状況（人的被害、公共施設、住家の被害等の災害発生状況）
○ 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取り組み状況等）
○ 道路交通状況（道路通行規制等の状況、鉄道・バス等の被害、復旧状況等）
○ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
○ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
○ 避難所情報

（３）応急復旧活動段階の広報

○ 町民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
○ 食料、飲料水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、し尿処理・衛生に関する状況、学校の臨時休校の情報、災害ごみ、心のケア相談等）
○ 住宅情報（仮設住宅、住宅復興制度）

（４）外部からの支援の受入れに関する広報

○ ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
○ 義援金・必要とする救援物資一覧及びその受入れ方法・窓口等に関する情報

（５）被災者に対する広報

町による安否情報の提供、融資制度、各種支援制度、その他各種の相談サービスの開設状況

（６）その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言ダイヤルの登録・利用呼びかけなど

第２　災害報道

町は、報道機関に対して災害状況を把握次第発表するとともに、町民に対し、緊急に伝達が必要な場合は、報道機関への依頼を行います。

第３　総合的問合せ窓口の設置

各機関は、各種の問合わせに対応できる総合的な問合わせ窓口を設置することとします。

第４　広報活動の方法

（１）災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、町防災行政無線、消防無線又は各地区のマイク放送、告知放送端末機、広報車等により広報活動を行うこととします。

（２）災害発生後の広報

災害発生による被害の推移、高齢者等避難、避難指示、応急措置の状況が町民に対して確実に行き渡るように広報活動を行うこととします。

（３）被災者に対する情報伝達

要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した情報伝達を行います。

避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

第５　広報実施方法

あらゆる情報媒体を利用して、有効かつ適切と認められる方法による広報を行うこととします。特に、要配慮者に対する広報は、確実な情報伝達が可能となるよう留意します。

（１）町防災行政無線、消防無線、告知放送端末機、各地区のマイク放送、ファクシミリ

（２）広報車による広報

（３）職員等の口頭による広報

（４）広報紙の掲示、配布

（５）自主防災組織を通じた連絡

（６）報道機関を通じた広報

（７）インターネット（ホームページ、メール等）を活用した広報

（８）総合案内所、相談所の開設

（９）避難所における掲示

(10) サイレン（水防計画で示される、サイレンによる情報伝達）

第６　災害の記録

災害に関する被害状況や復旧状況を報告、記録用資料（写真）として記録しておきます。

第７　広聴活動

被災町民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設します。

第７節　警戒活動

町、県をはじめ各防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行います。

第１　気象等の観測及び通報

町、県、高知地方気象台及び四国地方整備局は、連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとります。

（１）雨量

県は、管轄する雨量観測所の情報を、必要に応じ高知地方気象台及び四国地方整備局に連絡します。

（２）河川水位

町長は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は県から水防指令を受けたときは、観測した河川の状況を県へ通報します。

県は水位の報告を受けたとき、又は県管理の量水標の水位が通報水位に達したときは、状況に応じて県の観測水位を町長に通報し、必要に応じて観測所の水位を四国地方整備局に連絡します。

（３）潮位

町長は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は異常な越波を認めた時は、その状況を県に通報します。

県は､潮位等の通報を受けたとき､又は高潮のおそれがあると判断したときは、状況に応じ県の観測潮位を関係水防管理者に通報します。

第２　水防活動

水防活動は、町の定める「黒潮町水防計画」に準拠します。

第３　土砂災害警戒活動

町及び県は危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努めます。

町は必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行います。

県は、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、高知地方気象台と連携して共同で土砂災害警戒情報を発表し、町長に通知します。

第４　高潮・高波警戒活動

町は高知地方気象台が発表した高潮（特別）警報、波浪（特別）警報を受け取ったときは、必要な情報を町民に周知し、警戒活動を行います。

第５　水防指令

県知事は、蛎瀬川、加持川、湊川、伊与木川での水防指令を発令します。

第６　町民の避難が必要な場合の通報

県は自ら管理する施設において、町民の避難が必要な状況が発生すると予測する場合は、直ちに町長に通報します。

堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したときは町長、消防団長は、直ちに地域住民に周知します。また、県及びに関係機関に通報します。

第７　水防倉庫及び資機材の整備

町は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、必要な資機材を整備するよう努めます。

第８節　避難活動等

災害発生時に危険から逃れるために、町民自らが自主的に避難することを基本とします。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難の発令や避難指示又は緊急安全確保を速やかに発令し、避難誘導を行います。

町が実施できない場合には、県等が代行して避難指示等を発令します。

また、避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝えます。

第１　町民の自主的な避難

町民は、災害発生時又は発生するおそれがある場合には、予め町及び自主防災組織等で決めた避難の目安を使い、自主的に避難します。

第２　広報

町は、予め定めた広報の計画により、気象予警報の発表や雨量等の観測情報を町民に広報します。

第３　緊急的な避難誘導

集中豪雨など突発的な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団は予め定めた避難誘導計画により町民を避難誘導します。

第４　避難指示等（「避難指示」「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」）

町は、高齢者等避難、避難指示又は「緊急安全確保」の発令について、防災関係機関の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、安全な避難場所等をあらかじめ定め、町民への周知徹底に努めます。

避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知に努めます。

なお、土砂災害による避難指示等発令の判断基準、発令対象地区、また、避難指示等の発令の際の助言については、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによります。

（１）災害対策基本法第 60 条に基づく「避難指示」又は「緊急安全確保」

避難指示又は緊急安全確保は、次の内容を明示して行います。

○ 避難を必要とする理由

○ 避難指示の対象となる地域
○ 避難する場所
○ 注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

また、町民の積極的な避難行動に繋がるよう、警戒レベルを用いるとともに、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫します。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことや、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知に努めます。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行います。

（２）高齢者等避難

町は、要配慮者、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、警戒レベルを用いて、早めの段階で高齢者等避難を発令します。

（３）避難誘導等

町は、避難指示等を発令したときは、警察や消防機関の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画に基づき、迅速に町民の避難を実施します。

避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における情報の提供に努めます。

■ 避難指示等一覧

	発令される状況	居住者等がとるべき行動等
高齢者等避難	災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ＊避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい。
避難指示	災害おそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	●居命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

		ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

出典：避難情報等に関するガイドライン　令和３年５月内閣府（防災担当）

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、**避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等（昼夜の違いや避難経路の冠水状況等）に応じて、自宅や隣接建物の２階等に避難することも考えられます。**

第５　水防計画に基づく避難のための立ち退き

（１）町長の指示

堤防等が破堤した場合又は破堤の危険に瀕し、町の区域に被害が発生又は被害の発生が予想される場合、町長は、直ちに必要と認める区域の町民に対し立ち退き又はその準備を指示します。

町長は当該区域を所轄する警察署に通知します。

町長は、実施した内容を県に報告します。

（２）県知事又はその命を受けた職員の立ち退き指示

洪水又は高潮等により非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、県知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを指示します。

第６　避難指示等の伝達方法

（１）高齢者等避難、避難指示の伝達

高齢者等避難の情報提供、避難指示を行った場合、町は直ちに発令された地域の町民に対して、防災行政無線、告知放送端末機、広報車等により伝達を行うとともに、消防本部、消防団員、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得て、組織的な伝達を行うこととします。

また、必要に応じて、各家庭への個別訪問等により、避難の準備情報の提供、避難指示の徹底を図ります。

要配慮者自身が情報を取得できるよう、多様な手段を活用して伝達します。

なお、必要に応じて、報道機関による発令情報の報道について協力を要請します。

（２）自主避難

高齢者等避難の情報提供、避難指示の基準は、事前に町民等に周知し、通信の途絶等で発令ができない場合は、町民が自主的に避難することとします。

（３）発令状況の報告

○ 町長が高齢者等避難の情報提供、避難指示を行った場合

町長は、高齢者等避難の情報提供、避難指示を行った場合は、直ちに立ち退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員、立退き先等を県へ報告するとともに、警察署等関係機関に連絡します。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに、県へ報告します。

○ 町長以外が避難指示を行った場合

町長以外が避難指示を行った場合は、町長は（１）に準じて県等へ連絡します。

第７　避難の方法

（１）避難の区分及び基準

○ 事前避難

暴風、洪水、高潮又は地すべり等の被害のおそれがある場合は、あらかじめ町民を安全な場所へ避難させます。自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む）は、避難場所を中心に、避難者の救出、救護などの支援を実施するとともに、情報収集等の支援活動に努めます。

なお、夜間や激しい降雨時、道路冠水時など避難経路が危険だと思われる場合は、単独での屋外移動は極力避け、自宅若しくは周辺建物の２階以上等に避難させることとします。

○ 緊急避難

事前避難の時間がなく、地震、火災、洪水又は高潮等の被害により、著しく危険が切迫していると認められるときは、近くの安全な場所へ緊急避難させることとします。

○ 収容避難

一時避難場所から、必要に応じ、緊急避難者又は救出者を指定する場所に収容避難させることとします。

（２）避難の順位

避難誘導は､負傷した被災者及び要配慮者の避難を優先して行うこととします。

（３）避難の誘導

避難誘導は、町職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が対応し、避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に実施します。なお、ボランティア等とも連携し、協力を求めます。

（４）移送の方法

避難者の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則としますが、避難者の自力による立ち退きが不可能な場合は、車両等により行うこととします。

なお、被災地が広域で、大規模な立ち退き移送を要し、町において対処できない場合、町長は、県に対し応援要請を行うこととします。

（５）避難路の確保

避難路は、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害の発生のおそれのある場所を避けて設定します。警察官及び道路管理者は、避難路上にある障害物の排除に努め、円滑な避難の実施を図ります。

（６）避難の後の警備等

避難後における町民の財産等の保護は、避難者の民生安定に直接関わるため、その対策は、警察署等と協議のうえ、警察官又は町長の指定した方がこれにあたります。また、避難所における秩序保持も同様に実施します。

第８　警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定します。

（１）警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内　容（ 要　件 ）	根 拠 法 令
町　　長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
県 知 事	災害全般	災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第 73 条
警察官又は海上保安官	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合、町長若しくは町長の職権を行うこととします。町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条第２項
警 察 官	火　災 洪水、高潮	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。 水防上緊急の必要がある場合において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき。	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条 水防法第 21 条第２項
消防吏員又は消防団員	火　　災	火災の現場	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場合	水防法第 21 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛隊	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長若しくは町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	災害対策基本法第 63 条第３項

（２）警戒区域設定の注意事項

○ 町長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第１項の規定に基づいて、町の吏員に委任することができます。
○ 警戒区域内への立入禁止、当該町民の退去措置等の方法については、関係機関と協議して定めておきます。
○ 実際に警戒区域を設定した場合は、なわ張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておきます。

第９　避難所の開設

（１）基本方針

町は収容を必要とする被災者の救助のために避難所を開設するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、町民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じます。

避難所の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違いのほか、プライバシーの保護にも十分配慮します。

（２）避難所の開設

町は、避難が必要になった場合、直ちに避難所の被害状況を早急に把握するとともに、避難所を開設し、設置場所等を速やかに町民に周知するとともに、円滑な避難生活が行えるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じます。

○ 町民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設を検討します。
○ 特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めます。
○ 福祉避難所においては、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示します。
○ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めます。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努めます。

（３）設置場所

町は、「町地域防災計画」に定めた場所に避難所を設置します。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用します。

（４）収容対象者

避難所で避難生活をする方は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある方で、居住する場所を確保できない方とします。

（５）設置期間

災害救助法及び同法施行令による救助の期間は、災害発生の日から７日以内とします。

ただし、気象情報等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、町長は県と協議の上、設置期間を決めます。

（６）避難状況の報告

町は、次の事項について、県に連絡するとともに、警察署、自衛隊等関係機関に連絡します。

○ 避難所開設の日時及び場所
○ 避難所の開設数及び収容人員
○ 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県に依頼します。

≪資料編：避難場所≫

第 10　避難所の運営

（１）避難所の運営

避難所の運営は、関係機関、自主防災組織及びボランティア団体等の協力により、町が適切に実施します。

○ 町は、自主防災組織や学校等避難所施設の管理者の協力を得て避難所を運営します。
○ 避難所の運営を行うために必要な町職員等を配置します。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請します。
○ 避難所での生活に配慮が必要な方のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。
○ 町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要配慮者の社会福祉施設等への移送に努めます。
○ 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るように努めます。
○ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県を通じて国と共有するよう努めます。
○ 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。
○ 避難者の健康管理、プライバシーの保護や男女のニーズの違い等多様な視点に配慮した避難所の運営に努めます。
○ 女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとします。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとします。

○ 避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請することとします。
○ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等への移動を避難者に促します。
○ 避難生活に不足する物資の調達を行います。
○ 町は、避難者の総合的な相談窓口の開設又は巡回相談等を実施します。なお、男女のニーズの違いに配慮し、女性の相談員による相談も実施します。
○ 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等による、避難所の早期解消に努めます。
○ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難者の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行うこととします。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和等について配慮します。
○ 被災後、心的外傷後ストレス性障害（ＰＴＳＤ）等、被災者の心理的な障害について専門的なカウンセリングなどによる負担軽減策に努めます。
○ 避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。
○ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のゲージ等の確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。
○ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、入口でのスクリーニングをはじめ、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。
○ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めます。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有します。
○ 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めます。
○ 避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援します。

（３）広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所等の借受が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の

市町村への避難については県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

○ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。

○ 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めます。

（２）避難所における町職員等の役割

○ 町職員等

避難所に配置された町職員等は、自主防災組織等の協力を得て活動を行うこととします。

○避難所の所有者又は管理者の役割

町が設定した避難所を所有し又は管理する方は、避難所の開設及び避難した町民に対する応急の救護に協力することとします。

第 11　要配慮者の避難

避難活動にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、避難所における健康状態等について聴き取り調査を行い、その実態把握に努めます。

また、避難者の障がいや身体の状況に応じて、必要な場合は、避難所から適切な措置を受けられる施設への移送、被災地外への避難等が行えるよう配慮します。

第 12　帰宅困難者対策

災害発生時において、帰宅が困難な通勤・通学者、出張者、旅行者等に対して配慮した災害応急対策の実施を定めます。

（１）被災した帰宅困難者の迅速な把握に努めます。

（２）町は、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対して必要な情報を提供します。

（３）代替交通手段を確保し、帰宅が可能な方については、できる限り帰宅させる方向で対処します。

（４）徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難な方に対しては、旅館やホテルの借り上げ等による一時的な避難所の手配に努めます。また、これらの人々に対し、可能な限り、一般住民と距離を置き、分散させず一か所に収容するよう配慮します。

（５）外国人旅行者については、扱いは国内旅行者と同様であるが、言葉のコミュニケーションギャップから、孤立によるストレスが大きくなるため、ボランティアに通訳を依頼するなどの配慮に努めます。

第９節　災害拡大防止活動

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施します。

第１　消防活動

火災の迅速な鎮火のために、町はもとより、町民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、消防機関は、他の機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組みます。

県に対しては、消防防災ヘリコプターを用いた消火活動支援を要請します。

（１）消火活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があり、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防署、消防団の全機能をあげて、消防活動を行うこととします。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行うこととします。

○ 出火防止活動及び初期消火の徹底

町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して消火活動を行い、火災の拡大を防止します。特に、危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努めます。

○ 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難場所及び避難路確保の消防活動を行うこととします。

（２）応援の要請

火災が発生し、町の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第 39 条）を速やかに行うこととします。

また、大規模災害等により大規模な被害が発生し、非常事態における消防庁長官等の措置要求等（消防組織法第 44 条）により、他県より消防の支援又は応援がある場合、県の受援計画（緊急消防援助隊要綱）に基づいた受入体制を整えます。

（３）町民及び自主防災組織の活動

○ 火気遮断の呼びかけ、点検等

家庭等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の呼びかけを行うとともに、その点検・確認をします。

○ 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して、初期消火に努めます。

○ 消防隊への協力

消防隊が到着した場合は、消防隊の長の指示に従います。

第２　水防活動

地震を原因とする津波及び洪水への対応は、水防活動を行う方の安全に配慮しながら、「黒潮町水防計画」に準じ必要な措置を実施します。

第３　人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、「人命救助活動」の妨げとなる行為や活動は、規制をするなどの措置を講じます。

人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とします。

災害発生時の人命救助活動は、地域の町民や自主防災組織が率先して実施することに努めることとします。

また、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めます。

（１）実施体制

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として町長が行うこととします。ただし、災害救助法が適用されたときは県知事が行いますが、県知事の委任に基づき、町長が行うことができます。

（２）救出活動

○ 対象者

・ 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある方
・ 災害のため生死不明の状態にある方

○ 救出隊の設置

・ 救出隊の人員は、災害の規模により、町長が指示します。
・ 救出隊は、消防本部の協力を得て消防団員をもって構成します。

○ 救出の方法

・ 被災者の救出作業は緊急を要するため、直ちに救出隊を編成し、救出作業にあたります。
・ 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、消防署、自衛隊、警察署、高知海上保安部、その他防災関係機関の協力を得て救出にあたります。
・ 救出後は速やかに医療機関への収容等、救出者の救護にあたります。

○ 救出活動

・ 捜索は発見のみにとどまらず、水害時の河川、海中にある方を岸辺に、また、交通事故等により救出を要する方を収容します。

・ 救出された方を収容し、医療等を要する場合は、町内の病院、その他近くの病院等へ収容し、救護措置を行い、また、死亡と確認された方については、警察官において検死を行った後、町長が指示する場所へ転送し、遺体の処理を行うこととします。

（3）救急活動

○ 対象者

災害により負傷し、又は救護・治療を要し、医療機関等へ搬送すべき方又は現場で応急処置を行う必要のある方。

○ 救急の方法

救急搬送にあたっては、負傷者の状況、救護所・病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送できるようにしておきます。

（4）関係機関への応援要請等

町長は、救出活動の実施が困難な場合、関係機関に応援等を要請します。

○ 広域消防応援要請
○ 自衛隊派遣要請依頼
○ 他市町村への応援要請

（5）自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等は、組織内の被害状況を迅速に把握し、負傷者等の早期発見を行い、救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努めます。

自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し、早期救出を図ります。

また、救出を行うときは、可能な限り、消防機関、警察と連絡をとり、その指示を受けます。

第４　被災宅地の応急危険度判定

町は、実施本部を設置し、被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに基づいて判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県に派遣要請など支援を要請し体制を整備します。町は、判定実施計画に基づき、応急度危険度判定を実施します。

第５　被災建築物に対する応急危険度判定

町は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県に派遣要請など支援を求め体制を整備します。

町は、判定実施計画に基づき、応急危険度判定を実施します。

第 10 節　火災及び事故災害対策

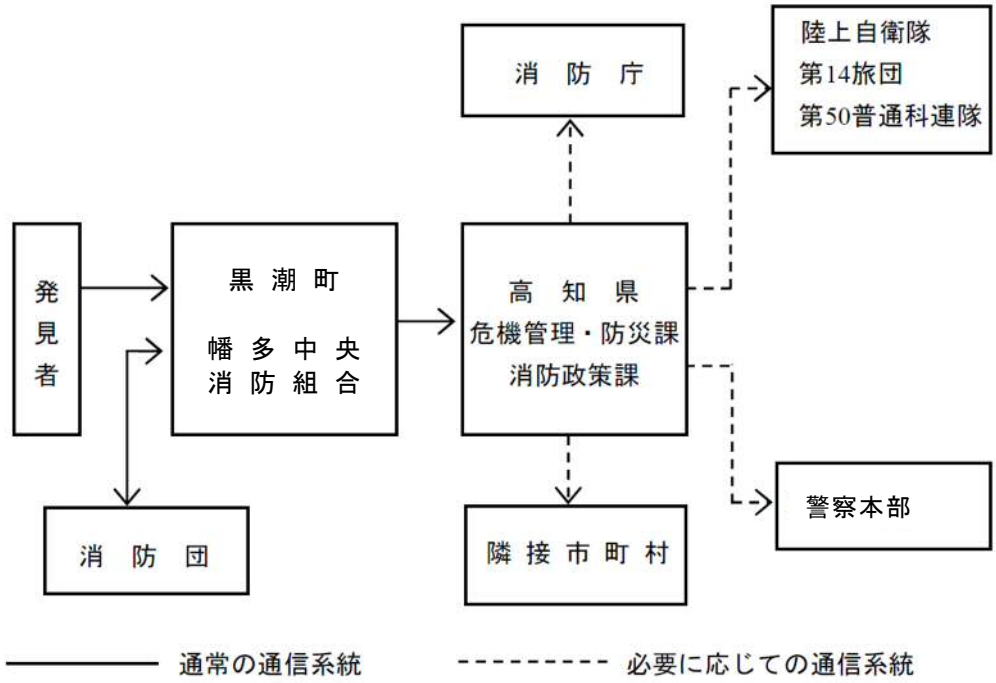
第 1　火事災害の応急対策

大規模な火災が発生した場合において、町は、県や防災関係機関と相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施します。

（1）情報の収集と伝達

○ 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
○ 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

大規模な火事災害時の通報・通信系統図



（2）消火活動等

○ 町及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施します。

◇警察署等と連携した火災防御活動
◇現地指揮本部の設置

○火災が拡大し、町単独での消火が困難なときに応援要請をします。

◇県への空中消火の要請
◇他の市町村への応援要請
「高知県内広域消防相互応援協定」及び市町村間の協定
◇消防庁長官への応援要請
「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」
「緊急消防援助隊要請要綱」

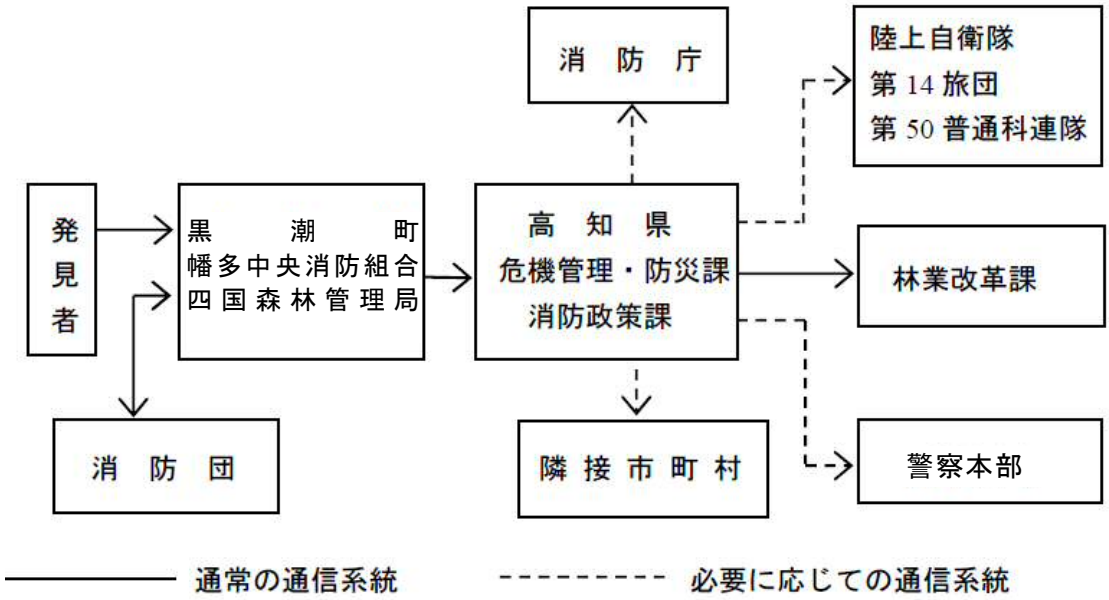
第２　林野火災応急対策

林野火災が発生した場合において、町は、県や防災関係機関と相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施します。

（１）情報の収集と伝達

○ 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
○ 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

林野火災時の通報・通信系統図



（２）消火活動等

○ 町及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施します。

◇警察署等と連携した火災防御活動
◇現地指揮本部の設置

○火災が拡大し、町単独での消火が困難なときに応援要請をします。

◇県への空中消火の要請
◇他の市町村への応援要請
「高知県内広域消防相互応援協定」及び市町村間の協定
「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」
◇消防庁長官への応援要請
「緊急消防援助隊要請要綱」

（3）二次災害の防止活動等

○ 町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険個所の点検等を行います。

○ 町は、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行います。

第３　重大事故発生時の町の措置

突発的な重大事故に対応するため、町のとるべき基本的な措置を予め定め、事故発生時には状況に応じ、町が役割を果たすものとします。

○ 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置
○ 死傷者の捜索、救出、搬出
○ 災害現場の警戒
○ 関係機関の実施する搬送等の調整
○ 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請
○ 死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理）
○ 身元不明死体の処理

第４　道路災害応急対策

○ 道路管理者及び交通管理者は、速やかに被災者の避難誘導、交通規制などの必要な措置を講じます。

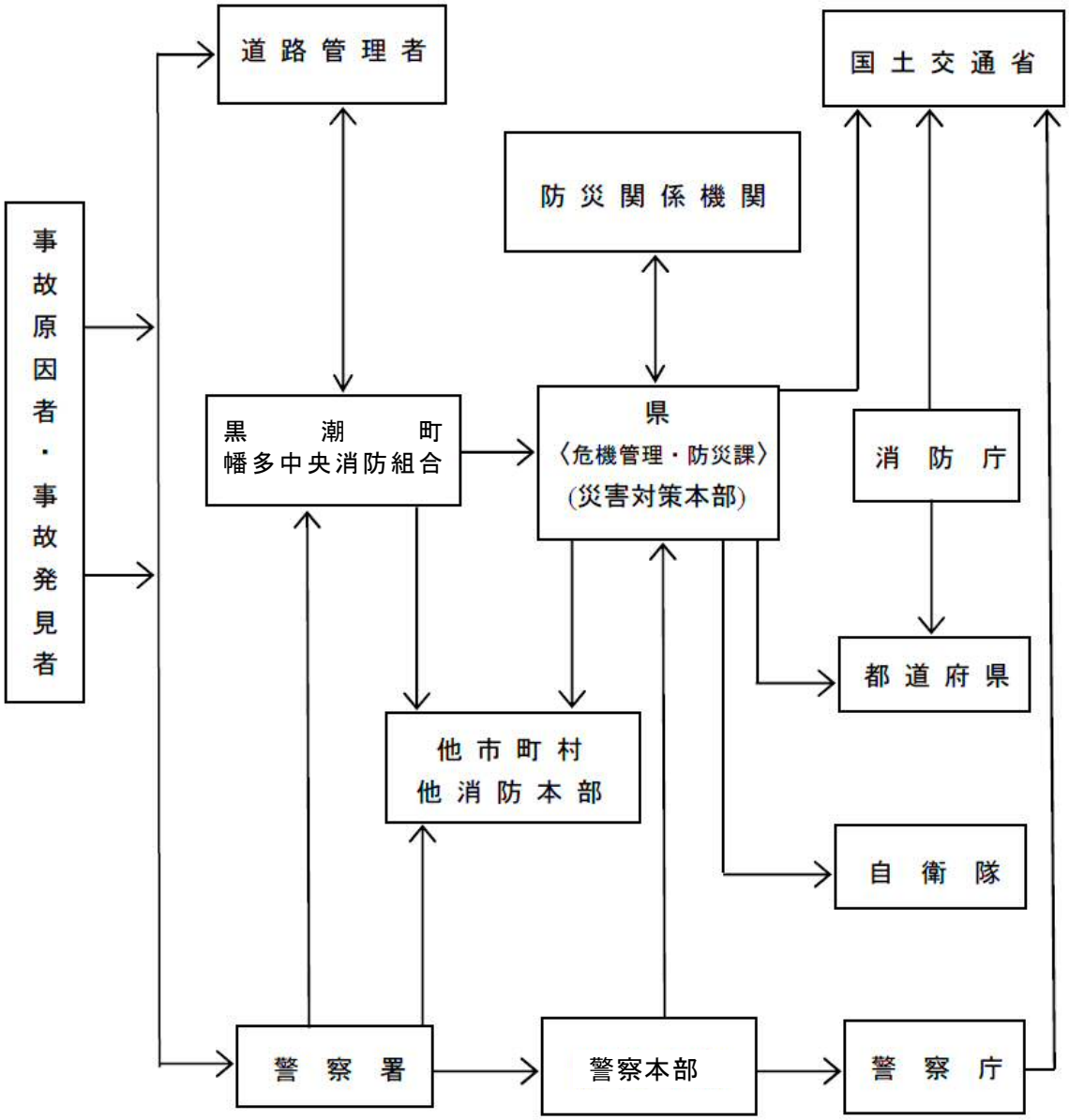
○ 道路管理者及び交通管理者は、危険物等の排出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や町民の避難誘導などの必要な措置を講じます。

○ 道路管理者及び交通管理者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動に協力します。

○ 道路管理者及び交通管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努めます。

○ 道路管理者及び交通管理者は、災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者へ伝達します。

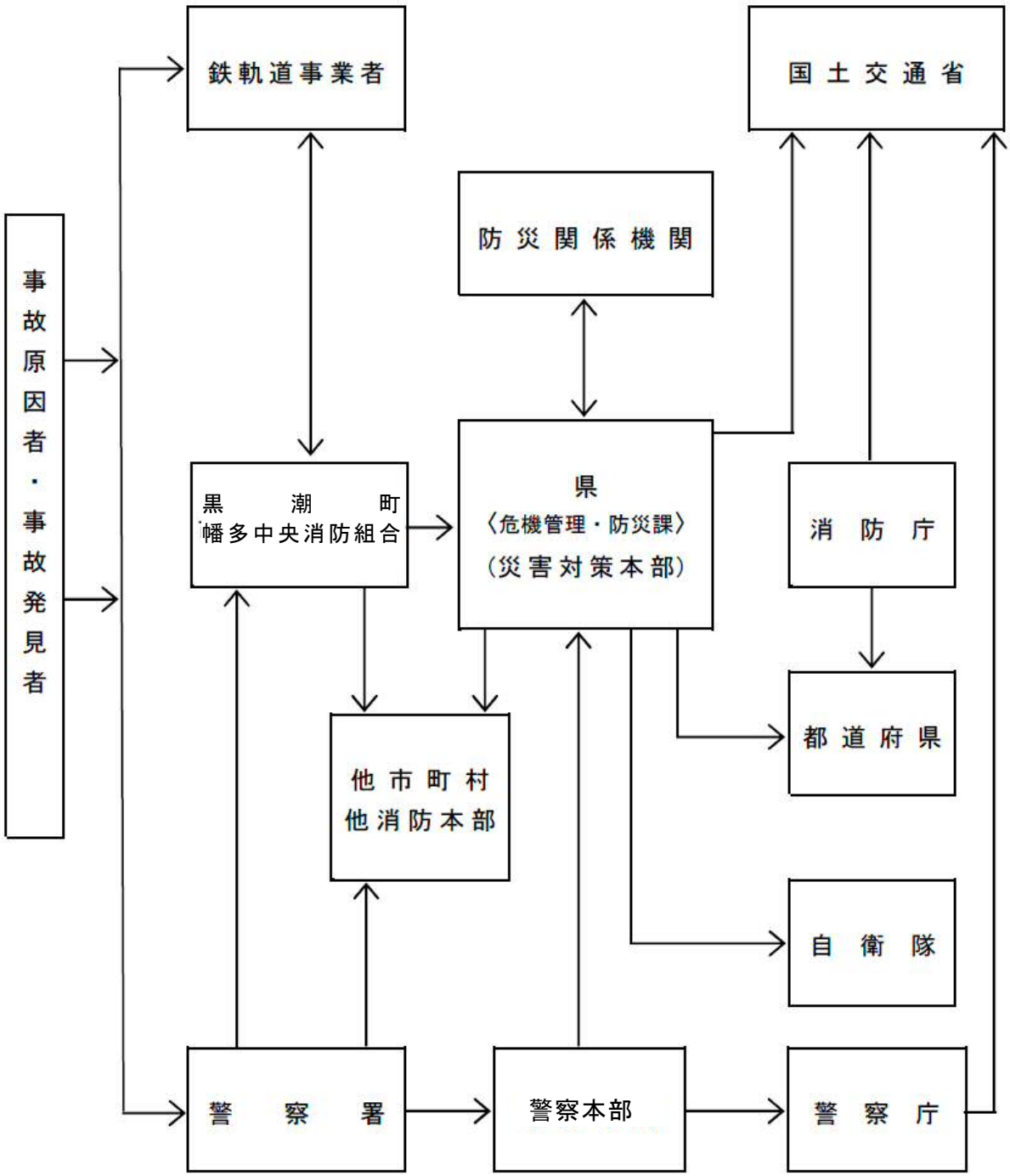
被害情報等の収集伝達系統



第５　鉄道災害応急対策

○ 町は、状況に応じ、第３に定める応急対策を実施します。

被害情報等の収集伝達系統



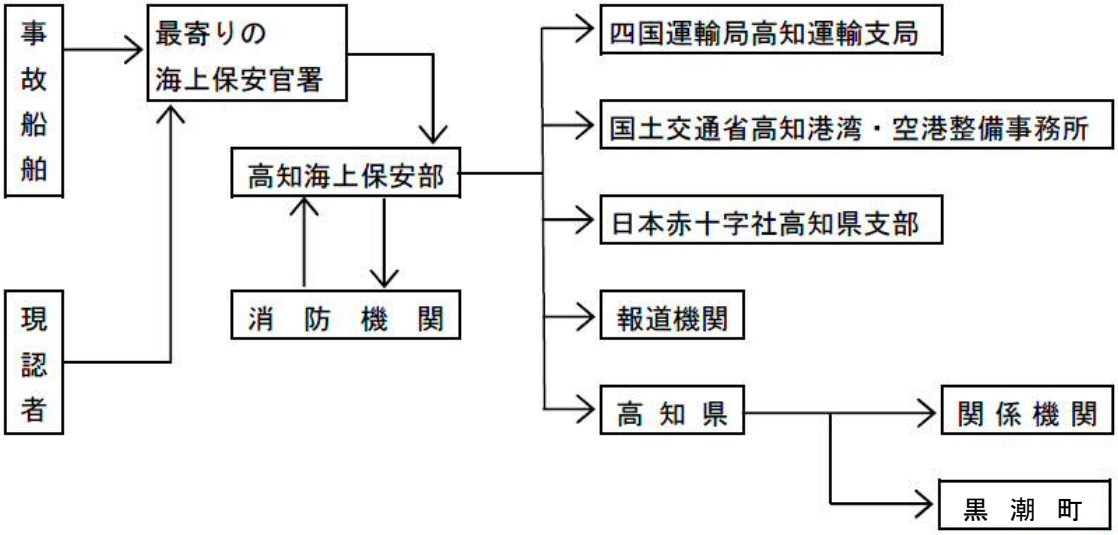
第 6　海上災害応急対策

海上における船舶の衝突、転覆や火災等の海難事故の発生による多数の遭難者の発生や排出油等災害に対し、町は次のように応急対策を行います。

（1）人身事故等の場合

○ 沿岸海域を中心とする捜索活動
○ 沿岸海域を中心とする救助･救急活動
○ 負傷者の医療、救護措置
○ 県に対する医師等の派遣要請
○ 消火活動
○ 県内の他の消防機関の応援要請
○ 県に対し、他府県の消防機関の応援要請
○ 自衛隊の災害派遣要請の県への要求

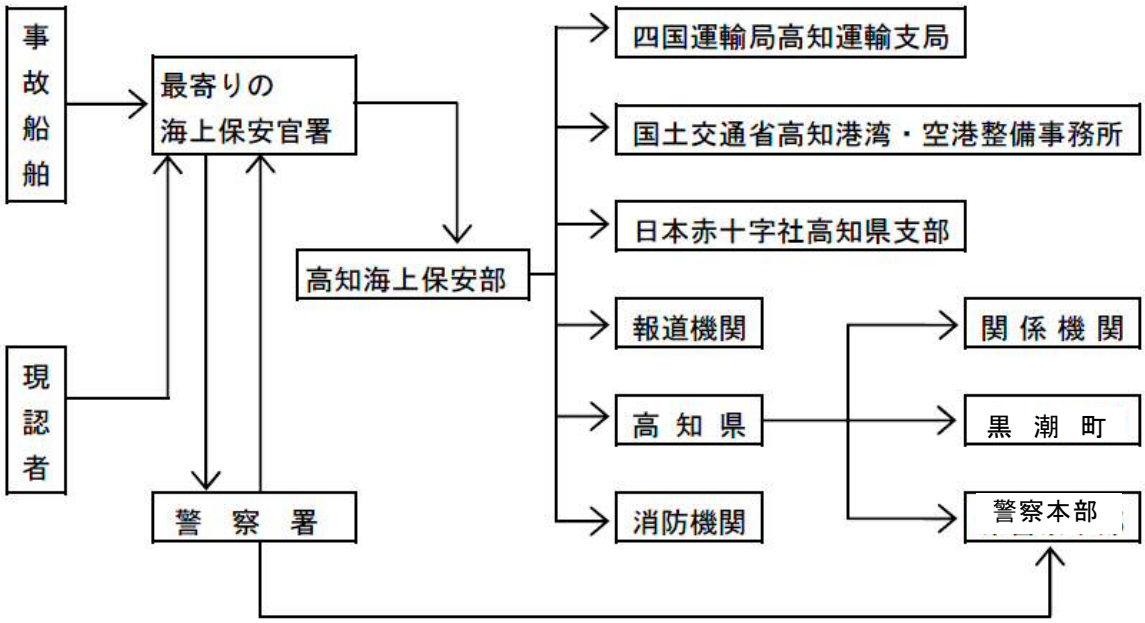
通報連絡系統



（2）排出油等災害の場合

○ 排出油等防除活動マニュアル（高知県排出油等防除協議会策定）による対応
○ 漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測に関する情報の収集
○ 必要な油防除資機材の調達
○ 防除措置の実施
○ 県と連携した漂着油の回収作業の実施
○ 漂着油の回収作業を行う場合､回収作業従事者に健康管理上の注意事項の周知
○ 必要に応じ、現場作業者の健康相談を実施する等の対策の実施
○ ボランティア活動のための拠点の提供や必要な資機材の貸し出し

通報連絡系統



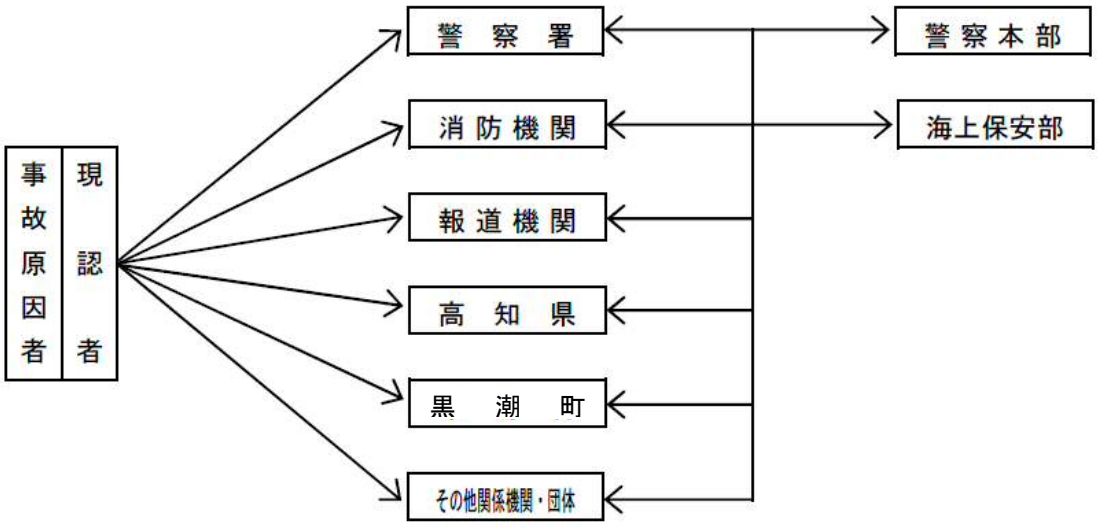
第７　陸上における排出油等災害応急対策

○ 事故原因者及び消防機関等の関係機関は、排出油等の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講じます。

○ 排出した油が海上に達したとき又はそのおそれがある場合は、最寄りの海上保安官署に通報し、連携して対策を実施します。

○ 町は排出した油により、町民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施します。

通報連絡系統



第８　危険物等災害応急対策

（１）危険物災害応急対策

○ 町は、関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行います。

○ 町は、施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため自衛消防隊組織による 災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施します。

○ 施設管理者は、町に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告します。

○ 施設管理者は、速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行います。

○ 施設管理者は、消防機関の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行います。

○ 施設管理者は、大量の危険物が河川、海等に排出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の排出を最小限に抑える措置を講じます。

（２）高圧ガス災害応急対策

○ 町は、施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施します。

○ ガス施設管理者は、町及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告します。

○ ガス施設管理者は、速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行います。

○ ガス施設管理者は､消防機関の到着に際しての車両誘導等を行うとともに施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施します。

（３）火薬類災害応急対策

○ 町は、施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施します。

○ 施設管理者は、町及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告します。

○ 施設管理者は、速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行います。

（４）毒物・劇物災害応急対策

○ 町は、施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施します。

○ 施設管理者は、町及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告します。

○ 施設管理者は、速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行います。
○ 施設管理者は、毒物・劇物等を安全な場所に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、安全な防火の措置を講じます。

第11節　原子力事故災害応急・復旧対策

第１　応急対策

（１）情報伝達

○ 町は、原子力事故災害に関する情報を、県から速やかに報告を受けます。

○ 町は、町民等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報伝達手段を活用して、原子力事故災害に関する状況や屋内退避等の指示など、必要に応じて、速やかに伝達します。

(2) 防護活動

○ 町は、県から要請を受けた場合、町民等への屋内退避又は避難等の指示を行います。この場合、町は、屋内退避や避難を要する区域の決定や避難先、その他必要事項について、県と調整を行います。

○ 町は、県が必要と認めた場合に実施する、町民等へ安定ヨウ素剤を配布、服用の指示の実施に協力します。

○ 町は、県から助言や必要な支援を受け、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人、その他災害時要配慮者について十分に配慮した応急対策活動を実施します。

（３）町民等の健康被害

○ 町は、町民からの相談や問合せが想定されるため、県と連絡を密にして情報の一元化を図ります。

（４）広域的な避難対策と支援要請

○ 町が県内の他の市町村への避難が必要と判断した場合は、避難について、受入先となる市町村と、直接協議をします。

○ 町は、他の市町村への避難について、地震、津波など複合災害による通信手段の途絶、役場機能の喪失等のため、緊急を要すると判断したときは、県に受入先となる市町村との協議の代行を要請します。

○ 町は、県外への避難が必要と判断した場合、避難に関し、県に対して他の都道府県と協議するよう求めます。

○ 他県から避難者受入れの要請があった場合、町は県と調整のうえ、避難所の開設又は避難者用住宅の提供を行います。

○ 町は、住居や生活、医療、教育、介護など避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行います。

（５）物資調達と供給活動

○ 町は、備蓄物資及び調達した物資について、被災者への供給を行います。

（６）県内産品の検査と観光対策

○ 町は、県や国や及び各関係機関との協力のもと、迅速に採取、出荷の自粛及び規制を行い、適正な流通を確保します。

○ 町は、検査、測定結果について、速やかにかつ分かりやすい形で、ホームページ等様々な広報媒体や報道機関を通じて公表するとともに、各観光施設においても情報発信できるよう情報提供を行います。

○ 避難等により、観光施設を閉鎖する場合であっても、継続的な情報発信による広報活動を行います。

第２　復旧対策

（１）町民等の健康対策

○ 町は、町民等の健康に対する不安を払拭するとともに、メンタルヘルスケアの必要性も考慮し、対象とする地域を選定して、県及び医療機関を始めとする関係機関と協力して、地域の住民等を対象とする健康相談を実施します。

（２）除染及び汚染廃棄物の処理

○ 町は、国が示す除染基準や、放射性物質により汚染された廃棄物の処理方針に沿って、国や県と協力し、必要な除染作業や汚染廃棄物の処理を行います。

○ 町は、県から要請があった場合、汚染廃棄物の処理について支援します。

（３）広域的な避難対策と支援

○ 町は、県と協力して、町域を越えての避難者及び県外からの避難者について、健康調査やメンタルヘルスケア及び生活上の困難等について、継続的に聞き取り調査等を行い、必要な支援を行います。

○ 町は、県から避難の解除の要請があった場合、避難の解除を行います。

第 12 節　緊急輸送活動

緊急輸送は、町民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を復旧の各段階に応じて的確に行うこととします。

第１　活動に必要な人員及び物資の輸送

（１）第１段階

○ 救助・救急活動
○ 医療救護活動
○ 消防・水防活動
○ 国及び地方公共団体の応急対策活動
○ ライフライン事業者の応急復旧活動
○ 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動

（２）第２段階

○ 第１段階の継続
○ 給食・給水活動
○ 負傷者等の被災地外への輸送活動
○ 輸送施設の応急復旧活動

（３）第３段階

○ 第２段階の継続
○ 復旧活動
○ 生活救援物資輸送活動

第２　鉄道輸送

鉄道による輸送においては、土佐くろしお鉄道株式会社と協議します。

第３　陸上輸送

（１）実施体制

被災者、災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、それぞれの機関において行うこととします。

ただし、実施機関が地域内で処理できないときは、町長は、県に車両の応援等を要請します。

（２）緊急輸送路の確保

町は、県が選定した緊急輸送路につながる町道の啓開を最優先で実施し、緊急輸送路の確保に努めます。

（３）輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次の事項に配慮して行うこととします。

○ 人命の安全
○ 被害の拡大防止
○ 被害応急対策の円滑な実施

（4）緊急輸送の実施

○ 輸送車両等の調達

・ 町保有車両の把握

町は、輸送活動に調達可能な町保有車両の状況について把握するとともに、町長の指示に基づき、町保有車両を総合的に調整し、配分します。

・県又は他の市町村に対する調達及び斡旋の要請

町は、緊急輸送の応援が特に必要なときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し、調達、斡旋を要請します。

・輸送区間及び借上期間
・輸送人員又は輸送量
・車両等の種類及び台数
・集結場所及び日時

○ 緊急通行車両の確認等

緊急輸送に当たっては、県知事又は公安委員会が発行する標章及び証明書の交付を受け提示又は携帯させます。

第 4　海上輸送

（1）緊急を要する輸送がある場合、県を通じて海上保安部及び予め締結している協定に基づき関係機関等において実施します。

（2）四国運輸局高知運輸支局を通じて海上輸送業者の所有船を活用します。

（3）港湾管理者・漁港管理者等は、緊急輸送のため、岸壁を確保します。

（4）町及び県は、陸揚げ等に必要な人員を確保します。

第 5　航空輸送等

（1）最も緊急を有する輸送や地上輸送が不可能な場合は、県に要請し、ヘリコプター輸送を行うこととします。

（2）町は、ヘリコプターの離発着が可能な箇所の情報を整理します。

第 6　自衛隊による輸送

陸・海・空の自衛隊の保有する航空機、車両、船舶は、緊急輸送活動の要請に基づく実施を県に要請します。

第 7　広域輸送拠点の確保

輸送活動を円滑にするために、必要に応じて県は広域輸送拠点を、町は地域内輸送拠点を開設し、その周知徹底を図ります。

第 8　緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図ります。

第 13 節　交通確保対策

災害時における交通の混乱を防止し、災害対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど、陸上交通の確保に努めます。

第 1　交通規制等

（1）緊急通行車両の確認手続き

○ 町の保有する災害対策用車両については、「緊急通行車両の事前届出制度」による届出済証を警察署等に持参し、災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する標章及び証明書の交付を受けます。

○ 町の行う応急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両については、町が車検証等必要書類を警察署に持参し、手続きを行います。

（2）道路管理者、港湾管理者、漁港管理者の措置

道路管理者は、早急に道路の被害状況を把握するとともに、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険と認めた場合は、道路法第 46 条の規定に基づき、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて交通規制を行うことができます。

また、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両等の移動等を命じます。

運転者等がいない場合等においては、管理者自ら車両等の移動等を実施します。

措置にあたっては、災害対策基本法に基づくものとします。

（3）交通規制時の車両の運転者の義務

通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法第 76 条の 2 の規定に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車するものとします。

第 2　施設の応急復旧等

（1）道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行うこととします。

（2）道路施設の復旧

道路管理者は、建設協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた、効果的な復旧を行うこととします。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行うこととします。

（3）交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して、交通安全施設の応急復旧を行うこととします。

（4）輸送能力確保のための応急復旧

港湾及び漁港管理者、鉄道管理者は、輸送機能を確保するための応急復旧を早急に実施します。

第 14 節　社会秩序維持活動等

大規模災害発生時には、多数の町民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して、地域社会が極度の混乱状態にあるため、町及び警察は、関係機関、団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じます。

第 1　町の活動

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生することを予防するため、町民に対して正確な情報及びとるべき措置等について、呼びかけを実施するなど、以下の活動を行います。

○ 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
○ 被害実態の収集と伝達
○ 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸施策
○ 被災地の各種犯罪の予防
○ 関係機関の行う災害救助及び災害応急措置等に対する支援・協力
○ その他必要な活動

第 2　社会秩序の維持活動

町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し、応急措置又は広報の実施を要請します。

大規模災害発生時には、多数の町民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して、地域社会が極度の混乱状態にあるため、県、警察及び町は、関係機関、団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じます。

また、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行います。

第 15 節　地域への救援活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置します。

必要に応じて町は、他の市町村及び県に応援を要請します。

第１　飲料水の調達、供給活動

（１）飲料水の確保

○ 町水道用水源地

町は、大規模災害が発生した場合は、直ちに水源地（配水地）、ポンプ、連絡管等の異常を調査し、配水量を把握します。

○ 受水槽、プール等

受水槽、小中学校プール等を補給用水源として使用します。この場合、機械的処理（ろ過器等）、薬剤投入を施すなど、安全性に留意します。

（２）備蓄飲料水の供給

断水を伴う災害発生直後に応急的に供給する飲料水は、備蓄飲料水を使用します。なお、不足する場合は、流通備蓄の提供を要請します。

（３）応援要請

町内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して、県等に飲料水の供給を要請します。

○ 給水を必要とする人員
○ 給水を必要とする期間及び給水量
○ 給水する場所
○ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
○ 給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数

（４）応急給水の実施

○ 需要（被害状況）の把握

町は、災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施します。

また、必要に応じ、給水装置工事事業者に応援を求めて、被害調査を行うこととします。

○ 給水目標

被災者に対する給水量は、災害発生後３日間程度は生命維持に必要な水量として、１人１日３ℓ程度とし、４日目以降は水道施設の復旧状況に応じて、必要水量を確保していくものとします。

給水の目標は、次のとおりとします。

災害発生からの日数	目　標　水　量	給 水 の 内 容
災害発生　～３日目	３ℓ／人・日	生命維持のための必要量
～１週間後	３ℓ～20ℓ／人・日	生命維持のための必要量
～２週間後	20ℓ～100ℓ／人･日	炊事・洗濯等の最低必要量
～３週間後	被災前の供給量	通常の生活が可能な必要量

（５）給水方法

飲料水は、高知県福祉保健所等の指示に基づき、次の方法により供給し、又は確保します。

○ 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過器により、浄水して供給します。

○ 応急ろ過装置によるろ過給水

・ 水道施設が損壊した場合は、供給人員、範囲等を考慮したうえ、比較的汚染の少ない地下水の給水拠点を選定し、応急ろ過装置によりろ過した後、消毒を行うこととします。

・ ろ過消毒した水は、給水者又は容器により搬送し、給水します。

○ 給水車・容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源池から給水車又は容器により搬送し、給水します。

（６）仮設共用栓等の設置

災害発生後８日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努めます。その場合の供給水量は、給水目標に準じた水量とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とします。

（７）町民及び自主防災組織等の活動

○ 災害発生後３日間は、貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保するよう努めます。

○ 災害発生後４日目から７日目位までは、自主防災組織等による給水及び町の応急給水により、飲料水を確保します。

○ 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努めます。この場合は、特に衛生上の注意を払います。

○ 町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行うこととします。

（８）給水施設の応急復旧

直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表します。

必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。

第２　食料の調達、供給活動

（１）緊急食料の調達

○ 備蓄食料の供給

災害発生直後で食料の調達が困難なときは、町の備蓄食料を供給します。
町の備蓄食料で不足するときは、県に緊急援護備蓄食料の供給を要請します。

○ 食料の調達方法

・ 米穀等の主食については、知事に米穀取扱業者の斡旋を依頼します。また、災害救助法適用後の災害救助用米穀については知事に調達を要請します。なお、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引き取りに関し、知事の指示を受け得ない場合は、知事と中国四国農政局高知農政事務所長との「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書」に基づき、町長は、高知農政事務所において倉庫を管轄する主管課長及び地域課長又は倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請します。

・ 副食物については、必要に応じ、町内販売業者から調達します。調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めます。ただし、地域内で調達ができない場合は、県知事に斡旋を依頼します。

（２）食料の集積場所

町において調達した食料及び県から支給を受けた食料は、町が指定する集積場所に集め、避難所等への輸送が効率的に行われるよう統括します。

（３）食料の輸送

食料の輸送は町が行うものとします。ただし、町が行うことが困難な場合は、業者等へ協力を要請又は委託して実施します。

県の緊急援護物資については、搬送場所を明示して供給を受けます。

（４）緊急食料の配布

町は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。

配布に当たっては町民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布すよう務めます。また、要配慮者への配布には特に食料の内容に配慮します。

（５）炊出しの実施

災害のために被害を受け自宅で炊飯することができず、日常の食事に支障が起こった場合、臨時的に被災者の食生活を保護するための炊き出しを行うこととします。

○ 町は、町民、自主防災組織、ボランティアなどと協力して炊き出しを実施します。

○ 必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとします。

○ 炊き出し等食品の供給ができないとき又は物資の確保ができず､応援の必要を認めたときは、県及び他の市町村に次の事項を明示し、応援を要請します。

- 調達又は斡旋を必要とする理由
- 必要な緊急物資の品目及び数量
- 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- 連絡課及び連絡責任者
- 荷役作業員の派遣の必要の有無
- その他参考となる事項

○ 食品衛生

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意します。

- 炊き出し施設には、飲料水を十分供給します。
- 供給人員に応じて必要な器具・容器を確保し、備え付けます。
- 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けます。
- 供給食品は、防ハエ、その他害虫の駆除に留意します。
- 使用原料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意します。
- 炊き出し施設は、学校などの給食施設又は集会所等の既存施設を利用します。

（６）町民及び自主防災組織等の活動

○ 食料の確保は､家庭及び自主防災組織等での備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、町に供給を要請します。

○ 自主防災組織は､町が行う食料の供給及び炊き出しの実施に協力することとします。

○ 町民は、必要な食料の確保及び供給に協力することとします。

第３　生活必需品の確保、調達

被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行います。その際には、要配慮者の特性や、男女のニーズ等様々な視点に配慮します。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。

（１）物資供給の対象者

災害により、住家が全壊（全焼)、流出、半壊（半焼）又は床上浸水（土砂の堆積により､一時的に居住することができない状態になったものを含む｡)若しくは、船舶の遭難等により、生活上必要な家財を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行うこととします。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供与されるよう努めます。

（２）物資の種類

被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとします。

○ 被服、寝具及び身の回り品
○ 日用品
○ 炊事用具及び食器
○ 光熱材料

（３）物資の確保

○ 町は､日本赤十字社高知県支部に生活必需品等の配布を必要に応じ要請します。
○ 町は必要な物資を町内で調達できない場合は、不足分を県に要請します。

第４　医療及び助産

「黒潮町災害時医療救護計画」に基づき、関係機関と連携して医療救護・助産活動を実施します。

（１）医療救護の対象者

医療救護の対象者は次のとおりとします。ただし、軽易な傷病で、家庭救護で対応できる程度の方を除きます。なお、高齢者や障がいのある方など要配慮者及び災害時の異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる方に関する対策は、別に定めることとします。

○ 直接災害による負傷者
○ 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

（２）医療救護の対象者の区分

○ 重症患者　　生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする方
○ 中等症患者　多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする方
○ 軽症患者　　上記以外の方で医師の治療を必要とする方

（３）医療救護施設の設置

町は、医療関係機関の協力を得て、あらかじめ、応急措置等を行うための医療救護所と、重症者等の収容と治療にあたる救護病院を指定します。なお、診療所又は避難所として指定した学校等を指定する場合は、当該施設の管理者にあらかじめ協議するこことします。

（４）医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品等が不足した場合、医療救護所及び救護病院は町災害対策本部に供給を要請するものとします。災害対策本部は、要請があった医薬品等を供給するための調整を行うこととします。

第５　消毒・保健衛生

（１）消毒活動

○ 被災地域の衛生状態を把握します。
○ 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
○ 県の指示を受け、清掃、消毒及びねずみ族・昆虫等の駆除の実施等、迅速適切に防疫活動を実施します。
○ 浸水地域においては、被災後速やかに、状況に応じた防疫活動を行うこととします。
○ 飲料水の消毒及び衛生指導を行うこととします。
○ 防疫薬品が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請します。
○ 感染症が集団発生したときは、県知事の指示に基づき、臨時の予防措置を行うこととします。
○ 災害の発生による被害のため、防疫機能が著しく阻害され、町が行う防疫業務が実施できないとき、又は不十分なときは、県に代執行を要請します。

（２）保健衛生活動

○ 被災地域の住民の健康状態を把握し、心のケアを含めた対策を行います。
○ 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
○ 関係機関の協力を得て、保健活動を実施し、要配慮者については、その特性に配慮します。
○ 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行います。
○ 避難所における高齢者や障がい者等の生活機能の低下の防止等を図るため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣します。
○ 防疫の種別と方法

・ 検病調査と健康診断

町は、避難所、冠水地域、その他衛生条件が悪い地域を報告し、高知県福祉保健所が実施する検病調査及びその結果に基づく健康診断に協力することとします。

・ 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、県と打ち合わせて臨時予防接種を実施します。

・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という）第 27 条第２項の規定により、県知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、町は県知事の指示に基づき、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所等、感染症の病原体に汚

染された場所又は汚染された疑いのある場所について、消毒を実施し、又は県に消毒を要請します。

○ ねずみ族・昆虫等の駆除

感染症予防法第 28 条第２項の規定により、県知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、町は、県知事の指示に基づき、県知事が指定した区域について、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施し、又は県に駆除を要請します。

○ 汚染された飲食物等の物件に係る措置

感染症予防法第 29 条第２項の規定により、県知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難と認めるときは、町は県知事の指示に基づき、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、消毒を実施し、又は県に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置を要請します。

○ 生活の用に供される水の供給

感染症予防法第 31 条第２項の規定により、県知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、町は県知事の指示に基づき、県知事が定めた期間中、生活の用に供される水を供給します。

○ 食品衛生活動

町は、高知県福祉保健所の指示、指導のもとに、次のような活動を行うこととします。

・ 救護食品の監視指導及び試験検査

・ 飲料水の簡易検査

・ 冠水した食品関係業者の監視指導

・ その他食料品に起因する危害発生の防止

○ 避難所の防疫指導

・ 避難所の管理者を通じて、自主防災組織等を指導します。

・ 避難者に対しては、少なくとも１日１回、検病検査を実施します。

・ 衣服は日光にさらし、特に必要があるときはクレゾールなどによる消毒とノミ等の発生防止のため、薬剤の散布を実施し、便所、炊事場、洗濯物などの消毒、クレゾール石けん液、逆性石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導します。

○ 給食従事者は、できるだけ健康診断を終了した者を充て、専従します。

○ 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、町が保有するものを使用して行いますが、町保有分で不足するときは、県及び他の市町村等関係機関に協力を要請します。

○ 報告

・ 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織等の協力を得て被害状況を把握し、その概要を電話等により、高知県福祉保健所へ報告します。

・ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、その概要を電話等により、高知県福祉保健所へ報告します。

（3）健康相談等

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策は、高知県福祉保健所と協力して実施します。

○ 健康相談の実施

・ 巡回相談・家庭訪問

町は、被災者の健康管理を行うため、高知県福祉保健所と協力して、保健師による巡回相談及び家庭訪問を行うこととします。

・ 町民との連携

町は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、高知県福祉保健所の助言に基づき、福祉関係者や医師、民生委員、町民との連携を図るためのコーディネートを行います。

○ 栄養相談の実施

・ 栄養相談

町は、高知県福祉保健所と協力して避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため、栄養相談を実施します。

・ 被災者の栄養バランスの適正化を支援

避難所解消後において被災者の食の自立が困難な場合は、栄養相談を継続するとともに、栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援します。

○ こころのケア

町は、災害時における精神的不安に対応するため、精神科医や高知県福祉保健所等と協力し、相談窓口の設置を行うよう務めます。

（4）町民の活動

町民は、自主的に次の活動を行うこととします。

○ 住宅内の汚染物の清掃、消毒等。

○ 避難所等における良好な衛生状態の維持。
○ 手洗い、消毒の励行。
○ 食品関係営業者においては、自主管理の強化。

第６　災害廃棄物処理等

「黒潮町災害廃棄物処理計画」に基づき、関係機関と連携して災害廃棄物処理を実施します。

（１）し尿の処理

○ 応急対策活動

・ 被害状況の把握

町はし尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を早急に把握します。

・ 下水道施設、し尿処理施設の応急復旧

速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努め、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、町民に対して、素掘り、仮設便所等で処理するよう指導します。

また、し尿処理計画を作成し、町民及び関係者に周知します。

○ 仮設便所の設置及び汲み取りの優先度

町は、大規模な災害が発生したときは、貯留式仮設便所を設置するよう努め、設置場所については、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水を汚染しない場所を選定します。また、設置及び汲み取りは大規模避難所、集合住宅、住宅密集地を優先的に行います。

仮設便所の調達は業者から行うこととしますが、不足するときは、県の緊急援護物資の供給を要請します。

○ し尿の収集

・ し尿の収集は、被災後必要がある場合、直ちに許可業者により行うこととします。

・ 被災地域が処理能力に比し広範囲にわたる場合は、早急に各戸の便所の使用を可能にするため、応急措置としては、便槽内容の１／５～１／４程度の汲取りを全戸について実施するよう検討します。

○ し尿の処理

し尿は、基本的にし尿処理場において処理します。処理施設に被害が生じたときは、早急に復旧させ、支障が出ないよう努めます。支障のある場合は、県又は他の市町村に処理を要請します。

（２）生活系ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物の処理

○ ごみの収集

・ 被害状況から災害時の生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物の量を想定します。

・ 人員の確保、物資の調達に努め、可能な限り早急に収集を開始します。

・ 収集体制が不十分な場合は、他の市町村等及び県へ協力要請を行うこととします。

・ 生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物処理計画を作成し、町民及び関係者に周知します。また、貼紙や広報車等を使用し、収集の曜日、収集する品目、ごみ集積場所の位置、注意事項（分別の徹底など）を広報します。

○ ごみの処分

・ ごみの処分は、ごみ処理施設で行うほか、埋立てなど、環境衛生上支障のない方法で行うこととします。

・ 収集量に処理量が追いつかないとき等には、場内に仮置きを検討すると同時に、可燃物は早期に他の市町村等に協力を求め、不燃物は廃棄物処理業者による域外処理を考慮します。

・ がれき等災害廃棄物を仮置きすることを想定し、分別した仮置き場を確保しておきます。

・ 廃棄物処理には危険物等が含まれることが想定されるため、関係者の安全確保を行います。

○ 町民及び自主防災組織等の活動

・ 自分で処理できるものは努めて処理し、又はリサイクルに努め、自分で処理できないものは、指定された最寄りのごみ集積場所へ搬出します。

・ ごみ排出については、分別を厳守します。

・ 仮集積場所のごみの整理、流出の防止等の管理を行うこととします。

（３）がれき・残骸物の処理

家屋等や建物、構築物等の倒壊、又は倒壊建物等の解体撤去に伴い発生する多量のがれき等の災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に努めます。

○ 被害状況から災害時のがれき等の量を想定します。
○ 処理に必要な人員、物資を算定し、調達します。
○ がれき等処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
○ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬します。また、選別、保管できる集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分場までの処理ルートの確保を図ります。
○ 損壊した建設物の残骸等、持ち運びの困難なものを集積場所及び処理場に運搬します。
○ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請します。
○ 応急活動は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの粉砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図ります。また、アスベスト等の有害な廃

棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を行うこととします。

（４）住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等（障害物）の除去

○ 居室、炊事場、玄関等に運び込まれた障害物の除去を行います。

○ 必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て実施します。

ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行います。

第７　遺体の検案等

「黒潮町遺体対応マニュアル」に基づき実施します。

（１）遺体の捜索

町は、警察、海上保安部の協力のもと遺体を捜索します。

○ 遺体の捜索は、災害により行方不明になった方のうち、災害規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される方の捜索を行うこととします。

○ 遺体の捜索活動は、町災害対策本部及び警察が相互に連絡を密にして実施するものとし、防災関係機関及び地元自主防災組織等の協力や車両、船艇、機械器具の借り上げ等可能な限りの手段、方法により、早期収容に努めます。

○ 遺体、行方不明者の捜索中、遺体を発見したときは、警察等に届出るとともに、関係法令の定めるところにより必要な措置を行うものとします。

○ 遺体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合には、県から高知海上保安部、自衛隊へ捜索の要請をします。

○ 行方不明者の届出のあった際は、行方不明者の住所、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し、記録します。

○ 届出のあった方については、前号の事項を記録した書面で、県に通知します。ただし、状況により書面を持って通知することが困難な場合は、防災行政無線等により連絡します。

（２）遺体の処理

災害発生後、遺体の処理に要するドライアイス、柩等の資機材を業者から調達します。資機材等の調達が困難な場合は、県に斡旋を要請します。

（３）遺体の収容、安置

○ 身元確認

警察、地元自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

○ 遺体収容（安置）所の開設

寺院、公共建物又は公園等、遺体収容に適当な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設します。ただし、遺体収容のための適当な施設がないときは、天幕等を設置し、これを開設します。

遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品等必要材料を確保します。

（４）遺体の検案

○ 検案の実施

遺体の検案は関係法令に基づき、原則として警察の検視班の指示により町の設置する検案所で実施します。迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行うこととします。身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとします。

○ 遺体の一時保存

遺体の身元の識別又は火葬等が行われるまでの間、遺体は町の設置する安置所において、一時安置することとします。検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所にします。

○ 遺体情報の公表

訪問した遺族が遺体情報を閲覧できるよう遺体情報連絡表を作成し、掲示板に掲示します。

（５）遺体の火葬等

遺体の火葬、仮埋葬及び埋火葬許可に関する手配を速やかに行います。

○ 遺体について､遺族等の引取人が無い場合又は遺族等が火葬等を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行うこととします。

○ 遺族が判明していない場合の遺骨は､寺院等に一時保管を依頼することとします。

また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵することとします。

（６）記録等

町は、遺体の捜索記録、処理及び埋葬に関する書類を保管することとします。

第８　犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、町民等による協力体制を確立します。

（１）町の活動

避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受入れを支援します。

地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。

県が動物救護施設を町内で開設する場合、町は建物又は用地の確保等に協力します。

災害発生時の動物の飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うこととしますが、被災放置された動物の収容にあたり、町は県等と協力して、適切な対応を図ります。

（２）町民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行います。

（３）死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として獣畜の飼養者等が行い、これが困難な場合には、町は関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努めます。

第９　応急仮設住宅等

（１）応急仮設住宅の供与

町は、災害により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない方に対して、速やかに住宅の供与が行えるよう応急仮設住宅の供与を県に要望し、県は社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき応急仮設住宅の供与を行うものとします。

また、応急仮設住宅の供与に際しては、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した構造、設備とします。

町は、応急仮設住宅の入居に際して、円滑な入居ができるよう務めます。

（２）住宅の応急修理

高知県災害救助法施行細則に基づき、災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。

（３）町営住宅の応急修理

既設の町営住宅又は付帯施設が災害により著しく損害を受けた場合は、町民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施します。

○ 町営住宅又は付帯施設の被害状況を早急に調査します。

○ 町営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については､応急保全措置を実施するとともに、町民に周知を図ります。

○ 町営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施します。

（４）資材等の確保

建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、町又は県が斡旋することとします。

（５）野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置するものとします。

（６）広域的な避難

町は、管内で避難所等が確保できない場合は、県に支援を要請することとします。

（7）応急的な住宅の確保

○ 公営住宅

・ 入居可能な公営住宅の確保

町は、速やかに入居可能な公営住宅の把握に努めます。

・ 公営住宅への入居町は、入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、その希望理由を考慮し、入居の判断を行います。また、町が管理する以外の公営住宅の管理者に対し、協力を求めます。

○ 民間賃貸住宅の情報収集等

町は、県等関係機関と協力し、入居可能な民間賃貸住宅の情報を収集し、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努めます。

（8）応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとします。この際、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤立死や引きこもりなどの防止及び町民のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとします。

第 10　障害物除去活動

家屋に被害を及ぼす障害物や、道路網を遮断する土砂等の障害物について、除去、撤去に関する事項を定めます。

大規模災害の発生による全半壊家屋、土砂、立木等を除去し、交通路を確保して必要な物資の輸送を確保し、被災者の日常生活の確保に努めます。

（1）道路等の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無を含めて、パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努め、道路上における著しく大きな障害物等の除去について、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、管理する道路についてその区間を指定して、放置車両やその他の物件の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じます。しかし、その車両等の占有者等が現場にいないために必要な措置をとることができない場合などにおいては、自ら道路外への移動など必要な措置をとります。また、状況に応じて、警察機関、消防機関、自衛隊等関係機関及び資機材確保のため、建設協会等と協力して、必要な措置を行うこととします。

この場合、優先的に障害物を除去すべき道路については、次の順位を基準に実施します。

①　地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路

② 災害の拡大防止上重要な道路
③ 緊急輸送を行う上で重要な道路
④ その他応急対策活動上重要な道路

（２）河川の障害物の除去

河川管理者は、河川等の機能を確保するため、障害物の確認も含めたパトロールを実施し、被害状況等の把握に努め、水防のために緊急の必要があるときは、関係機関及び資機材確保のため、建設協会等と協力して、支障となる工作物その他障害物を処分します。

（３）港湾・漁港における障害物の除去

港湾及び漁港管理者は、港湾及び漁港等の機能を確保するため、障害物の確認も含めたパトロールを実施し、被害状況等の把握に努め、応急対策活動に緊急の必要があるときは、高知海上保安部、警察機関、消防機関、自衛隊等関係機関及び資機材確保のため、建設協会等と協力して、所要の措置を講じます。

（４）住宅の障害物の除去

○ 実施体制

障害物の確認も含めたパトロールを実施し、被害状況等の把握に努め、被災地における住宅関係障害物の除去は地域住民等の協力等により町長が行うこととします。

ただし、災害救助法が適用されたときは、県知事の委任に基づき町長が行うこととします。

○ 住宅の障害物の対象

災害によって住居又は周辺に運び込まれた土石、竹材等日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去で、次に該当するものに限って行うこととします。

・ 当面の日常生活を営み得ない状態にあること。
・ 障害物が、居間、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運ばれているか、又は屋敷内に運ばれているため、家の出入りが困難な状態にあること。
・ 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない方であること。

○ 住家が半壊又は床上浸水を受けた方であること。
○ 応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。

（５）障害物の保管等の場所

○ 障害物の大小によりますが、原則として、再び人命、財産に被害を与えない安全な場所とします。
○ 道路交通の障害とならない場所とします。
○ 盗難の危険のない場所とします。
○ 障害物の売却

なお、保管した障害物が滅失又は破損するおそれのあるとき、保管のための費用又は手数料を要するときは、当該障害物を競争入札又は随意契約により売却し、その代金を保管します。

第 16 節　物資、資機材、人員等の配備手配

応急対策のための物資、資機材、人員等の配備手配を行います。

第１　物資等の調達あっせん

県は、町における必要な物資、資機材(以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、町から当該物資等の供給の要請があった場合で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出の措置及び必要に応じて市町村間のあっせんの措置をとるものとします。

第２　人員の配備

県は、町における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、町への人員派遣等、広域的な措置をとるものとします。

第３　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備等の準備を行うものとします。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

第17節　ライフライン等施設の応急対策

ライフラインの復旧は､他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど応急復旧に努めます。

第１　電力施設

災害が発生した場合、電気事業者は、その定める防災業務計画に基づき、次の措置を行ないます。

（１）災害対策組織の設置

災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、災害対策活動を円滑かつ適切に遂行するため、災害対策組織を設置します。

（２）要員・資材の確保

・ 電気供給設備の被災状況等に応じ要員・資機材を効果的に投入し、早期復旧に努めます。
・ 要員・資機材が不足する場合は、関係事業者等に応援要請を行います。
・ 災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入します。
・ 状況に応じ関係業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請します。

（３）保安対策

送電を継続することが危険と認められる場合、又は防災関係機関から要請があった場合には、当該地域の保安停電を実施します。

保安停電は､被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し､停電範囲の縮小、時間の短縮に努めます。

送電を再開する場合は、現場巡視等必用な措置を取った後実施します。

（４）供給設備の復旧

被害状況・優先順位を見極めながら、公共保安の確保に必要な災害応急活動の拠点等について、関係機関と協力し、公共保安の確保に必要なものから、電気供給施設の復旧を実施します。

仮復旧工事に引き続き本工事を実施します。

（５）広報の実施

防災関係機関、報道機関、インターネット等を通じて、電気供給設備の被災概況・停電状況について、適切迅速な情報提供を行ないます。

第２　ガス施設

ＬＰガス事業者及び（一社）高知県ＬＰガス協会（以下「協会」という。）並びに協会中村ブロック（以下「協会ブロック」という。）は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制等について、次の措置を行ないます。

（１）広報の実施

協会は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の状況、災害復旧の現状と見通し等について情報の提供を行います。また、利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用し、ガス栓の閉止と安全使用の周知徹底を行うこととします。

被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

（２）要員の確保

ＬＰガス事業者は、被害規模に応じ、系列事業所又は協会ブロックに応援を要請し、要員確保に努めます。

要員確保が困難な場合、協会ブロックは協会本部への要請を行ない、協会本部は他ブロック及び他県協会への支援要請を行うものとします。

協会は動員計画に基づき要員の確保に努めます。不足する場合は、各ブロック等へ応援を要請するものとします。

（３）資材の確保

応急資材が不足する場合、ＬＰガス販売事業者は、系列事業所又は協会ブロックに応援を要請し、資材の確保に努めます。

資材の確保が困難な場合、協会ブロックは協会本部への要請を行ない、協会本部は他ブロック及び他県協会への支援要請を行うものとします。

（４）保安対策並びに復旧対策

保安上必要な施設から優先的に復旧作業を行うこととします。

（５）避難所への支援

協会は、協会ブロックにより避難所での炊出し、給湯の支援を行います。

第３　上水道施設（簡易水道を含む）

町は、災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行うこととします。

（１）応急復旧の実施

○ 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。
○ 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
○ 大規模な災害による断水をできる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、町民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの主要幹線の復旧を最優先し、次いで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早急給水の再開に努めます。

○ 宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申し込みのあったものについて行うこととしますが、次に掲げるものについては、申込みの有無にかかわらず、応急措置を実施します。

・ 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
　漏水が多量なものの復旧
　被災給水装置の閉栓

・ 路上漏水で、交通等に支障を及ぼすもの

・ 建築物その他の施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

（２）資機材、車両及び人員の確保

町の備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、給水装置工事事業者等の応援を求めるほか、配水管等については、メーカーの協力を求めます。

（３）災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行うこととします。

町内の一部地域を対象とする広報は、告知放送端末機、広報車等により行いますが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行うこととします。

（４）応援要請

町及び町指定給水装置工事事業者で応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、県を通じて、他の市町村に応援を要請します。

第４　下水道施設（農業集落排水、漁業集落排水を含む）

町は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を実施します。

（１）応急復旧の実施

○ 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。
○ 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
○ 関係機関の協力を得て復旧を実施します。
○ 管渠

管渠施設の構造物、機能的被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可動式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施します。

○ 排水設備

町民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介します。

（２）資機材、車両及び人員の確保

○ 下水道施設の応急復旧にあたっては、関係業者の協力を得て行うこととします。
○ 資機材が不足する場合は、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係事業者からの調達の協力を求めます。

（3）災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行うこととします。

町内の一部地域を対象とする広報は、告知放送端末機、広報車等により広報を行いますが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行うこととします。

第５　通信施設

施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施するとともに、施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。

特に西日本電信電話株式会社については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施します。

（1）災害対策本部の設置

総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置します。

（2）通信の疎通に対する応急措置

通信の途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図ります。

（3）設備の復旧

被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話株式会社の標準的復旧方法により行うものとします。

（4）復旧に関する広報

復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行うものとします。

第６　鉄道

鉄道事業者は、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じ、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努め、消防機関、警察による救助・救急及び消火活動が迅速に行われるよう全力を上げて協力します。

また、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を収集して関係者へ伝達します。

町は、災害の規模が大きく、必要と認めるときは災害対策本部を設置します。

第18節　教育対策

学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、応急教育の体制を早期に確立し、速やかに実施することとします。

第１　文教施設・設備の応急復旧

応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めます。
校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立てます。

第２　応急教育の実施

（１）教育委員会は、施設の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設を借り上げるなど、速やかに授業ができるよう措置します。

（２）学校長は、災害の状況に応じて、次のような措置を講じます。

○ 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えること。
○ 災害の規模、児童生徒及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県教育委員会と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

第３　応急教育の方法

（１）児童生徒への対応

災害が発生し、授業の継続が困難なとき、学校長は、教育長からの指示により、また、それが不可能なときは、学校長等の判断により、次の対応をとります。

○ 児童生徒を安全なところに避難させるとともに、学校長を中心に被害状況等の情報を集め、明確な指示、的確な対応をとります。
○ 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校運営の正常化に努めます。
○ 被害状況に応じ、臨時休校などの措置をとります。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底し、必要に応じて、児童に対して教師が地区別に付き添います。
○ 臨時休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線、告知放送端末機、電話等により、確実に児童生徒に徹底させます。なお、休校措置の決定は、登校時間を考慮し、予想できる災害については、早期にその情報を把握し、決定します。
○ 臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施します。

（２）体制の確保

○ 学校長は、災害の状況に応じて、適切な緊急避難の指示を与え、児童・生徒及び教職員並びに施設等の状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連携し、災害対策について万全の体制を確立します。
○ 学校毎の応急教育を行う予定場所をあらかじめ調査し、決めておきます。

（3）保健、衛生に関する事項

○ 被災教職員、児童生徒の保健管理

被災の状況により、被災学校の教職員、児童生徒に対し、臨時予防接種や健康診断を実施します。

○ 被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、高知県福祉保健所の指示又は協力により、校舎等の清掃、消毒を行うこととします。

（4）学校が地域の避難所となった場合の留意事項

○ 学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難所責任者に対し、その利用について必要な指示を行うこととします。

○ 教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に勤めます。

○ 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、町等と必要な協議を行うこととします。

第４　教材・学用品等の調達及び配分方法

調達計画に基づき調達し、災害救助法の基準に基づき配分します。

学用品等の給付は、災害救助法を適用した場合、県知事が行いますが、県知事が委任した場合、町長が行うこととします。

（1）調達方法

○ 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとに、その数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求め、また、町内の他の学校並びに他市町村に対して、使用済古本の供与を依頼します。なお、不足する場合は、県に対し、調達供与を依頼します。

○ 学用品については、県から送付を受けたものを配布するほか、県の指示により、基準内で調達します。

（2）支給対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)の被害を受けた児童生徒で、教科書、学用品を滅失又は損傷した方に対して支給します。

（3）支給の方法

教育委員会は、学校長と緊密な連携を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を行い、各学校長を通じて、対象者に支給します。

（４）支給品目

以下の３種類の範囲内に限られますが、文房具、通学用品については、例示した品目以外のものでも被害状況程度等実情に応じ、適宜調達支給します。

○ 教科書及び教材(教科書の発行に関する臨時措置法第２条第１項に規定する教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けているもの)

○ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

○ 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

（５）支給の基準及び期間

教科書、文房具及び通学用品の基準及び期間は、高知県災害救助法施行細則に準じて行うこととします。

第５　奨学資金の貸付等

条例等の規程によって授業料の減免の措置をとります。

また、奨学資金の貸付等について必要に応じ、特別の措置をとります。

第６　学校給食

学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努めます。

避難所として使用される場合は、非常給食と学校給食の調整に留意するものとします。

第７　教育実施者の確保

被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保します。

第８　学校安全等

児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告します。

メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、相談事業を実施します。

第９　文化財の保護

（１）文化財に関する災害予防については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者が災害予防に関する事項について定めます。

（２）文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防機関等に通報するとともに､速やかに町教育委員会を経由して､県教育委員会に被災状況を報告します。

第 10　応急保育

災害が発生し、保育の継続が困難なときは、町長からの指示により、また、それが不可能なときは、保育所長の判断により、次の対応をとります。

（1）発災時の対応

○ 児童を安全な場所に避難させるとともに、保育所長を中心に被害状況等の情報を集め、明確な指示、的確な対応をとります。
○ 安全確認ができるまでの間、児童を安全な場所に保護します。
○ 安全確認ができ、確実に保護者等へ引き渡しができる場合は、児童を引き渡します。
○ 児童及び職員の安否、施設・設備の被害状況を町に報告します。
○ 職員を掌握し、保育所の整理を行うとともに、児童の被災状況を把握して応急保育を早期に実施できる体制の確立に努めます。

（2）応急保育の対応

○ 応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項について速やかに児童及び保護者に周知します。
○ 避難所などに保育所を提供したため、長期間保育所として使用できない場合は、早急に保育が再開できるような措置を講じます。
○ 保育を必要とする児童（入所以外含む）の受入れ体制の整備に努めます。
○ 保育所長からの児童及び保育士の安否、施設・設備の被害状況の報告に基づいて復旧計画を作成し、速やかに復旧します。
○ 被災保育所毎に担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。

第19節　労務の提供

大規模災害が発生し、町、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し、災害応急対策活動に必要な要員を要請、確保します。

第１　従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合には、関係法令に基づき、町民等に労務の提供を求めることとします。

第２　日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

町及び県は、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努めます。

第３　労働力の確保

（１）動員等の順序

災害対策要員は、おおむね次の順序で動員等を行うこととします。

○ ボランティアの動員
○ 従事協力命令による要員

（２）応援要請

災害の規模により、ボランティア又は労働者による作業が不可能なとき又は不足するときは、次の事項を示し、県等に応援又は派遣の要請をします。

○ 応援を必要とする理由
○ 従事場所
○ 作業内容
○ 人員
○ 従事予定期間
○ 集合場所
○ その他参考事項

（３）ボランティアの編成及び活動

ボランティアは、おおむね次の団体等で編成します。

○ 日本赤十字ボランティア
○ 青年団体
○ 女性団体
○ 高等学校等
○ 各種団体
○ その他有志

ボランティアは、各団体別に編成して、ボランティアに名称を付し、団長、班長等を置き、平常時の組織等を考慮し、災害ボランティア活動の実態に即し

た編成をするとともに、個人ボランティアについては、グループ化、グループへの編入を図ります。

第４　職員の派遣要請及び斡旋要求

町及び県は、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行います。

第 20 節　要配慮者への配慮

災害発生時においては、自主防災組織など地域の協力を得て、要配慮者の避難誘導に努めるとともに、避難所等において、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービス等の支援を行うこととします。

第 1　要配慮者の避難誘導及び避難所等での配慮

町は、要配慮者一人ひとりの避難を支援するため、災害発生直後に速やかに避難誘導を行う体制を整えるよう努めます。また、町は、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの保護や男女のニーズの違い等にも配慮します。

避難所での生活環境に当たっては、要配慮者に十分配慮します。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮します。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供します。

災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、町は、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討します。

町から避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、当該名簿を活用し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎなどを行います。

第 2　避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じます。

なお、避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努めます。

（1）避難所への移動

（2）病院への移送

（3）施設等への緊急入所

第 3　応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への収容にあたり、要配慮者の優先的入居に努めます。また、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努めます。

第 4　在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等被災障がい者に対する援助を適宜提供します。

（1）災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付

（2）罹災障がい者の更生相談

第 5　応援要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じ、県、近隣市町村等へ応援を要請します。

第21節　災害応急金融対策

関係機関が密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じます。

第１　現金供給の確保及び決済の機能の維持

金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じるとともに、関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等の支援を実施するなど連絡体制を密にし、その対策に当たります。

第２　金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じるため、予め事業継続計画（ＢＣＰ）を作成するなど、その対策を講じることとし、町は県との連絡を密にし、県の指示に従い金融当局及び関係行政機関と協力し、これを支援します。

第３　非常金融措置の実施

国（四国財務局高知財務事務所）及び県は、日本銀行高知支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請します。

報道機関は、非常措置について町民に周知徹底することに協力することとします。

○ 営業時間の延長、休日臨時営業等
○ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
○ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等
○ 損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

第 22 節　災害応急融資

金融機関等は、被害を受けた事業者等に融資、貸付等を行います。町は、県並びに関係機関と密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じます。

第 1　農林漁業災害資金

農林漁業災害資金である以下の融資制度を周知します。

市中金融機関、(株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等による貸付を行います。また、一定の条件を満たす場合、県単独制度による利子補給補助を行います。

第 2　中小企業復興資金

市中金融機関、(株)中小企業金融公庫、(株)商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付等と信用保証協会による保証について周知を行います。

第 3　災害復興住宅建設資金

独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、貸付制度の周知をを行います。

第 4　被災医療機関等に対する災害復旧資金

独立行政法人福祉医療機構法による貸付制度の周知を行います。

第 5　母子父子寡婦福祉資金

県が母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還金の支払猶予の対策を行った場合に周知を行います。

第 23 節　二次災害の防止

大規模な災害が発生した場合には、関係機関による災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震や降雨等による二次災害の発生を最小限にとどめるよう、次のような応急活動を行うことと防災活動を実施します。

第１　水害・土砂災害対策

（１）水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行います。

（２）点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。

（３）危険情報を関係機関や町民に周知し、必要な場合は避難対策を実施します。

（４）豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を拡大する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じます。

（５）土砂災害警戒情報が発表された場合の対処及び、土砂災害に対する避難指示等の解除の際の助言については、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによります。

第２　高潮・波浪等の対策

（１）管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行います。

（２）危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。

（３）危険情報を関係機関や町民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

第３　爆発等及び有害物質による二次災害対策

（１）爆発物や有害物質など危険物を取扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行います。

（２）爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺の町民に周知することとします。

（３）必要に応じて、町民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入り禁止を周知し制限します。

（４）その他、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、消防署と協力し、関係機関等に対して指導徹底するよう要請します。

第４　構造物に係る二次災害防止対策

町の区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制等必要な措置を講じ、応急復旧を行うこととします。

また、県との連絡を密にし、相互の連絡体制を確保したうえで、以下の対策を講じます。

（１）道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握して施設管理者等に通報し、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとります。

（２）災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うこととします。

（３）パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧については、県に対し協力支援の要請を行い、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行うこととします。

第 24 節　自発的支援の受入れ

ボランティアやＮＰＯの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援及び義援金の受入れ体制の整備に努めます。

第１　ボランティアの受入れ

町、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図ります。

町はボランティアセンターの立ち上げを支援し、ボランティアセンターの立ち上げ後は職員を派遣するなどして情報共有に努めます。

第２　ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの主な活動は、次のとおりです。

（１）災害、安否、生活情報の収集・伝達

（２）救援物資の仕分け及び配布

（３）避難所運営の支援

（４）要配慮者の介護及び看護補助

（５）保健医療活動、救護活動及びその支援

（６）炊出し、清掃、その他災害救援活動

（７）被災地からの情報発信

（８）その他ボランティアの自主的な活動

第３　県のボランティア活動調整班との連携

町は、県に対し、大規模な災害が発生した場合、県内外のボランティア災害救援活動の総合調整を行うよう要請します。

第４　義援金等の受入れ

（１）義援金は、迅速に受入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。

（２）義援金募集団体と配分委員会を組織し、公平な配分を実施します。

（３）被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知します。

（４）寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。

（５）品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう周知します。

第 25 節　被災者台帳の整備

町は、町域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があると認められた場合は、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を作成します。

なお、被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載、又は記録します。

（１）氏名

（２）生年月日

（３）性別

（４）住所又は居所

（５）住家の被害その他町が定める種類の被害の状況

（６）援護の実施の状況

（７）要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

（８）（１）～（７）に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第 26 節　安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、町及び県は、安否情報の適切な提供のために町個人情報保護条例に基づき適切に判断するとともに、必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めます。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めます。

第２章　自衛隊の災害派遣

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、町民の生命、身体及び財産を保護するための災害応急対策が、町の組織を活用してもなお事態を収拾することが不可能又は困難と認めるときは、自衛隊の災害派遣を要請し、迅速かつ効率的な災害応急活動の実施を図ります。

第１節　災害派遣要請ができる範囲

自衛隊への派遣要請は、原則として人命及び財産の救助のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合、県知事が支援を要請する事項等を明らかにして、派遣を要請します。

第１　被害状況の把握

車両、船舶、航空機等による偵察

第２　避難の援助

誘導、輸送

第３　遭難者の捜索・救助

行方不明者、負傷者の捜索

第４　水防活動

堤防護岸等への土のう積みなど

第５　消防活動

消防機関と協力した消火活動

第６　道路等交通上の障害物の排除

放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去

第７　応急医療、救護及び防疫の支援

応急医療活動等への支援

第８　通信支援

被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援

第９　人員・物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援

第 10　給食及び給水等の支援

被災者に対する給食・給水及び入浴の支援

第 11　宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

第 12　危険物等の保安、除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

第 13　その他

その他県知事が必要と認める事項

第２節　災害派遣要請の手続き

第１　災害派遣要請者

県知事に対する自衛隊災害派遣の要請は、原則として町長が行うこととします。

第２　災害派遣要請の手続き

町長は、自衛隊に対する災害派遣を必要と認めたときは、次の事項を明らかにした文書により、県知事に派遣を要請します。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するとします。

ただし、特に緊急を要し、知事に要請出来ないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡します。また、文書を送付するいとまがないときは電信・電話等により依頼し、事後、速やかに文書を送付します。

（１）要請等文は、次の事項を記載します。

○ 災害の状況及び派遣を要請する事由
○ 派遣を希望する期間
○ 派遣を希望する区域及び活動内容
○ その他参考となるべき事項

（２）連絡先

通信の途絶等により、県知事に災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を直接下記に連絡します。

■ 陸上自衛隊第 14 旅団

区分		陸上自衛隊第 14 旅団
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	0877-62-2311
	ＦＡＸ	－

■ 陸上自衛隊第 50 普通科連隊

区分		陸上自衛隊第 50 普通科連隊
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	0887-56-3471
	ＦＡＸ	電話し、切替えを依頼

また、通知したときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

■ 高知県危機管理・防災課

区分		危機管理・防災課	
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	088-823-9096	0880-823-9320（夜間休日）
	ＦＡＸ	088-823-9253	－
防災行政無線	ＴＥＬ	県防災 72-9096	県防災 72-9320
	ＦＡＸ	県防災 72-9253	－

（３）自衛隊の自主派遣

自衛隊は、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊を派遣することができます。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりです。

○ 災害に際し、関係機関に対して、当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

○ 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。

○ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものと明確に認められること。

○ その他、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第３節　派遣部隊の受入体制

町長及び県知事は、災害派遣が決定されたとき、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など受入れ体制を整えます。

第１　作業計画及び資機材の準備

町は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じます。

（１）作業箇所及び作業内容

（２）作業箇所別必要人員及び資機材

（３）作業箇所別優先順位

（４）作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

（５）部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

第２　派遣部隊の受入

町は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備します。

（１）宿舎

（２）材料置場、炊事場（野外の適切な広場)、

（３）ヘリコプター緊急離発着場

第４節　派遣部隊の業務及び撤収等

第１　派遣部隊の業務

派遣部隊は、関係機関と連絡を密にし、主として人命及び財産の保護のための活動を行うこととします。

第２　派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成されたとき又は必要がなくなったときは、速やかに県知事に対して撤収要請を行います。

県知事は、町及び自衛隊と協議し、派遣の必要がなくなったと認めたときは、文書をもって撤収の要請をします。

ただし、手続き上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その後速やかに文書を提出します。

撤収の要請文は、次の事項を記載します。

（１）災害の終末又は推移の状況

（２）撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数

（３）撤収日時

（４）その他必要事項

派遣命令者は、派遣部隊の撤収を命じた場合は、その旨を県知事に通知することとします。

第３　使用資機材の準備及び経費の負担区分

自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び被災地への往復に要する経費を負担することとします。

町及び県は、活動のための資機材・宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担することとします。

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して決定します。

経費を負担する主なものは、次のとおりです。

（１）派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除きます。）等の購入費、借上料及び修繕費

（２）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

（３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

（４）派遣部隊の救援活動の実施の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除きます。）損害の補償

その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市町村、必要に応じて県が協議します。

第４　災害救助のための無償貸与及び譲渡

（１）無償貸与

自衛隊は、期限を定め応急復旧特に必要な物品を貸付けることが出来ます。なお、期限は次のとおりです。

○ 災害救助法による救助を受けられるまでの期間

○ 災害救助のため必要な期間（３ヵ月以内）

（２）譲渡

自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡することが出来ます。

第５　災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、自衛隊法第 94 条、災害対策基本法第 63 条、第 64 条、第 65 条及び第 76 条の 3 第 3 項の規定に基づく権限を有します。

第６　災害対策用ヘリコプター緊急離発着場

県知事及び町長は、予め選定した災害対策用ヘリコプター緊急離発着場の情報を自衛隊に通知します。

第４編　災害復旧・復興対策

災害の発生は、多数の者の生命や身体に危害を与えるのみならず、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、町民は極度に混乱します。

このため、被災地の生活再建を支援し、二次災害の防止に配慮した施設の復旧等を迅速に行い、早期に人心の安定と社会秩序の維持及び社会経済活動の早期回復を図ります。

第１章　災害復旧対策

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

第１　基本方向

迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行います。

復旧・復興の基本方向を決定します。

必要な場合には、これに基づき復興計画等を作成します。

第２　計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、町民の意向を尊重し、計画的に行います。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進します。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進します。

第３　財産措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財産支援を求めます。

第２節　迅速な原状復旧の進め方

第１　被災施設の復旧等

（１）迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行います。

（２）被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行います。

（３）地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努めます。

（４）ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努めます。

（５）警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

第２　災害廃棄物の処理

（１）災害廃棄物の処理処分方法を確立します。

（２）仮置場、最終処分地を確保します。

（３）計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行います。

（４）適切な分別を行い、リサイクルに努めます。

（５）復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行います。

（６）環境汚染の未然防止又は町民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行います。

第３節　公共施設等復旧対策

公共施設等の復旧対策は、災害発生後、被災した各施設の復旧にあわせ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設や改良を行うなど、将来の災害に備える対策事業計画とします。

第１　災害復旧事業対策の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、おおむね次のとおりです。

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧事業

（２）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）に基づき地方公共団体が施行する農地災害復旧事業および農林水産業共同利用施設災害復旧事業

（３）公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館など）災害復旧事業

（４）その他災害復旧事業

第２　激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査把握し、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めます。

第３　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速に実施されるよう努めます。

第４　海上災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興にあたり、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況を考慮し、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に努めます。

第２章　復興計画

第１節　復興計画の進め方

第１　復興計画の作成

町は、必要に応じ、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定めます。

関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。

復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(県等の間の連携)を行います。

復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮します。

必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請します。

第２　災害に強いまちづくり

（１）災害に強く、より快適な都市環境整備

町民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。

計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、町民の理解を求めるように努めます。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。

津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、県民などの参加の下、高台移転も含めた総合的なまちの再整備を行います。

被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図るものとします。

まちづくりにあたっては、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする等の土地利用計画の策定をできるだけ短時間で避難が可能となる避難路、津波避難場所、避難所の整備を行います。

（２）復興のための市街地の整備改善

被災市街地復興特別措置法等を活用します。

町民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに町民のコンセンサスを得るように努めます。

土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。

（３）河川等の治水安全度の向上等

河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。

都市公園及び河川公園(緑地を含む)等の確保は､単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、ヘリコプター緊急離発着場としての空地の活用

など防災の視点からも十分検討し、その点を町民に対し十分説明し理解と協力を得るように努めます。

（４）既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を町民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めます。

（５）新たなまちづくりの展望等

町民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。

（６）石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言します。

（７）復興計画の作成

復興計画の作成に際しては、事前復興まちづくり計画策定を進め、応急期機能配置計画との整合性を図るとともに、地区防災計画の課題として地域コミュニティ継続計画（ＣＣＰ／community continuity planning）を位置づけ、地域のコミュニティの維持・回復や再構築について、町民のコンセンサスが得られやすい環境つくりを被災前から可能な限り推進します。

第２節　事前復興まちづくり計画

第１　事前復興まちづくり計画の策定

東日本大震災の被災市町村では、多数の職員が被災するなかで応急復旧対応や被災者支援等に追われ、被災地域における復興の姿を示す復興まちづくり計画を早期に策定することが困難で、復興事業の着手までには長時間を要しました。

地域の復興に時間を要すると、住民や企業は疲弊し、再建する意欲を失い、早期再建のためにまちを離れ、避難先でそのまま定住する事態を招くなど、まちの存続が危うくなります。発災後に町が速やかに復興まちづくりに着手するためには、事前に計画づくりに取り組む必要があります。

町は、被災後の速やかな生活再建と創造的な復興まちづくりの実現のため、事前復興まちづくり計画の策定を進めます。

また、防災・減災の観点からも、事前に着手できる事業は実施していきます。

第２　基本理念

（１）目指す姿

被災前に復興まちづくり計画を策定しておくことで、住民が希望を持って、住み続けることができるまちづくりを早期に実現する。

（２）５つの柱

○ 命を守る

なんとしても人命を守る安全で安心な地域づくり

○ 生活を再建する

地域の主体的な考え方により暮らしとコミュニティを再建する

○ なりわいを再生する

地形や気候を活かしたなりわいを早急に再生し、地域に住み続ける基盤を築く

○ 歴史・文化を継承する

脈々と地域に根ざした歴史や文化等地域の資源を次世代に継承する

○ 地域の課題等の解決につなげる

地域の課題やグローバルな課題等を解決する先進的なまちづくり

第３節　被災者等の生活再建等の支援

第１　災害弔慰金の支給等

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行います。

県は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金等を活用して支援金(住宅の被災程度に応じて支給する支援金は最高100万円､住宅の再建方法に応じて支給する支援金は最高200万円、合計で最高300万円)を支給することにより、その自立した生活の開始を支援します。(被災者生活再建支援法)

第２　税及び医療費等負担の減免等

（１）税等の減免等

災害対策基本法第85条の規定により､国及び地方自治体は法律又は条例の規定に基づき、被災者の国税、地方税その他の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予等の措置をとることができます。

（２）生活保護

災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、自立に向けた支援を行います。

第３　住宅確保支援策

（１）空き家の活用等

復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営住宅等の空き家の活用や、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援します。

（２）災害復興住宅資金の融資

住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金融資について、広報等を行います。

（３）恒久的な住宅確保支援

被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行います。

第４　広報連絡体制の構築

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めます。

被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置します。

被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築します。

第５　災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討します。

第６　精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健福祉センターに相談窓口を設け、精神的支援を行います。

第７　罹災証明書の交付等

各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め､住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めます。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものします。

第８　雇用機会の確保

災害により、収入の途を失った者の把握に努めるとともに、公共職業安定所等関係機関と協力して、臨時職業相談窓口の設置等により、適職への早期就職の促進を図ります。

第４節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援

第１　連携体制の構築

町及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとします。

第２　設備復旧資金等の貸付

町は関係機関と協力し、被災中小企業等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）により、施設復旧資金の貸付制度の広報を行います。

第３　経済復興対策

地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。

第４　相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置します。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供します。

第５編　重点的な取り組み

これまでの南海トラフ地震対策の成果と課題を踏まえ、まず、『避難放棄者』を出さないという基本理念のもと、「命を守る対策」対策をさらに徹底させ、これまで掘り下げてきた「命をつなぐ」対策を幅広く展開し「生活を立ち上げる」対策を推進します。

また、公助としての取り組みを全力で進めるとともに、地区防災計画及び避難行動要支援者の個別避難計画の拡充等による自助、共助の取り組みの支援を強化します。

さらに、義務教育９年間で防災教育及び防災訓練を徹底し、日本一厳しい想定に負けない防災意識の高い子どもを育て、その子どもたちが、地域の大人になったとき、家族の生命と地域の住民を守れる防災リーダーとなるための、長期的視点に立った「命を大切にする防災教育カリキュラム」を作成し、防災が地域文化として確立することを目指します。

以上を踏まえ、次の４つの対策を重点的に推進します。

○ 命を守る対策
○ 命をつなぐ対策
○ 生活を立ち上げる対策
○ 震災に強い人・地域づくり対策

第１章　命を守る対策

地震及び津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、津波の危険性についての啓発や津波の発生を伝える情報伝達手段の整備、避難経路や避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進めます。

さらに、南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が通常と比べて相対的に高まった際に発表される南海トラフ地震臨時情報を生かすための防災対策を進めます。

第１節　強い揺れから身を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス、食器棚などの家具等の転倒から身を守るための取り組みを進めます。

第１　建物の倒壊から身を守る

○ 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図ります。
○ 公共建築物の耐震化について計画的に進めます。
○ 医療施設の耐震化の促進を図ります。
○ 社会福祉施設の耐震化の促進を図ります。
○ 民間建築物の耐震化の促進を図ります。

○ 耐震化のさらなる促進に向け部分的な耐震対策を進めます。
○ 学校における非構造部材等の耐震化の促進を図ります。

第２　家具等の転倒から身を守る

○ 個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進め、対策の支援を行います。
○ 公共建築物の書棚や器具等の転倒防止を推進します。

第３　ブロック塀の倒壊から身を守る

○ ブロック塀の倒壊防止対策を進めます。

第４　揺れを感じたときの行動を身につける

○ 身を守る行動指針を定め、普及啓発に努めます。
○ 家庭での防災用品や非常食の備えを推進します。
○ 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備や活動活性化に対して支援します。

第５　火災による被害をおさえる

○ 密集住宅市街地の改善を進めます。
○ 火災の発生を未然に防ぐ知識の普及広報を行います。

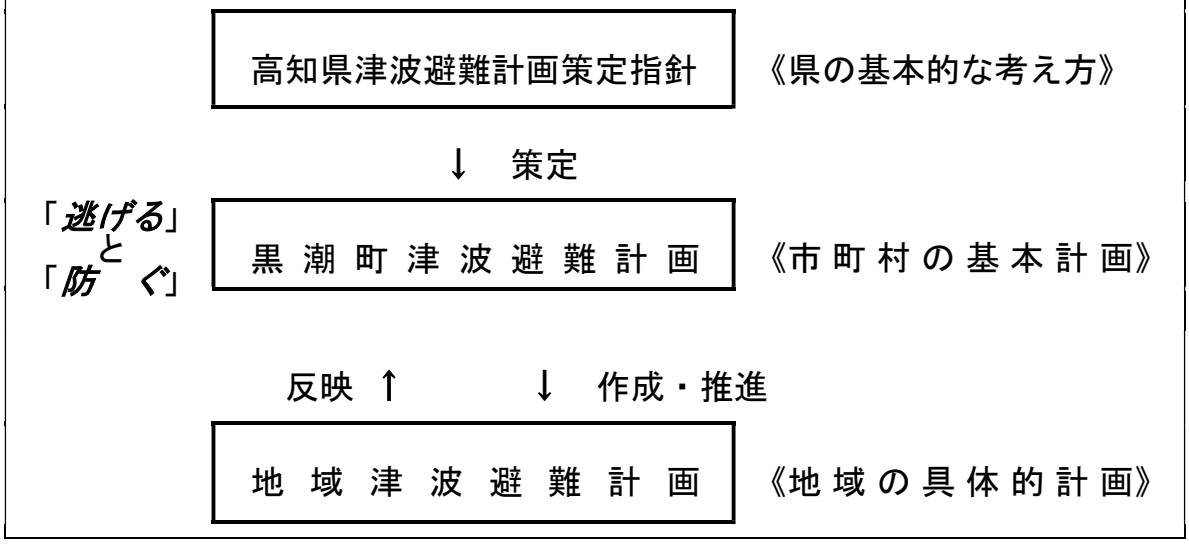
第２節　津波から避難する対策

南海トラフ地震発生直後は大津波が沿岸域を襲います。そのため自助、共助の取り組みを強化するとともに、公助としての「逃げる」ための避難対策（ソフト）を推進し、「防ぐ」対策（ハード）でこれを支援、補強します。

津波避難対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区などの地域の特性をふまえ、計画的に取り組む必要があります。

そのため、町や地域ごとの津波避難計画を作成し、町民と行政が協力し、地域を揚げての津波避難対策を推進します。

〔津波避難対策の進め方〕



第１　津波の危険性を知る

○ 河川の遡上や時間を追った浸水状況の予測など、浸水予測の充実を図り、津波の危険性について普及啓発を図ります。

○ 地域での学習会・研修会を支援します。

○ 過去の浸水の痕跡の明示や海抜表示、観光地等において注意喚起を促す看板の設置など、津波に対する危険性を明らかにする各種の表示を推進します。

○ 町民、民間及び行政が必要な津波災害に関するデータベースの共有化を図ります。

第２　津波の発生を知る

○ 津波発生を迅速に町民に伝達するための多様な情報伝達手段の整備を図ります。特に防災行政無線のデジタル化及び可聴範囲の拡大を促進します。

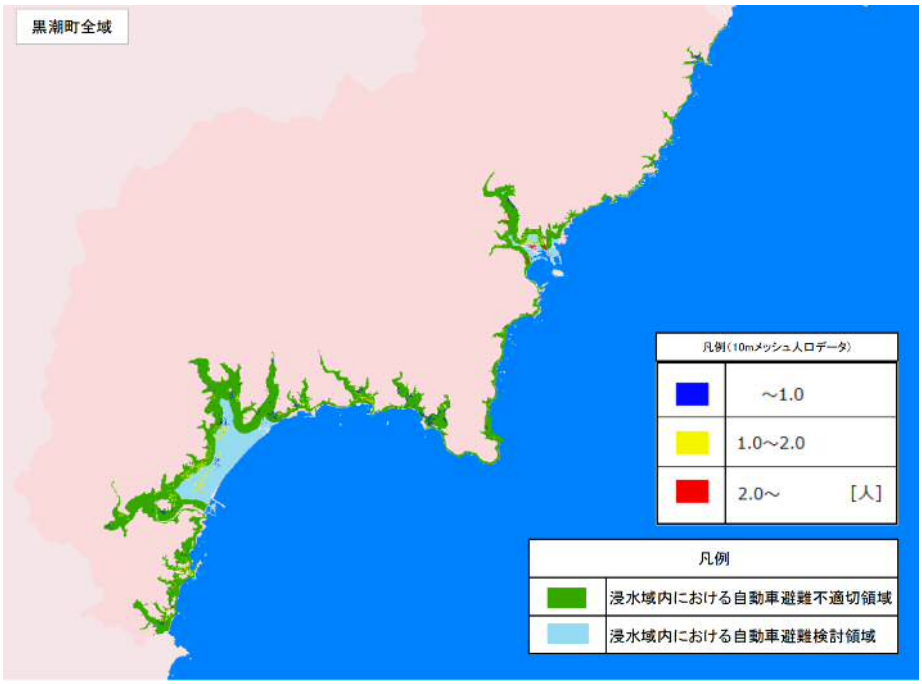
○ 漁港・港湾などの津波危険地域にある施設の利用者に津波発生と避難場所を伝える情報伝達手段の整備を図ります。

○ 観光客や海水浴客など土地に不案内な方々への情報伝達手段の整備を図ります。

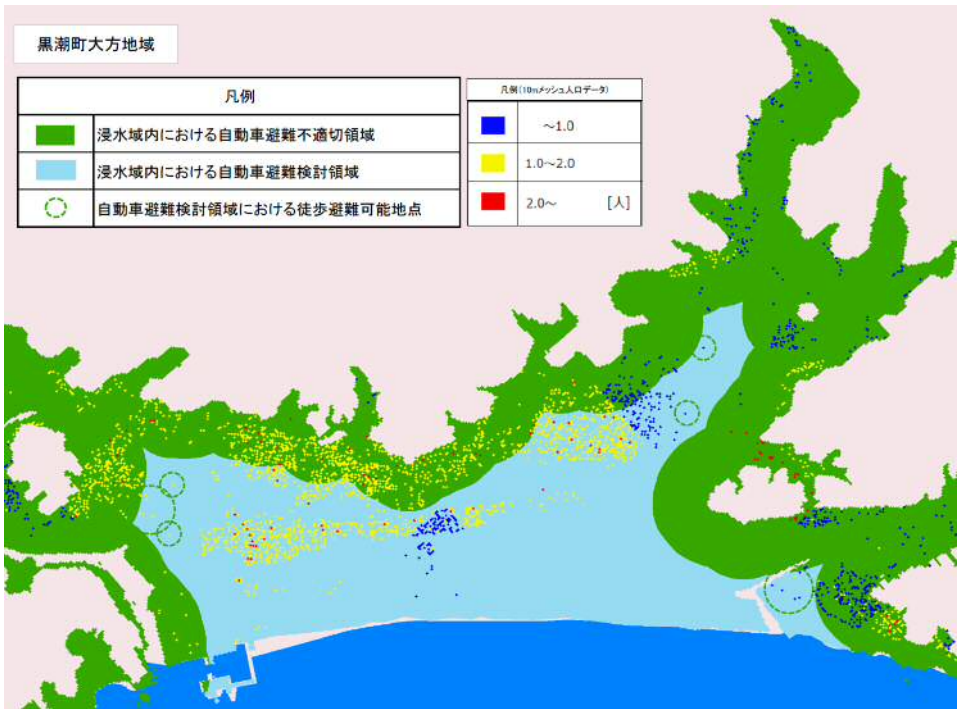
第３　津波から迅速に避難する

○ 津波からの避難方法は、原則徒歩とします。しかしながら、避難行動要支援者を含め、全ての町民があきらめず確実な避難行動を取るために、自動車での避難も想定した対策を検討します。そのために、自動車避難不適切地区（徒歩で確実に避難できる地区）を明確にし、可能な限り自動車で避難する町民を減らすとともに、自動車避難のリスクを十分認識した、「自動車を使う場合の避難ルール」を策定して町民全体で共有します。

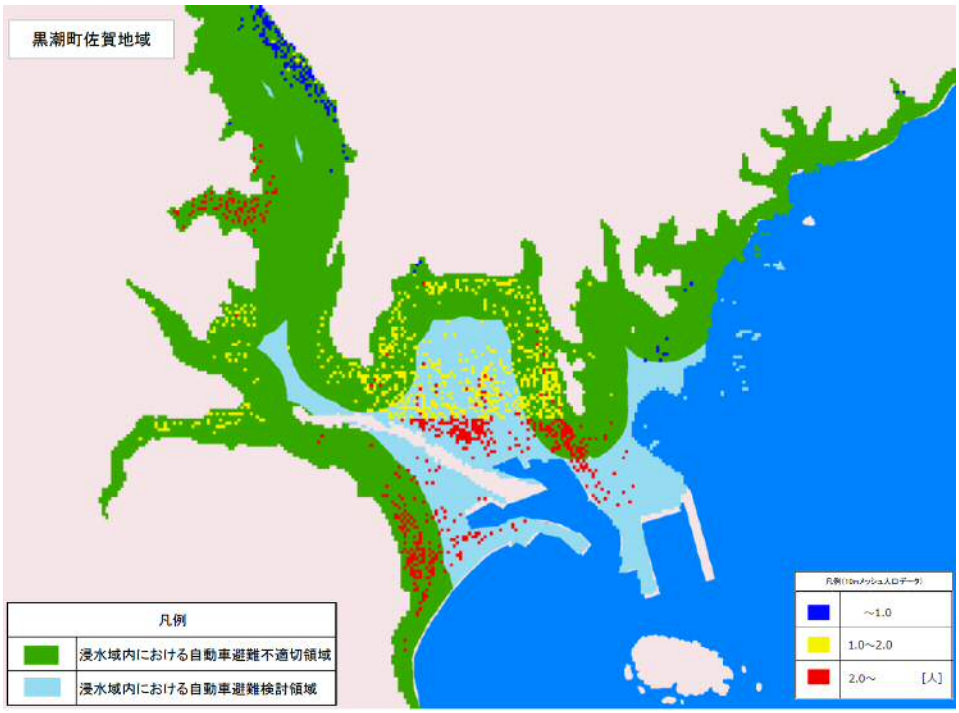
※自動車避難不適切地区境界図（その他の地区は全て不適切地区）



（町全域）



（大方地域）



（佐賀地域）

○ 指定緊急避難場所は最大クラスの津波でも浸水しない場所として整備し、指定緊急避難場所への避難路及び幹線避難道の整備を推進します。

○ 緊急的な避難のための地域住民が設定する避難路や避難場所の整備の支援を行います。

○ あらゆる避難方法に関する情報を排除せず、可能な限り避難の選択肢を多く持つ対策を検討します。

○ 避難経路、津波避難場所などを示す津波ハザードマップの整備を行い、町民に対し周知を図ります。

○ 地域の重要な避難路を確保するため、住宅やブロック塀の倒壊防止対策や老朽住宅等の除去を進めるとともに、道路や橋梁の安全性を高めます。

○ 夜間の停電等も想定し、蓄光石やライト等を活用した自立性の避難誘導標識や避難場所標識の整備を推進します。

○ 津波浸水危険区域内にある小・中学校施設について、当面は現位置に残し、津波浸水危険区域外への移転については、今後時間をかけて検討を行います。そのために、学校施設周辺に安定した避難場所を短期計画の中で整備し、計画的な避難訓練の義務化と防災教育の徹底を図ります。

○ 現在、津波浸水危険区域内にある保育所は、南部保育所です。南部保育所については、浸水想定が１ｍ未満であり、２歳児からの保育であることから、当面は避難訓練を徹底します。今後は、地元や保護者会の意向を踏まえ検討を行います。

○ 南海トラフ地震が発生した直後は、町外からの支援が十分に届かないことが想定されます。そのような状況下で最善を尽くして町民の命を守るためには、町行政の指揮命令

系統が機能することが重要です。そのためにも、拠点的公共施設は最大クラスの津波浸水区域外に建設整備します。

○ 要配慮者および支援者が安全に避難できるよう避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定を進めます。

○ 観光客が安全に避難できるよう、観光ガイドの研修を行うなど、観光地での津波避難体制を整備します。

○ 学校、ＰＴＡ、自主防災組織など地域ぐるみの避難訓練や、夜間等様々な条件を考慮した避難訓練の推進を図ります。

○ 町民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施します。

第４　避難の安全性を高める

○ 沿岸防波堤及び津波遡上地域の河川堤防は、発生頻度高い一定程度の津波に対応でき、最大クラスの津波の浸水時間を可能な限り遅らせる整備をめざします。

○ 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は安全確保を前提とした、水門等の閉鎖を行い、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとします。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとします

○ 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとします。

- 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- 津波を防ぐための水門などの平常時における管理方法
- 津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター緊急離発着場、港湾、漁港等の整備方針及び計画
- 防災行政無線等の整備等の方針及び計画

○ 水道事業の管理者は、耐震性継手の敷設や配水池へ緊急遮断弁を計画的に設置する等、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとします。

○ 電気事業の管理者等は、電気が津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に円滑な避難を行うために重要であることをふまえ、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとします。

○ ガス事業の管理者等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとします。

○ 被災前の迅速な通報と被災後にも強い情報伝達システムの充実を図ります。

○ 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施するものとします。

○ 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達として不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとします。

○ 津波発生後の安全が確認できるまで危険地域の進入を禁止するなど二次災害の防止を図ります。

○ 優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進めます。

○ 津波避難計画の点検及び避難経路、津波避難場所の安全点検を計画的に進めます。

○ 中山間地域の孤立対策として、衛星携帯電話等の災害時通信環境を整えるとともに、備蓄物資の分散配備を進めます。また、生活道路の早期啓開に備え、町内建設団体との連携を図ります。

第５　火災対策

○ 消防団・地域住民の消防力を強化するとともに、消防水利等の整備を推進します。

○ 感震ブレーカーの普及を図るため啓発等を実施します。

第６　南海トラフ地震臨時情報への対応

○ 町の津波避難計画を見直します。

○ 企業等の対策計画の作成を促します。

第２章　命をつなぐ対策

地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、総合防災拠点や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進めます。

第１節　応急対策活動体制等の整備

町及び防災関係機関は、地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。

また、地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進めます。

緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進めます。

また、ライフラインの早期復旧体制の構築、燃料確保対策を推進します。

第２節　広域避難体制等の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難及び受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めます。

また、市町村域を超えて避難者を受入るための広域的な調整を行います。

第３節　避難所等の整備

避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄水器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進めます。

福祉避難所の指定を促進するとともに、一般の避難所における要配慮者対応の充実を図ります。

また、避難場所についても必要な物資・資機材の備蓄等を進めるとともに、風雨対策等の環境整備を進めます。

避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図ります。また、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進めます。

第４節　受援体制の強化

応急救助や医療・保健・福祉、物資・インフラ、職員派遣・ボランティアに関する「黒潮町受援計画」について、訓練等による検証・見直しを行い、応急活動の実効性を高めます。

第３章　生活を立ち上げる対策

地震･津波の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら対策を講じるとともに、併せて、被災後、速やかに県民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組んでいきます。

第１節　まちづくり

早期の復旧・復興のため、地籍調査事業を推進します。
被災前に、事前復興まちづくり計画を策定するよう努めます。
災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制を構築します。

第２節　くらしの再建

早期の復旧・復興のため、災害廃棄物処理体制を構築します。
農業、商工業、観光業などの産業の復旧・復興のため、BCP の策定を推進します。
社会福祉施設の BCP 策定を支援します。

第４章　南海トラフ地震臨時情報への対応

第１節　南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した４つがあります。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、モーメントマグニチュード８以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でモーメントマグニチュード７以上の地震が発生した場合（プレート境界のモーメントマグニチュード８以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

第１　基本方針

南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）を活かし、被害を軽減するために、すべての町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促す取組を引き続き実施します。こうした取組に加え、後発地震やそれに伴う津波に備えるため、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある町民や地域に対する、自主避難を含めた事前避難の啓発等の防災対応を実施します。

第２　町民の備え

○ 日頃からの地震への備えの再確認等

・避難場所、避難経路の確認

・家族との安否確認手段の確認

・家具の固定の確認

・非常持出品の確認

・臨時情報が発表された際の避難先・食料等の準備

○ 臨時情報が発表された場合、津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者は、親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難等の事前避難に努めます。

第３　町の備え

○ 講演会や広報誌等を通じて、臨時情報の制度周知に努めます。

○ 臨時情報発表時には災害対策本部設置基準に基づき配備体制をとり、後発地震に備えた必要な防災対策を実施します。

○ 臨時情報発表時には、すべての町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すほか、後発地震やそれに伴う津波に備えるため、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者等に対する避難情報等の発令や、耐震性の不足する住宅の居住者や斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対する自主避難の啓発を行います。

○ 地震発生後の避難では間に合わないおそれのある要配慮者の避難支援等、必要な対策の検討を行います。

第２節　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することも十分に認識し、従前からの南海トラフ地震への防災・減災対策を引き続き強力に推進することを基本とします。

臨時情報は、不確実性をもった情報であるものの、町が目指す「犠牲者ゼロ」を実現するためには有効な情報であり、その周知・活用を進めていくことが重要です。

第１　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）を活かし、被害を軽減するために、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、町内全域に、高齢者等避難の発令を行います。

（１）町の対応

○ 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部設置基準表に基づき、震災対策第５配備体制を取り、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、町内全域に、高齢者等避難の発令を行います。

○ 震発生後の避難では間に合わないおそれのある要配慮者の避難支援等を行います。

○ 避難所の開設や設備の充実等、事前避難を行いやすい環境をづくりに努めます。

○ 臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、これに対し「高齢者等避難」等が発令された場合、保育所、小中学校は休園・休校とせず、受け入れ、運営を行います。ただし、地震の危険性が高まっていることから、発災時に適切な対応が取れるよう、関係者全員が情報収集に努め、関係計画やマニュアルに従って十分な準備体制をとります。

○ 住民への家具の固定などの日頃の地震への備えの再確認等の啓発のほか、耐震性の不足する住宅の居住者や斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対して、親類や知人宅等への避難を基本とし、避難所等への避難を促します。

○ 来庁者の安全を最大限図るために庁舎の地震対策の再確認のほか、緊急連絡網や各課ＢＣＰの確認を行うなど、後発地震に備えます。

（２）住民の対応

○ 後発地震による以下の地域の町民は、１週間を基本とした事前避難を検討します。

①津波からの避難に間に合わない方

②耐震性がない家屋に住む方

③斜面の崩落等の危険な地域に住む方

特に、自力で避難できない要配慮者は事前避難することを基本とします。

○ 事前避難を行わない場合でも、日頃からの地震への備えの再確認を行います。

第２　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策

（１）町の対応

○ 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部設置基準表に基づき、震災対策第５配備体制を取り、情報収集等の必要な対策を実施します。

○ 住民への家具の固定などの日頃の地震への備えの再確認等の啓発のほか、津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対して、親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の呼びかけを行います。

○ 震発生後の避難では間に合わないおそれのある要配慮者の避難を検討します。

○ 来庁者の安全を最大限図るために庁舎の地震対策の再確認のほか、緊急連絡網や各課ＢＣＰの確認を行うなど、後発地震に備えます。

（２）住民の対応

○ 突発地震に備え、日頃からの地震への備えの再確認を行います。

○ 突発地震に備え、避難に時間を要する方等は事前避難を検討します。

第３　南海トラフ地震臨時情報(調査中)に対する災害応急対策

○ 臨時情報（調査中）が発表された場合は、災害対策本部設置基準表に基づき、震災対策第１配備体制（一般災害対策第２配備）を取り、情報収集に努めます。

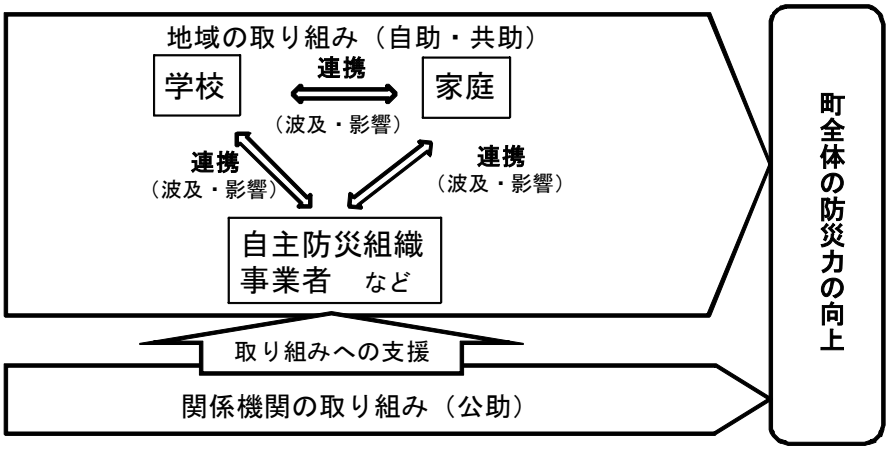
第５章　震災に強い人・地域づくり対策

これからの社会の中心となる若い世代を中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育・学習を推進します。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育・学習を進めることにより、町全体の防災力の向上を図ります。

また、公共施設は、平常時から防災の視点を盛り込んだ整備を図ることとします。

■ 防災教育の進め方



第１　学校・地域での防災教育

町は、児童、生徒に対し、学校教育課程において、地震防災上必要な防災教育を推進し、災害に対する正確な知識を学び、自らの命は自分で守るという意識作りをすることで、災害に強い人づくりを目指します。

特に津波に対しては、一人一人が一生懸命逃げる防災教育・啓発及び訓練を徹底して行います。そして、義務教育課程の９年間で防災意識の高い子どもを育て、その子どもたちが、地域の大人になったとき、家族の生命と地域の住民を守れる防災リーダーとなるために、長期的視点に立った「黒潮町地震・津波防災教育カリキュラム」を作成します。

また、子どもたちを通じて保育所・学校から家庭へ防災意識の波及効果が得られ、地域全体の防災意識の高揚を図ることを目的とします。

○ 「黒潮町防災教育プログラム」等に基づく防災教育を推進します。

○ 教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく発達段階に応じた防災教育を推進します。

○ 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。

第２　自主防災組織の組織機能強化

自主防災組織を単位とした地区防災計画の策定を推進します。その際には、津波浸水区域を対象に作成した「戸別津波避難カルテ」を活用し、計画の見直しと共にカルテの更新を行います。また、災害が起きたときに最も頼りになるのは家族を中心に、となり近所の人たちです。自主防災組織の中で、「防災となり組運動」を進め、日常を大切にした地域づくりを推進します。

第３　防災地域担当職員制度

町内 14 の消防団管轄区ごとに防災に特化した地域担当職員を配備し、地域住民と協働した、きめ細かく実践的な対策を推進します。防災地域担当職員は、担当する区域の自主防災組織の活動を支援します。

第４　町民への防災教育・学習

町は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、自主防災組織単位等町民等に対する防災教育を推進するものとします。また、南海トラフ地震に備える町民の自助を支援するため、啓発冊子の配布や南海トラフ地震情報コーナーの設置などによる情報提供を行い、町民自身による地震防災対策を推進します。

第５　防災エキスパートの養成

町は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、自主防災組織単位等町民等に対する防災教育を推進するものとします。

○ 自主防災活動を担う人材の育成を図ります。
○ 自主防災組織の育成や資機材整備などの支援を推進します。
○ 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士の養成を推進します。

また、全職員ならびに教職員に対し、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、基礎知識の学習や、図上訓練などの手法を取り入れた実践的な防災教育を推進するものとします。また、地域での自主防災組織への参加を推進します。

○ 町は、職員ならびに教職員に対し、地震・津波に関する正しい知識と行動の習得させるよう努めます。

第６　防災の視点に立った公共施設の整備

「第５編第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」に基づき、各種の施設整備を進めます。また、防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図ります。

第７　災害時のエネルギーの確保

電気やガスなどのエネルギー資源は、災害対応を行う防災拠点施設、避難所や家庭、事業所等においても必要最低限のエネルギーが得られるよう、平時から備えをしておくことが重要です。

○ 災害対策本部・支部などの災害対応の中心となる施設は、発電機・再生可能エネルギー・蓄電池等により、72 時間以上の電力確保に努めます。

○ 避難所については、発電機・再生可能エネルギー・蓄電池等を活用し必要最低限の電力確保に努めます。

○ 避難所や医療救護所等の電力確保については、電動車(HV/PHV/EV/FCV)等を活用し、“電気を運ぶ”仕組みも検討します。

第８　技術的・財政的支援

国に対して地方の実施する地震防災対策に対して、技術的・財政的な支援を要請します。また、国の地震及び津波観測体制の強化及び空白地帯の解消を要請します。

第６章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震から町土及びに町民の生命、身体並びに財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び南海トラフ地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図るものとします。

なお、町有施設の耐震化は、今後、検討のうえ整備計画を立て、整備を図っていきます。

1　避難場所（※町有施設の高台建設による避難場所整備は次ページに記載）
2　避難路
3　消防用施設
4　消防活動を確保するための道路
5　高規格道路等
6　緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾施設、漁港施設
7　共同溝等
8　地震防災上改築又は補強を要する医療機関
9　地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
10　地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校
11　8 から 10 まで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物
12　津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
13　砂防施設設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
14　地域防災拠点施設（ヘリコプター緊急離発着場を含む）
15　防災行政無線設備
16　地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
17　地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
18　地震災害時における応急救護設備又は資機材
19　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
20　その他

※避難場所として活用するため高台建設をする施設

地区名	施設名	備考
佐賀地区	佐賀地区防災まちづくり拠点施設	
有井川地区	有井川地区防災まちづくり拠点施設	
上川口地区	上川口地区緊急避難施設	
浮津地区	浮津地区防災まちづくり拠点施設	
鞭地区	鞭地区防災まちづくり拠点施設	
入野地区	入野地区防災まちづくり拠点施設	
早咲地区	早咲地区緊急避難施設	
下田の口地区	下田の口地区防災まちづくり拠点施設	
田野浦地区	田野浦地区防災まちづくり拠点施設	
出口地区	出口地区防災まちづくり拠点施設	

第７章　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第２編第４章第５節の避難計画における津波からの円滑な行動を図るため、黒潮町で示された津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおりとし、計画的に整備を図るものとします。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
鈴地区	避難路の整備事業	1 箇所	平成 29 年度
藤縄地区	避難路の整備事業	1 箇所	平成 29 年度
佐賀地区	避難施設その他の避難場所	4 箇所	令和 6 年度
	避難路の整備事業	7 箇所	令和 6 年度
白浜地区	避難路の整備事業	1 箇所	平成 29 年度
灘地区	避難路の整備事業	2 箇所	平成 29 年度
有井川地区	避難路の整備事業	3 箇所	平成 29 年度
浮鞭地区	避難路の整備事業	3 箇所	平成 29 年度
加持地区	避難路の整備事業	1 箇所	平成 29 年度
下田の口地区	避難施設その他の避難場所	1 箇所	令和 3 年度
	避難路の整備事業	1 箇所	令和 3 年度
田野浦地区	避難路の整備事業	4 箇所	平成 32 年度
出口地区	避難施設その他の避難場所	1 箇所	平成 31 年度
	避難路の整備事業	3 箇所	令和 3 年度

裏白